

平成31年第1回定例会予算審査特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

平成31年3月7日
10時00分～17時39分
全員協議会室

出席者氏名

大竹 昇	委員長	札野 章俊	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	後藤 光秀	委員
滝沢 健一	委員	椎塚 俊裕	委員
後藤 敦志	委員	寺田 寿夫	委員
鴻巣 義則	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

市長	中山 一生	副市長	川村 光男
教育長	平塚 和宏	福祉部長	足立 裕
健康づくり推進部長	石引 照朗	教育部長	松尾 健治
社会福祉課長	下沼 恵	生活支援課長	湯原 秀一
こども家庭課長	服部 一郎	介護福祉課長	中嶋 正幸
健康増進課長	岡澤 幸代	健幸長寿課長	大野 雅之
保険年金課長	吉田 宜浩	スポーツ都市推進課長	足立 典生
教育総務課長	飯田 光也	文化・生涯学習課長	梁取 忍
国体推進課長	坪井 龍夫	指導課長	小林 孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	松谷 真一
健幸長寿課長補佐	友信 勝美 (連絡員)	教育総務課長補佐	関ヶ原 功 (連絡員)

事務局

局長 黒田智恵子 係長 矢野 美穂

議題

議案第18号 平成31年度龍ヶ崎市一般会計予算（文教福祉委員会所管事項）
議案第19号 平成31年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成31年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算
議案第23号 平成31年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算
議案第24号 平成31年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第25号 平成31年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算

大竹委員長

皆さん、おはようございます。

前回の予算審査特別委員会に引き続き、ご出席お疲れさまでございます。

ただいまから予算審査特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第18号から議案第26号までの平成31年度各予算9案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から予算審査特別委員会の運営に当たり一言申し上げます。

本会議における質疑では自己の意見を述べることができないと制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができると定められております。ただし、本会議と同様に、委員会においても発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないと定められております。また、質疑につきましては一問一答で行いますので、挙手をして事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第18号 平成31年度龍ヶ崎市一般会計予算の文教福祉委員会所管事項について、項目順にご説明を願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

よろしくお願いたします。

それでは、文教福祉委員会の所管の予算の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、8ページをお開きください。

第2表の継続費です。

一番上の民生費、社会福祉費です。一字、誤字があります。障がい福祉計画というものなのですが、障がい者という「者」が入ってしまいました。申しわけありません。正確には、障がい福祉計画です。

障がい福祉計画等改定業務委託費は、平成32年（2020年）度の第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定業務のための委託費です。平成31年度に計画策定のための実態調査を行うために、継続費としております。

その下の高齢者福祉計画等改定業務委託料につきましては、平成33年（2021年）度から3年間を基本とする龍ヶ崎市高齢者福祉計画、龍ヶ崎市第8期介護保険事業計画策定業務のための委託費です。実態調査の設計、発送及び回収、そして分析に至るまでの作業期間を要するとともに、介護保険事業料及び介護保険料の推計業務に相当の期間が必要となることから、2カ年の継続事業とするものでございます。

石引健康づくり推進部長

2つ飛びまして、体育施設長寿命化計画策定業務委託費であります。こちらは、アリーナほか13の体育施設の長寿命化のための計画を、平成31年度、32年（2020年）度の2カ年で策定するものです。

その下、第3表、債務負担行為です。

3つ目になります。健康管理システム利用契約です。現行のシステム契約が本年9月末で満了となりますことから、来年9月末までの1年間契約を更新するものです。

松尾教育部長

1つ飛びまして、中央図書館管理運営委託（平成31年度）でございます。これにつつま

しては、次期、次の指定管理に係る指定管理者を公募・選定するための手続が2019年度に必要となります。そのため、2020年度から2024年度の5カ年分の債務負担行為を行おうとするものです。5億1,590万円でございます。

石引健康づくり推進部長

その下、総合運動公園等に係る管理運営業務委託契約、平成31年度です。アリーナほか13施設の指定管理委託契約が平成31年度までとなっております。31年度内に管理者を選定し、平成32年（2020年）度から平成36年（2024年）度までの5年間の指定管理契約を結ぼうとするものです。

松尾教育部長

その下です。学校給食調理業務委託、平成31年度です。これにつきましては、次期の学校給食調理業務に係る業者を選定するための予算措置であります。2019年9月から2022年3月を期間とする移行期間になります。なお、2019年度については歳出予算に計上しておりますので、債務負担行為としては2020年から2022年3月にかけてのものとなります。限度額で1億9,467万円となります。

足立福祉部長

続きまして、9ページの第4表地方債です。

上から5段目の県災害援護資金貸付金です。これは東日本大震災による住宅改修に対する貸付金に係る市債の設定です。2件分でございます。

松尾教育部長

その下、7つ飛びまして、旧馴馬小学校施設解体事業5,850万円です。これにつきましては、旧馴馬小学校の体育館、プール解体に伴う財源措置でございます。

その下、中学校施設整備事業850万円。これにつきましては、城ノ内中学校体育館の照明をLEDにするためのものがございます。

その下です。図書館施設整備事業2,720万円。こちらにつきましては、中央図書館のエレベーターの更新及び1階和室を洋室に改修するための財源措置でございます。

その下です。文化会館施設整備事業6,490万。大ホール天井非構造部材耐震改修、合わせて照明のLED工事に伴う財源措置でございます。

石引健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業2,480万です。龍ヶ岡公園テニスコート人工芝張替工事と、テニスコート照明設備に対する地方債限度額の設定です。この工事には、スポーツ振興くじからの助成を予定しておりますが、その助成額を除いた需用費に対する地方債となります。

続きまして、19ページをお開きください。

足立福祉部長

続きまして、歳入に入ります。

一番下の段になります。分担金及び負担金です。民生費負担金です。

右側のページでは、社会福祉費負担金です。地域活動支援センター運営費負担金につきましては、川原代町にある精神障がい者にかかわる地域活動支援センター、これについては4市町で委託をしておりますが、稲敷市、利根町、河内町の委託料の負担分の受け入れです。

その下の老人施設入所負担金につきましては、松風園入所者の自己負担分です。

松尾教育部長

その下にあります児童福祉負担金、一番上です、放課後児童健全育成事業負担金。学童保育に係る保護者の負担金でございます。利用者の増加傾向を反映しまして、前年比251万9,000円、5.9%の増となっております。

その下、同じく滞納繰越分です。こちらにつきましては、ほぼ平年並みで計上させていただきます。

足立福祉部長

次に、保育所運営費徴収金私立分です。これは、市内の私立保育園の現年度保育料です。その下につきましては、その保育料の滞納繰越分です。

次の保育所運営費徴収金公立分は、野外保育所における現年度保育料です。その下につきましては、繰越分です。なお、平成31年10月から、幼児教育の無償化が始まる予定ですが、現時点においても詳細がなお不明なため、歳入、歳出ともに、平成30年度決算見込みで当初予算を計上させていただきます。詳細がわかりましたら、新年度補正予算で対応させていただきたいと考えております。

その下の日本スポーツ振興センター災害共済負担金は、公立保育所入所者に係る傷害保険金掛け金の保護者負担分です。

石引健康づくり推進部長

その下、病院輪番制病院運営費負担金は、病院の輪番制における牛久市ほか3市町の運営費の負担金です。平成30年度と31年度の2年間は当市が幹事市となっております。

その下、小児救急輪番制病院運営費負担金は、小児救急輪番制における牛久市ほか4市町の運営費負担分です。こちら、当市が幹事市となっております。

その下、療育医療給付事業費負担金です。事業は、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度ですが、この負担金はその保護者の自己負担分です。

松尾教育部長

一番下になります。日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございます。こちらは、学校管理下の事故に備えるための災害共済の保護者負担金となっております。小学生数の減少によりまして、前年比では微減となっております。

次ページ、21ページをごらんください。

一番上です。

日本スポーツ振興センター災害共済負担金、こちらは中学校に関するものです。ほぼ前年同額の計上としております。

足立福祉部長

次に、使用料及び手数料です。

まず、2つ目の枠の1、社会福祉使用料です。地域福祉会館施設目的外使用料につきましては、自販機の電気代及び設置料、社会福祉協議会職員の駐車場の使用料です。

次の総合福祉センター使用料は、60歳未満の方の施設利用料でございます。

その下の総合福祉センター施設目的外使用料は、自販機の電気代設置料、公衆電話ボックス、NTT電柱の設置料、そして社協職員の駐車場の使用料です。

その下のふるさとふれあい公園使用料は、陶芸の釜の利用料です。

その下のふるさとふれあい公園施設目的外使用料は、自販機の電気代、設置料、電柱の設置料などです。

その下のひまわり園施設目的外使用料は、社協職員の駐車場の使用料です。

次に、児童福祉使用料でございます。

さんさん館保育ルーム使用料は、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保

育の利用料です。

その下のさんさん館施設目的外使用料は、自販機の電気代及び設置料などです。

その下の駅前こども送迎ステーション使用料は、基本月額2,000円で22人の利用を想定した計上です。

その下の保育所施設目的外使用料は、ときわ保育園に係る東電柱、N T T電柱の設置料です。

石引健康づくり推進部長

2つ飛びまして、保健センター施設目的外使用料です。保健センターに設置されている自動販売機の設置料及び電気使用料です。

次ページをお開きください。

松尾教育部長

23ページになります。

小学校使用料になります。小学校施設目的外使用料、こちらにつきましては、小学校の教職員駐車使用料が主なものです。そのほか、電柱等が入っております。前年比で微増となっております。

その下、中学校施設目的外使用料、こちらも同様でございます。教職員の駐車場の使用料が主でございます。前年と同額です。社会教育使用料になります。

中央図書館施設目的外使用料、こちらは自販機、電柱等になります。

その下、歴史民俗資料館施設目的外使用料、多目的室の使用料のほか、電柱や下水管設置に伴う使用料です。

そしてその下、文化会館使用料でございます。こちらにつきましては、前年比で400万円、40%の減で計上させていただいております。現在、大ホール工事中でありまして、本年9月末の完成を目指して工事を推進しておる関係で、使用料を大きく減額計上させていただいております。

その下、文化会館施設目的外使用料、こちらについては、職員の駐車場、自販機、電柱等でございます。若干ふえております。

石引健康づくり推進部長

その下、総合運動公園施設目的外使用料は、総合運動公園内に設置している自販機の設置料及び電気使用料。それと、たつのこアリーナ1階にありますたつのこカフェの電気使用料。同じく、アリーナに設置してあります市政情報モニター設置に係る使用料。それと、たつのこスタジアムのグラウンドフェンスを利用した広告掲載料に係る収入です。

次の体育施設目的外使用料は、高砂体育館の自販機設置料及び電気使用料、高砂運動公園をはじめとする市内グラウンドに設置している東電及びN T Tの電柱設置に係る使用料です。

松尾教育部長

その下、給食センター施設目的外使用料です。こちらについては、電柱の使用料になります。前年同額です。

石引健康づくり推進部長

一番下の枠になります。

国民健康保険基盤安定等です。低所得者の保険税の軽減措置に対する市町村への支援措置です。2分の1国庫負担金となります。

足立福祉部長

次の、生活困窮者自立相談支援事業費です。まず、自立相談支援事業分は、生活困窮者の自立に向けて相談事業を行う生活保護面接相談員の報酬及び住宅確保給付金です。

次の学習支援事業分は、生活困窮者世帯の子どもたちへの学習支援事業、いわゆる無料塾に対する負担金でございます。

次のページをお願いします。

一番上の居場所づくり支援事業分は、生活困窮者世帯の子どもたちへの食事の提供や、いろいろな相談なども受けたりする、いわゆるこども食堂に対する負担金です。

次の特別障がい者手当等給付費は、精神または身体に著しく重度の障がいを有する方に対して、負担軽減の一助として支給されます特別障害者手当、障害児福祉手当等の財源措置としての負担金です。

次の障がい者自立支援給付費は、障がい者介護給付費、訓練等給付費、厚生医療費などの自立支援給付費事業に対する負担金です。

次の介護保険低所得者保険料軽減費は、第1段階保険料の軽減を図るものです。基準額の0.5で算定している第1段階保険料を0.45とし、その減額分についての国の負担金です。

次に、児童福祉費負担金です。母子生活支援施設措置費は、市民の方が管外の同施設へ入所措置した際に、市が負担する支出に対しましての国の負担分です。

次の児童扶養手当給付費は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立事業の福祉増収を目的に支給されます。児童扶養手当給付額に対しましての負担金です。

次の子どものための教育・保育給付費は、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に基づく保育所、幼稚園、認定こども園に係る施設型給付費等を対象にした国の負担金です。

次の障がい児施設給付費は、障がい児が通所施設・サービスを利用することにより、施設給付費に対する負担金です。

次の児童手当給付費は、中学校終了までの児童を対象に、児童手当5,000円から1万5,000円を支給する事業に対しましての国庫負担分です。被用者保険加入とそれ以外については、補助率が記載のとおり変わっております。

次に、生活保護費です。国が4分の3の負担、市が4分の1の負担でございます。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

石引健康づくり推進部長

その下、療育医療給付事業費です。療育給付事業費は、同事業の公費負担分の2分の1が国庫負担として歳入されます。そのほかは、市と県がそれぞれ4分の1の負担となっております。

足立福祉部長

続きまして、国庫補助金でございます。

2つ目の1、社会福祉補助金の障がい者地域生活支援事業費です。これは、障がい者の日常生活用具費、また、障がい者支援相談事業など様々な地域生活支援上に対しましての国の補助金です。

次に、児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）につきましては、一時預かり事業や地域子育て支援拠点の事業に対する補助金です。

松尾教育部長

その下です。

子ども・子育て支援事業（学童保育分）でございます。国3分の1、県3分の1、市3分の1と、おのおの3分の1の負担割合、そういった仕組みになっております。本事業につきましては、対象児童の増加に伴いまして、保護者負担金がふえております。一方で、国庫補助金の対象事業費はそんなに大きくふえるわけではありませんが、保護者負担金が

ふえた関係で対象児童はふえているにもかかわらず、補助金については前年度比で39万7,000円、1.1%の減額の計上とさせていただいております。

足立福祉部長

次に、保育対策総合支援事業です。まず、広域的保育所等利用事業分は、駅前こどもステーションの、送迎ステーションの補助金です。

その下の業務効率化推進事業分は、民間保育所での保育士支援のためのパソコンやビデオカメラの購入に対する補助金です。事故防止推進事業分は、事故防止を図るための午睡チェック、お昼寝のチェック、うつ伏せ寝のチェック、その機器の購入等に関する補助金です。

次の母子家庭等対策総合支援事業費は、母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格職のため、養成期間に通う場合に支給される経費に対しましての補助金です。

次に、生活保護費補助金の生活保護適正実施推進事業です。これは、生活保護関連のレセプト点検に係る事務処理に対しましての補助金です。

石引健康づくり推進部長

一番下にあります感染症予防事業費等は、子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券事業及び各がん検診の個別勧奨等に関する国庫補助で、補助率2分の1となっています。

次ページをお開きください。27ページになります。

母子保険医療対策等総合支援事業費は、産後ケア事業、産婦健康診査事業に係る国庫補助で、補助率2分の1となっています。

その下、子ども・子育て支援事業費（育児支援家庭訪問分）は、乳児家庭全戸訪問事業の赤ちゃん訪問、及び母子保健コーディネーターの経費に対する国庫補助で、補助率は3分の1です。

足立福祉部長

次の地域自殺対策強化事業費は、自殺対策普及啓発費等に対しましての補助金です。

松尾教育部長

中段よりやや下です。

小学校費補助金になります。遠距離通学児童援助費でございます。こちらにつきましては、城ノ内小学校及び龍ヶ崎西小学校のスクールバス運行に関する補助でございます。補助率2分の1となっております。

その下、要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費でございます。こちらにつきましては、特別支援教育就学奨励費が主になっております。前年比で増加をしております。

その下、中学校費補助金でございます。要保護生徒援助費・特別支援教育就学奨励費、こちらも小学校と同様でございます。特別支援の割合が高くなっております。その下の幼稚園就園奨励費につきましては、所得状況に応じまして、保護者の経済的な負担の軽減を目的として交付します。就園奨励費に対しましての補助金です。

松尾教育部長

その下です。社会資本整備総合交付金（耐震改修分）です。

これは、文化会館第ホール、天井非構造部材耐震化工事の補助金であります。補助率3分の1となっております。

石引健康づくり推進部長

3つ飛びまして、国民年金事務費です。こちらのほうは委託金になります。法定委託事務として行っている国民年金に係る事務に対する国の委託金です。

足立福祉部長

その下の特別児童扶養手当事務費です。こちらは、精神または身体に障がいのある児童に対しまして全額国費で支給するものでございますが、その支給事務についての法定受託事務として市が委託金を国から交付されるものです。

石引健康づくり推進部長

次のページ、29ページをお願いいたします。
一番上です。

国民健康保険基盤安定等は、国保税の軽減措置に対する県の財政負担で、保険税軽減分が4分の3、保険者支援分が4分の1の県の負担となります。

足立福祉部長

その下の障がい者自立支援給付費につきましては、先ほど申し上げました国2分の1に対して県4分の1の負担でございます。

次の介護保険低所得者保険料軽減費は、先ほどの県2分の1に対しての、やはり県4分の1の負担です。

石引健康づくり推進部長

その下、後期高齢者医療保険基盤安定等は、国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対する県負担で、県4分の3の負担です。

足立福祉部長

次に、児童福祉費負担金です。母子生活支援措置費は、先ほどの国2分の1に対しての県4分の1です。

その下の子どものための教育・保育給付費につきましても、同じく国2分の1に対して県4分の1の負担金です。

その下の障がい児施設給付費につきましても、同じく国2分の1に対して県の4分の1の負担です。

次に、児童手当給付費です。こちらも、先ほどご説明いたしました国の負担に対しての県の負担金です。負担率は記載のとおりでございます。

次の生活保護費につきましては、通常は国4分の3、市4分の1の負担割合であります。対象者の居住地が不明などの場合、市の負担分4分の1を県が肩がわりすることとなっております。その分の県の負担金です。

石引健康づくり推進部長

その下、養育医療給付事業費です。国2分の1に対し、県4分の1の負担となっております。

その下、予防接種健康被害給付費は、予防接種後の健康状況調査事業にかかわる負担金です。

足立福祉部長

続きまして、民生費県補助金です。2段目の事務処理特例交付金（社会福祉事務分）からです。これは、身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金です。

その下の民生委員推薦会は、同会議開催に係る委員報酬に対する県の補助金です。

その下の墓地埋葬等取り扱い費は、市内で死亡した身元不明者の葬祭費に対しましての県10分の10の補助金です。

その下の地域ケアシステム推進事業費は、県の事業である地域ケアシステムに関する補助金です。

その下の障がい者地域生活支援事業費は、国2分の1に対し、県4分の1の補助金です。

その下の老人クラブ助成費は、各高齢者クラブに対する補助に対し、県から3分の2の補助率の補助金が市に交付されます。

その下の老人クラブ連合会助成費です。連合会に対しても、県から3分の2の補助金が交付されます。

次の介護保険低所得者対策事業費は、社会福祉法人等による利用者負担軽減事業、障がい者境界層への軽減措置への補助金です。

石引健康づくり推進部長

その下、医療費助成事業費、医療費分及びその下の医療費助成事業費事務費分は、いわゆるマルフクに対する県の補助金です。補助率は2分の1となります。

足立福祉部長

次ページをお開きください。31ページです。

次に、児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援事業費（子育て環境整備分）は、先ほどの国の3分の1の補助に対する県の3分の1の補助金です。

松尾教育部長

その下です。

子ども・子育て支援事業費（学童保育分）。こちら、先ほどの国庫補助と同様でございます。補助率3分の1。そして、保護者負担金の増に伴いまして、補助金自体はやや減というような状態です。

次に、子どものための教育・保育給付費（地方単独分）です。こちらは、施設給付費のうち、教育認定分の一部、26.6%に対する県の補助金です。

その下の民間保育所等乳児等保育事業は、私立保育所の1歳児受け入れに対する経費の補助金です。

足立福祉部長

次に、保育対策総合支援事業です。保育体制強化事業は、保育士の負担軽減を図るため、用務主の雇用に対する補助金です。

その下の保育補助者雇上強化事業分は、同じく保育士の負担軽減を図るため、保育助手の雇用に対する補助金です。

その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費は、18歳未満で軽度・中等度の難聴のある方で、補聴器購入の助成に対しましての補助金です。

その下の在宅障がい児福祉手当支給事業費は、在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者に支給します在宅心身障がい児福祉手当支給に対しましての補助金です。

次の事務処理特例交付金（児童福祉事務分）は、私立保育所の実地検査などに係る県からの権限移譲事務に対する補助金です。

その下の多子世帯保育料軽減事業費は、県の補助事業で、国の基準の第4階層、第5階層まで年齢の上限を撤廃しまして、第3子以降、3歳未満の保育料を無料とし、また、第2子で3歳未満の保育料を半額とするもので、県の2分の1の補助でございます。

次に、災害救助費補助金です。被災住宅復興支援利子補助助成費は、東日本大震災の被災者が住宅や敷地の改修のために行うため、借り入れた資金の利子のうち、借り入れ利率の1%を上限として、県から市に補助金が交付されるものです。利子補給分です。

その下の災害見舞金被災者生活再建支援金は、被災者再建支援法の適応の対象とならない世帯への支援金の原資として、2分の1の率で県から市に補助金が交付されるものです。

その下の災害救助費繰替支弁費交付金（応急仮設住宅分）は、危機管理課所管でございます。

石引健康づくり推進部長

その下です。献血推進事業費です。これは同事業に対する県補助で、補助率は2分の1となります。

その下、小児救急輪番制病院運営費は、同事業に対する県補助で、こちらも補助率2分の1となります。

その下、健康増進事業費は、健康教育、健康相談、健康診査など、総合的な保健推進事業に対する県の補助金となります。

その下、子ども・子育て支援事業費（育児支援家庭訪問分）は、国の補助と同額で、県3分の1の補助です。

松尾教育部長

次ページをお開きください。

33ページになります。中段よりやや下、教育費県補助金の小学校費補助金でございます。被災児童就学支援等事業費でございます。こちらにつきましては、東日本大震災より被災し、経済的に就学が困難となった児童・生徒の保護者に対する必要な援助を行うというものでございます。県費10分の10でございます。平成31年度については1名分、8万7,000円を計上しております。

その下、中学校費補助金の被災生徒就学支援等事業費、同様でございます。1名分、13万3,000円を計上しております。

その下、社会教育費補助金でございます。事務処理特例交付金（生涯学習事務分）こちら、均等割額を計上で、前年同額の2万6,000円の計上です。

その下、青少年相談員事業費、こちらにつきましては、既存店舗当たり460円という基準がありまして、それに対する補助金でございます。3万7,000円です。

その下、土曜日の教育支援体制等構築事業、いわゆるサタデースクールに関するものです。八原小学校、馴染小学校、城ノ内小学校、3校分でございます。前年同額の計上です。

その下、放課後子ども教室推進事業費、いわゆるアフタースクールに関する補助金でございます。サタデースクール以外の8校分でございます。こちらも前年同額の計上でございます。

その下、保健体育費補助金でございます。

1つ飛びまして、茨城国体会場地市町村運営交付金でございます。これにつきましては、県の予算補助でございます。2,000万円を見込んであります。

足立福祉部長

続きまして、次ページ、35ページをお開きください。

35ページの区分の欄で、上から3つ目に、社会福祉費委託金になります。右側では、0001行旅死亡人援護費です。こちらは、身元不明者の葬祭費用に対します県からの委託金です。

松尾教育部長

3つ飛びまして、教育総務費委託金になります。学びの広場サポートプラン事業費でございます。こちらにつきましては、小学校11校全校分、そして中学校では、愛宕中学校分のそれぞれ講師謝礼、保険等に対するものでございます。前年比29万5,000円の減額の計上とさせていただきます。

足立福祉部長

続きまして、2つ目の枠の利子及び配当金です。このページのちょうど中頃、少し下にあります0008地域福祉基金利子、水戸市で29万9,000円計上しております。

松尾教育部長

1つ飛びまして、0010教育振興基金利子、その下、義務教育施設整備基金利子、ともに

基金の利子を計上させていただいております。
続きまして、37ページをごらんください。

足立福祉部長

37ページです。

一番上、特別会計繰入金です。一番上の介護保険事業特別会計繰入金につきましては、科目設定でございます。

松尾教育部長

その下の箱になります。

基金繰入金の下から2番目、0009教育振興基金繰入金480万円を計上しております。充当先でございます。小学生援護事業に360万円、それから体育振興活動費に120万円を充当しております。

その下、義務教育施設整備基金繰入金4,419万7,000円であります。充当先です。小学校施設整備事業に3,202万2,000円。同じく、中学校施設整備事業に1,217万5,000円を充当いたしております。

足立福祉部長

続きまして、一番下の枠です。

諸収入です。まず、災害特別援護資金貸付金元金収入につきましては、平成21年度に発生した竜巻被害に対する貸し付けで、滞納となっている部分を受け入れるための科目設定です。

次の保育士等就労資金貸付金元金収入は、平成28、29年度に貸し付けを受けた学生が、平成31年3月の卒業を迎えることから生じる返還金です。4名分です。なお、5年間市内の保育所等に就職される場合は、免除となります。現在対象者の状況確認や、今後の意向調査を行っております。

次の高額介護サービス費貸付金元金収入につきましては、歳出同額を計上しております。

石引健康づくり推進部長

次のページをお願いいたします。

一番上の高額療養費貸付金元金収入です。

歳出の貸付金と同額を計上しています。これは、高額療養費の支払いが困難な方に対して、高額療養費支給対象額の9割を貸し付けるものです。

その下の出産資金貸付金元金収入です。これも歳出の貸付金と同額を計上しています。これは療養の給付の対象外である出産費の医療機関への支払いが困難な方に対し、事前に出産育児一時金の9割を貸し付けるものです。

足立福祉部長

次の災害援護資金貸付金元金収入の、その下の同利子収入につきましては、東日本大震災に係る災害援護資金で、貸し付けを受けた市民から市へ償還される元金と利子です。

次に、児童福祉費受託収入です。公立保育所入所受託収入につきましては、八原保育所において他市町村から受け入れた児童に係る受託収入ですが、現時点で平成31年度はおりませんので、科目設定となります。

石引健康づくり推進部長

その下の医療福祉費第三者納付金であります。これは、交通事故など第三者行為に対する求償分です。

その下、医療福祉費高額療養費等納付金は、マルフク該当者が高額医療費の支給を受け

た場合、マルフクが立てかえた金額分を各医療保険者から納付を受けるものです。前年と同額になります。

次に、団体支出金の枠の一番下、0011スポーツ振興くじ助成金であります。歳出の総合運動公園リニューアル事業に掲載しております龍ヶ岡公園テニスコート人工芝張替工事及びテニスコート照明設備工事に対して、スポーツ振興くじ t o t o の地域スポーツ活動推進事業により助成を受けるものです。人工芝張替工事については、助成対象限度額が6,000万円で、その5分の4の4,800万円を見込んでいます。照明設備工事については、工事費の3分の2の1,609万6,000円の助成金を見込んでいます。

足立福祉部長

次に、2給食費負担金です。保育所職員給食費負担金につきましては、八原保育所職員の給食費負担金です。

松尾教育部長

その下、学校給食費負担金でございます。児童・生徒数の減少傾向を反映しまして、前年比520万1,000円の計上です。

その下、同じく滞納繰越分、定額計上を150万円させていただいております。

足立福祉部長

続きまして、雑入です。まず、0007臨時福祉給付金返還金です。給付金の支給後に対象外となった方からの返還金を受け入れる科目設定でございます。

石引健康づくり推進部長

その下、医療福祉費返還金です。これはマルフク資格の喪失した後の受診による返還及び診療報酬の返還金で、前年度と同額となっております。

足立福祉部長

その下の児童扶養手当返還金につきましては、科目設定をしております。

次の生活保護費返還金現年度分、そしてその下の過年度分につきましては、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や、不正な手段で保護を受けた場合の返還金でございます。

次のページをお願いします。41ページです。

41ページのちょうど中頃になります。0040緊急通報装置設置者負担金です。同装置の設置手数料を8人分見込んでおります。

その下のさんさん館CD売り払い収入は、さんさん館で作成したCDの売り払い収入です。

その下の駅前子どもステーション電話使用料は、受託者からの受け入れでございます。

松尾教育部長

その下です。放課後児童健全育成事業保険料負担金。学童保育に关します保護者の保険料負担金1,400人分を計上しております。112万円でございます。

足立福祉部長

その下の公立保育所現場実習費につきましては、大学などからの実習生を受け入れる際の費用です。

石引健康づくり推進部長

その下、健康診査受診者負担金は、各種がん検診及び健康診査受診に係る自己負担分です。

その下の妊婦教室参加者負担金は、妊婦教室の際のテキスト代です。

松尾教育部長

少し飛びまして、0057教育プラン頒布収入1,000円です。科目設定です。

その下、公立小中学校現場実習費、こちらも科目設定です。

その下、学校事故賠償保険金100万円の定額計上とさせていただきます。

石引健康づくり推進部長

その下、学校開放体育館使用料は、市内小・中学校体育館の夜間開放時の施設使用料です。

松尾教育部長

その下です。公共施設水道等使用料です。これにつきましては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が龍ヶ崎小学校の屋上に観測装置を設置しております。その電気料相当額7万5,000円を計上しております。

その下、太陽光発電余剰電力売払収入、こちらにつきましては、城西中の太陽光発電の余剰電力の売払収入でございます。

足立福祉部長

その下、子育て学習事業保険料負担金でございます。これにつきましては、子育てふれあいセミナーの移動交流学习会の参加者負担金、1名当たり50円でございますが、その負担金でございます。

松尾教育部長

その下、子どもの居場所づくり事業賠償保険金でございます。こちら、5万円の定額計上とさせていただきます。

その下、歴史民俗資料館電話使用料、科目設定でございます。

43ページをごらんください。

43ページの一番上です。市史等刊行物頒布収入、こちらについては実績で10万円を計上させていただきます。

その下、文化会館検針用端末装置電力使用料。新電力の使用料の自動検針装置の電気料相当額6,000円を計上させていただきます。

石引健康づくり推進部長

その下、たつのこアリーナ幼児一時預り利用者負担金です。こちらは、たつのこアリーナを利用する方のお子さんを幼児体育室で一時的に預る際の負担金です。

足立福祉部長

次に、市債です。

次の枠の上から5行目の0001県災害援護資金貸付金です。これは、地震や暴風などの災害時に被災した市民へ貸付ける災害援護資金の原資として、県から市へ貸付けられるものです。

松尾教育部長

少し飛びまして、教育総務債でございます。旧馴馬小学校施設解体事業債、こちらにつきましては、旧馴馬小学校体育館プール解体に伴います実施設計、それから工事請負業を対象としております。

その下、中学校施設整備事業債でございます。城ノ内中学校体育館の照明をLED化する

るための工事に対してのものです。

その下、図書館施設整備事業債、こちらにつきましては、エレベーター更新のための設計、それから工事費及び和室改修のための工事費に充当しております。

その下、文化会館施設整備事業債でございます。大ホール天井の非構造部材耐震工事、それから照明のLED化工事のものでございます。

石引健康づくり推進部長

その下、体育施設整備事業債は、龍ヶ岡公園テニスコート人工芝張替え工事及びテニスコートの照明設備工事に対する地方債です。充当率は、テニスコート芝張替え工事については、スポーツ振興助成金を控除した額に対し75%。テニスコート照明設備工事については、スポーツ振興助成金を控除した額に対し、90%の充当率になります。

足立福祉部長

続きまして、歳出になります。

49ページをお開きください。

以後、事業ごとに、そして事業の主だったものをご説明させていただきます。

まず、このページの下の方にあります男女共同参画推進費です。報酬は、審議会委員11名分の報酬です。報償費は、イクメン・イクジョイ川柳の賞品や、講演会等の講師謝礼です。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。

79ページの民生費でございます。職員給与費（社会福祉費）につきましては、社会福祉課職員14人分の人件費です。

次に、社会福祉事務費です。報酬は、福祉有償運送運営協議会と地域福祉計画推進委員会の委員報酬です。そのほかは社会福祉課内で使用する消耗品や通信運搬費、県内福祉事務所長会議に係る経費です。

石引健康づくり推進部長

その下、国民健康保険事業特別会計繰出金です。一般会計から特別会計の繰り出しで、前年度比で7.1%の減です。

足立福祉部長

次に、民生委員等関係経費です。報酬は、民生委員推薦会委員の報酬です。補助金につきましては、民生委員、児童委員の地域福祉活動に対する補助で、1人当たり年額7万2,000円、118人分です。

次のページをお願いいたします。81ページです。

行旅死病人等一時援護事業です。こちらは、身元不明者の埋葬料、葬祭費や、行旅人への交通費の貸付けなどの経費でございます。

次に、遺族等援護事業です。遺族会の運営及び戦没者追悼式に係る経費が主なものです。

次に、見守りネットワーク事業です。報償費は、情報交換会議における講演会の講師謝礼、休日の緊急連絡用携帯電話の使用料などです。

次に、生活困窮者自立支援事業です。報酬、共済費、医療費は、相談支援嘱託員1名分の報酬等です。

委託料の学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援、いわゆる無料塾です。居場所づくり支援事業は、こちらも生活困窮世帯の子どもたちを対象に食事を提供したり、いろいろな相談などに乗ってあげたりする、いわゆるこども食堂です。双方とも今年度同様、NPO法人への業務委託を予定しております。扶助費の住宅確保給付金につきましては、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失、または喪失するおそれがある方に対して、所得が基準以下の方に一定期間家賃相当額を給付するものです。

次に、社会福祉協議会助成費です。こちらは、市社会福祉協議会の人件費及び地域福祉会館管理費に関する補助金です。

次、地域福祉推進事業です。こちらは、社会福祉協議会の実施する地域福祉に関する各種事業に対する委託金、補助金、交付金です。まず、委託料は、福祉制度の境界上にいる方を各機関が連携して支援する地域ケアシステム事業委託料です。

次に、補助金です。ふれあいのまちづくり事業は、ふれあい広場などの福祉イベントや、手話などの講座の実施に係る経費。また、社会福祉協議会中央所の運営費、そして来年度に開設予定の（仮称）社会福祉協議会中央支所の整備費及び運営費に対する補助金です。

その下の障がい者自立支援事業は、福祉の店や福祉の名刺屋さんなど、障がい者の社会的自立支援を目的とする事業への補助金です。

その下の在宅福祉サービスセンター事業は、高齢や障がいのため日常生活を送る上で支障がある方へ有償で食事の支度や、部屋の清掃などの家事援助サービスなどを提供する事業への補助金です。

その下の地域福祉活動推進事業は、福祉や社会支援などの情報提供や、コーディネートを通して地域住民の主体的な活動の支援を目的とする、各地域における担当職員配置への補助金です。

交付金のボランティアセンター活動事業につきましては、ボランティア活動の振興により地域福祉の活性化を目的とする同センターの活動に対する交付金です。

次に、総合福祉センター管理運営費です。委託料は、社会福祉協議会への同センターの指定管理料と、多目的室へ設置する空調機器設置工事の実施設計になります。

工事請負費は、多目的室への空調機器設置工事、入浴施設に使用している井戸水ろ過機器のろ過材のろ過材の交換工事です。

次に、ふれあいゾーン管理運営費です。事業費は、ふるさとふれあい公園に設置してあるAEDのバッテリー購入費です。

委託料は、社会福祉協議会が指定管理者となっているふるさとふれあい公園の指定管理費です。

使用料及び賃借料は、まちづくり・文化財団が所有する土地をディスクゴルフ場の一部として借用するための賃借料です。

次のページをお願いいたします。82ページ、83ページです。

工事請負費は、ひまわり園の多目的改修工事、浄化槽改修工事、PAS交換工事、施設の電気に不具合が生じた際に、他の施設へ影響を及ぼさないようにするPASという工事に係る費用です。

備品購入費では、ふるさとふれあい公園のグラウンド整備に使用するための散水機購入費用です。

次に、障がい者福祉事業です。主なものとして、報酬は特別障害者手当等の嘱託医師への報酬です。

扶助費は、特別障害者手当、障害児福祉手当の給付です。

次に、障がい者給付訪問調査等事務費です。役務費は、給付審査会での審査のために必要となる主治医意見書の手数料及び通信運搬費です。

次に、障がい者給付審査会事務費は、龍ヶ崎障がい者給付審査会の運営に係る経費です。主に、審査会委員への報酬です。

次に、障がい者自立支援事務費です。

役務費につきましては、障害福祉サービスの審査支払い手数料、あるいは障がい者の医療費の審査支払手数料について、国保連及び支払基金への支出でございます。

次に、障がい者自立支援給付費事業です。

扶助費の内訳でございますが、主なものをご説明いたします。

障がい者介護給付費は、生活介護や施設入所支援、居宅介護等に係る給付費です。

その下の障がい者訓練等給付費は、就労移行支援A型、B型等に係る給付です。

その下の障がい者更生医療費は、自立支援医療制度に係る給付費です。また、障がい者相談支援給付費につきましては、計画相談支援に係る給付です。

次に、障がい者地域生活支援事業（補助分）です。報酬は、障がい者支援相談員の報酬です。賃金は、手話通訳者及び障がい者支援相談員（新規採用分）の賃金です。

委託料の、地域活動支援センター運営は、稲敷市のみやざきホスピタルに設置されている「いなしきハートフルセンター」、そして市内川原代町の地域活動支援センター「ゆうあいワークイン」の2カ所への委託料です。

次のページをお願いいたします。85ページです。

扶助費です。障がい者日常生活用具費につきましては、ストマ、紙おむつ等でございます。

障がい者移動支援費は、単独で外出が困難な障がい者に付き添う支援の給付費です。

そのほか、地域生活支援費は、通所入浴サービス、重度心身障がい者のタクシー利用、身体障害者手帳新規交付申請の際の診断料などに対する助成です。

次に、障がい者地域生活支援事業（単独分）です。報酬は、障がい者自立支援協議会委員の報酬と、一般被保険職員2名分の報酬です。

18の備品購入費です。緊急通報システム機器1台分の購入費用です。

20扶助費の、その他地域生活支援費は、通所入浴サービス、重度心身障がい者のタクシー利用料、身体障害者手帳新規交付申請の際の診断料などに対する助成です。

次に、障がい者福祉計画改定費です。委託料の障がい福祉計画改定費は、平成32年（2020年）度に予定している第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査を行うための委託料となっており、継続費扱いとなっております。

次に、職員給与費（老人福祉）です。こちらは、介護福祉課職員5人分の人件費でございます。

老人福祉事務費です。主なものとしまして、需用費、こちらは高齢者実態調査に係る事務費でございます。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、前年度比で0.6%の減です。

介護給付費等の繰入ですが、後ほど特別会計でご説明いたします。

石引健康づくり推進部長

その下、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。一般会計から特別会計への繰出で、前年度比で3.6%の増となっております。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金です。こちらは、特別会計の事業費減額に伴い、大幅な減額となっております。

足立福祉部長

続きまして、老人保護措置費です。これは、松風園に入所している方の措置費相当分です。6名分を計上しております。

次に、高齢者生きがい対策事業です。報償費は、合同銀婚式の司会者謝礼や記念品、また、最高年齢100歳到達者、88歳到達者への敬老祝い金です。

その下の需用費、役務費は、合同金婚式に係る経費や会食代が主なものです。

補助金の高齢者生きがい活動につきましては、長寿会への補助金でございます。

交付金につきましては、次のページをお願いいたします。

一番上の交付金の高齢者生きがい対策事業（敬老会開催等）は、高齢会開催のための社会福祉協議会への交付金です。

石引健康づくり推進部長

高齢者いきいき活動支援事業です。これは、元気サロン松葉館の運営に係る委託料ですが、当該事業での85%分は介護保険事業特別会計にて計上してありまして、残り15%を65

歳未満の方の利用と想定し、当事業で計上しております。

足立福祉部長

次に、在宅高齢者生活支援事業です。事業費は、緊急通報システムの事業運営経費等です。

役務費は、緊急通報システム設置手数料、また、さわやか理髪の手数料等です。

委託料の緊急通報システム保守は、104台のスポット点検です。

備品購入費は、緊急通報システムの端末機102台の購入を予定しております。

負担金につきましては、稲敷広域圏内の緊急通報センター運営費の市負担分です。

扶助費は、日常生活用具や外出支援、さわやか理髪への支援でございます。

次に、介護保険低所得者対策事業です。これは、低所得者のための介護サービス費自己負担分の支援です。

負担金の介護保険低所得者対策事業は、社会福祉法人による利用者負担の軽減に対するものです。

扶助費の介護保険低所得者対策費は、障がい者境界層の方々への負担軽減でございます。

貸付金につきましては、歳入と同額を計上しております。

高齢者福祉計画等改訂費につきましては、次年度の高齢者福祉計画につきましてはの事務委託料でございます。

石引健康づくり推進部長

その下、職員給与費（医療福祉）でございます。保険年金課職員2人分の人件費です。

その下、医療福祉事業（県補助分）及びその下の医療福祉費用（単独分）です。この2つは、いわゆるマルフク制度の事業であります。県制度の枠で運営している部分と市単独で対象を拡大している部分についてです。主な支出ですが、役務費は県補助分及び単独分それぞれ受給者証の郵送料、審査支払手数料です。

扶助費は、県補助分では、昨年10月からの県制度改正に伴う所得制限内の高校生相当入院分が含まれ、新たに平成31年4月から精神障害者保険福祉手帳1級の方が対象者に拡大されました。

単独分では、産休職員の代替として臨時職員の賃金等を計上しております。

次ページをお願いいたします。89ページです。

高額療養費貸付事業及びその下の出産費資金貸付事業は、当該費用の支給までの間のつなぎとして貸付を行う制度であります。代替措置ができたことから、ここ数年は利用がない状況です。歳入と同額を計上しております。

その下の職員給与費（国民年金）は、保険年金課職員2人分の人件費です。

その下、国民年金事務費です。報酬は、国民年金相談員と非常勤嘱託員それぞれ1名分です。

足立福祉部長

続きまして、児童福祉費です。職員給与費（児童福祉）につきましては、こども家庭課職員16人分です。

次に、児童福祉事務費です。報酬は、窓口嘱託職員2名分の報酬です。

19負担金、補助及び交付金です。

負担金の管外母子生活支援施設運営費は、市内居住の母子世帯が管外の同施設に措置を委託する際の負担金です。

補助金の幼児二人同乗用自転車購入費は、同自転車の購入費の一部を助成するものです。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金は、つばみ園に係る特別会計でございます。詳細につきましては、後ほど特別会計でご説明いたします。

次に、さんさん館管理運営費です。報酬は、子育て支援センターの子育て支援嘱託員2

名の報酬です。需用費、役務費は、一般的な事務経費です。

委託料のファミリーサポートセンター運営は、さんさん館で実施しているファミリーサポートとリフレッシュ保育を実施する保育ルーム2つの事業について市内NPOに委託を予定しております。

次のページをお願いいたします。91ページです。

14番の使用料及び賃借料につきましては、照明機器が老朽化したことから、リースによりLED照明器具に交換しようとするものです。

次に、駅前子どもステーション管理運営費です。委託料ですが、来年度も送迎ステーション運営、子育て支援センターの運営の委託を予定しております。

その下の14、使用料及び賃借料につきましては、土地建物の賃借料でございます。

松尾教育部長

その下です。放課後児童健全育成事業です。学童保育に関する予算であります。小学校全学年を対象に、学童保育ルーム全11校に設置をしております。当初予算では、1,400名、27クラス分の運営予算としております。

報酬、共済費、社会保険料、旅費、費用弁償については、支援員123名にかかるものです。

需用費については、消耗品費、修繕料、光熱水費などです。

役務費につきましては、火災保険料、手数料、通信運搬費、委託料では、設備の保守、さらに清掃等です。

使用料につきましては、建物2棟のリース料を計上しております。

備品購入費は、いわゆる総量予算でございます。

償還金につきましては、過誤納に係る還付金を定額で計上させていただいております。

予算全体としては平年ベースでございますけれども、利用者の増加傾向を反映しまして、人件費が増加しております。

一方、リース建物のうち、1棟分のリース期間満了による所有権移転によりまして、使用料が減額になっております。これらで相殺をしまして、全体では微増というような状態でございます。なお、年間の平均在籍児童数を840名程度と見込んでおります。

足立福祉部長

続きまして、家庭児童相談事業です。報酬は、子ども家庭課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬です。

次に、児童扶養手当支給事業です。この児童扶養手当はひとり親家庭の手当で、その支給に係る経費でございます。

扶助費につきましては、前年度と同程度です。

次に、特別児童扶養手当事務費です。この手当は、心身に障がいのあるお子さんを在宅で療育している保護者に対して支給している特別扶養手当に関する事務費です。

次に、子どものための教育・保育給付費です。

負担金につきましては、平成27年度からの新制度に伴うものでして、国が定めた公定価格と利用者負担額の差額を、市が各施設に施設給付費として負担するものです。管内分として幼稚園、保育園、認定子ども園、そのほか地域型保育、いわゆる小規模保育などがあります。

次に、一番下の子ども・子育て支援事業（補助分）です。

次のページをお願いいたします。

まず、一番上の報酬は、子育て支援コンシェルジュとして嘱託職員1名分の報酬です。

19負担金補助及び交付金にあります7件の補助金につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となります。一時保育、病児保育、延長保育事務に対する補助金です。

次に、子ども・子育て支援事業（単独分）です。本事業につきましては、市単独の補助事業が主なものとなります。

13委託料の子ども・子育て支援事業計画策定は、現在の計画の31年度で期間満了となることから、平成30年度、31年度の2カ年で計画改定業務を委託しようとするものです。

その下の補助金3件につきましては、障がい児保育対策事業や保育士増員配置事業などの私立保育所等に対します市単独の補助事業です。

次に、保育対策総合支援事業です。補助金の業務効率化推進事業は、民間保育所で実施する保育士を支援するための、パソコンソフト、ビデオカメラ購入に対する補助金です。

その下の保育体制強化事業は、同じく保育士を支援するため、清掃や給食の配膳等を行う人員を雇用するための補助金です。

保育補助者雇上強化事業は、同じく保育所の負担軽減を図るため、保育助手を雇い雇用するための補助金です。

次に、子育てサポート利用料の助成事業です。これは、NPO法人によるファミリーサポート事業や各種保育サービスに対する補助事業で、補助率2分の1で、年間8万円を限度として助成をするものです。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業です。これは、保育所で実施している一時保育、延長保育、病児病後児保育や、幼稚園で実施している預かり保育、リフレッシュ保育の利用に対しまして、補助率の2分の1で年間3万円を限度に助成をするものです。

次に、こどもまつり開催事業です。主に委託料ですが、これまでこども家庭課職員が全ての運営を行ってまいりましたが、イベント開催の業務を委託しようとするものです。

次に、たつこの子育て応援の店設置促進事業です。主に補助金といたしまして、たつこの子育て応援の店（赤ちゃんの駅）設置補助金、3件分を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。95ページです。

第3子支援事業です。これは、平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第3子以降のお子さんのいる世帯に対し経済的支援を行う制度です。すくすく保育助成金ということで、保育料の助成を行います。

次に、高等職業訓練促進費等事業です。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給する補助金です。昨年度からの継続は7名、新規5名を見込んでおります。

次に、障がい児施設給付事業です。こちらは、障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費です。扶助費の主なものとして障がい児通所給付費は、児童発達支援、放課後デイサービスに係る給付費です。

次に、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業です。こちらは、市内在住の18歳未満で身体障害者手帳の視覚障害の対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童に補聴器を購入する際、その費用に係る3分の2の補助を助成するものです。

次に、児童手当支給事業です。児童手当につきましては、3歳未満が一律月額1万5,000円、それ以上中学生までは、区分によりまして5,000円から1万5,000円が支給されます。今年度と同程度の額を見込んでおります。

次に、在宅心身障がい児介護事業です。扶助費の在宅心身障がい児福祉手当は、介護に当たる保護者へ支給する手当でございます。

続きまして、保育所費です。職員給与費（保育所）は八原保育所職員16人分の人件費です。

次の公立保育所管理運営費です。八原保育所の管理運営の経費です。保育所は嘱託保育士、栄養士、看護師、嘱託医、歯科医等の報酬です。

需用費は、給食賄い材料費のほか、光熱費、修繕費などがございます。

その他、委託料以下次のページにわたります費目につきましては、保育所運営管理に対する経費でございます。

次のページです。97ページです。

次に、多子世帯保育料軽減事業です。こちらは、国規準の第4階層の一部から第5階層まで、従来の年齢制限の上限を撤廃し、第3子以降の3歳未満児保育料を無料とするもの

です。また、3歳未満児の第2子の保育料を半額とするものです。

続きまして、生活保護費です。まず、職員給与費（生活保護）は、社会福祉課のケースワーカーなど13人の人件費です。

次に、生活保護適正実施推進事業です。報酬は、嘱託医師、生活保護面談相談員、被保護者就労支援相談員の報酬です。

役務費は、郵送料、通信運搬費及び手数料でございます。

次に、生活保護扶助費です。前年度当初予算比でマイナス1.2%、1,600万円の減という状況です。要因としましては、対象者人員の減によるものです。対象の世帯数を申し上げます。本年度1月末現在で、生活保護対象者641世帯、766人です。昨年4月1日現在が662世帯、818人という状況で、世帯数で21世帯の減、人数では52人の減という状況でございます。

次のページをお願いいたします。99ページです。

災害援護事業です。

使用料及び賃借料は、災害が発生した際、高齢者や障がい者が一時的に福祉施設を使用するための費目、科目設定です。

補助金の被災者住宅費は、火災により住宅を焼失した市民の方が応急的に必要となる住宅の賃貸に要する敷金や家賃などの経費を助成するものです。

その下の被災住宅復興支援利子助成補給金は、東日本大震災の被災者が住宅や敷地の改修を行うために借り入れた資金の利子のうち、2%を上限として利子補給を交付するものです。

扶助費の災害見舞金は、火災や風水害など災害に被災した市民に支給するものです。10万円が支給される全焼・全壊を5件、5万円が支給される半焼・半壊を2件計上しています。

その下の被災者生活再建支援金は、被災者生活再建支援法の適用とされない災害で被災した世帯へ支援金の交付を行うもので、基礎支援金、加算支援金、それぞれ1件ずつ計上しております。

貸付金につきましては、市から市民へ貸し付けられる災害援護資金です。全壊、半壊それぞれ1件ずつ計上しています。

償還金、利子及び割引料は、平成30年度下半期及び平成31年の上半期に市民から市へ償還のあった貸付金のうち、元金分を県へ償還するものです。

その下の応急仮設住宅費は、危機管理課所管となります。

石引健康づくり推進部長

その下、保健衛生費になります。

1つ飛びまして、保健衛生事務費です。昨年度より増額となっておりますが、成人保健事業に組み込まれていた健康管理システム修正委託料や賃借料が計上されたためであります。

補助金の献血推進事業は、献血推進協議会への補助です。

骨髄移植ドナー支援事業費助成金については、ドナー休暇制度がある企業等に所属していない方を対象に、1日2万円、7日を限度に補助するものです。

交付金、健康相談事業は、医師会並びに歯科医師会への交付金です。

その下、医療対策事業です。

委託料は、日曜、祝日、年末年始の休日緊急診療に対する委託費です。

負担金、補助及び交付金の負担金です。病院の輪番制病院運営費、小児救急輪番制病院運営費の負担金となります。当市が幹事市で、近隣市町からの負担金をまとめて支出をしております。

補助金は、龍ヶ崎済生会病院への補助、特別交付税決定額を限度に補助するものです。

その下、東京医科大学茨城医療センター運営費は、市民の救急搬送受け入れ実績により、運営費を補助するものです。

その下、健幸づくり推進事業です。これは、てくてくロードに係る経費を計上しています。

事業費は、てくてくロード完歩賞に係る消耗品及びてくてくロード路面標示用シールの購入費用等です。

委託料は、てくてくロードの点検に係る経費です。

次ページをお開きください。101ページになります。

(仮称) まいん「元気」サポートセンター管理運営費です。市街地活力センターまいん1階のまんが図書館が昨年9月で閉館し、その後の活用策として、「介護予防イコール健康寿命の延伸」をコンセプトに、地域から「元気」をつくる拠点として活用する経費です。予算は9カ月分で計上しておりますが、工事着手のおくれにより、開館は秋頃を予定しております。

まず、賃金です。施設を管理・運営する臨時職員3名分の人件費及び交通費になります。

事務費は、運動プログラムで使用するストレッチマットやボール、事務用品などの消耗品等です。

役務費は、施設の電話料金になります。

委託料は、介護予防のための健幸講座開催に係る経費や、施設清掃、夜間管理に係る経費等です。

備品購入費では、施設運営に必要な健康チェック機器、ストレッチマシン、机・椅子などを計上しています。

その下、健幸マイレージ事業です。平成29年10月より、既存のスマートフォンアプリ、リノボディを利用して、日々の歩数や健診受診に対してポイントを付与し、ポイント数に応じて景品等に交換できる「タップ君健幸マイレージ」を実施しています。

支出の主なものは、一般職非常勤職員2人分の人件費、報償費としてポイント交換に係るインセンティブ商品の購入費、需用費では、啓発用品の購入、委託料では、ポイント交換、商品管理・発送や、健幸マイレージウォーキングイベント開催の委託経費です。

使用料及び賃借料では、運用支援に係る経費を計上しております。なお、ウォーキングイベント経費の70%相当は、介護保険事業特別会計で計上をしております。

その下、成人保健事業です。当事業は、主に歯周疾患に係る事業を行っております。

報酬は、歯科衛生士1人と一般職非常勤職員5名分の報酬です。

需用費は、歯周疾患検診の受診券印刷等で、その郵送料を役務費で計上しています。

委託料は、通知に関する封入委託や、歯周疾患検診に係る市歯科医師会への委託です。

備品購入費では、コミュニティセンターの血圧計5台を更新するための費用です。今年度と合わせて13のコミュニティセンターと保健センターに設置してあります血圧計が更新されます。

その下、食生活改善推進事業です。昨年度は健康づくり事業に入っていた食生活改善推進事業を独立させたものです。食生活改善推進員を中心に、地域の食生活改善に向けた事業を行っております。

その下、がん検診事業です。胃がん、大腸がん、前立腺などのがん検診及び結核検診に係る経費であります。

一番下、婦人科検診事業です。

次ページ、103ページに続きます。

こちらは、子宮頸がん、乳がんの検診、骨粗しょう症検診等を行っております。

その下、生活習慣病健康診査等事業です。肝炎ウイルス検診と生活習慣病健康診査を行っております。

その下、母子保健事業です。主なものとして、母子健康手帳、父子健康手帳の発行や、きずなメール、電子母子手帳「たつのこたち」の配信を行っております。また、新たに31年度から禁煙外来治療助成を開始します。子育て中の年代に喫煙者が多いといった調査結果があり、子どもたちへの受動喫煙を減らすためにも、妊婦または18歳以下の子どもと同

居している喫煙者を対象に治療の助成を実施します。

その下、乳幼児健康診査等事業です。主なものとして、三、四カ月児健診、股関節健診、1歳6カ月健診などの各種検診に係る医師の報酬及び栄養士、看護師、歯科衛生士、嘱託員などに対する報酬です。

委託料の乳児健康診査は、医療機関に委託しています3月から7カ月児健診と、8月から11カ月児健診の委託です。

その下、妊産婦健康診査等事業です。妊婦健康診査は、1回から14回まで時期に合わせた健診を、産婦健康診査は、産後2週間目と1か月後に行います。

産後ケア事業は、産後うつ予防のため、宿泊型・日帰り型を実施します。

次ページをお開きください。105ページです。

マタニティタクシー利用助成金は、1回1,000円、往復2,000円の補助です。今年度からは、プレママ教室や産婦検診のタクシー利用にも利用できるように拡大をしました。

妊婦治療助成金は、女性は上限15万円、男性は10万円で助成します。また、妊娠しても流産してしまう不育症治療にも助成となります。

その下、子育て相談事業です。発達指導員、新生児等訪問指導嘱託員、管理栄養士及び子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターへの報酬が主な経費となります。

その下、療育医療給付事業です。身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度です。

足立福祉部長

続きまして、精神・難病保健福祉対策事業です。主に扶助費でございます。難病見舞金として、1件2万円、448人を見込んでおります。

次に、地域自殺対策強化事業です。需用費につきましては、自殺対策の普及啓発用グッズとパンフレットの作成経費でございます。

すみません、ここで訂正をお願いいたします。

95ページの上から3つ目です。保育士等支援事業、こちらを抜かしてしまいました。申しわけありません。この補助金、保育士等家賃補助制度につきましては、保育士確保のため家賃を補助するものですが、来年度から月2万円を3万円に、期間を1年間から5年間に延長するものでございます。

続きまして、貸付金です。

保育士等就学資金貸付金につきましては、来年度から月額3万円を5万円に2年間増額するものとして、条例でも今回案として提出させていただいております。

以上です。申しわけありませんでした。

それでは、105ページのほうにお戻りください。

石引健康づくり推進部長

中ほどになります。

疾病予防費です。感染症対策委員会及び予防接種健康被害調査委員会の開催や、新型インフルエンザ対応備蓄品の購入費等です。

備品購入費は、備蓄品の収納棚の購入費用となります。

その下、小児予防接種事業では、定期接種しなければならないA類予防接種、4種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、日本脳炎等のワクチンの購入と予防接種の委託です。それと、任意予防接種のおたふく風邪、小児インフル、ロタウィルスの予防接種を委託しております。

扶助費は、市外等の委託契約をしていない医療機関での予防接種に対する償還払いの経費です。

その下、成人予防接種事業です。こちらでは、B類予防接種である高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌の予防接種を委託します。

109ページをお願いします。

中ほどより下になります。職員給与費（保健センター）です。こちらは、健康増進課19

人分の人件費です。

その下、保健センター管理運営費です。主なものとして、需用費では光熱水費、修繕料、委託料では施設清掃や警備費用などです。

使用料及び賃借料は、土地借り上げ料になります。

113ページをお願いいたします。

足立福祉部長

中段から少し下のシルバー人材センター援助費です。これは、龍ヶ崎シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出でございます。シルバー人材センターで企業を訪問し、会員の就業機会を拡大するためのコーディネーターを新たに雇用することから、前年度対比100万円の増額となっております。

続きまして、143ページをお願いします。

松尾教育部長

143ページからは、教育費になってまいります。教育費の教育総務費、教育委員会費でございます。

まず、教育委員会費225万8,000円でございます。こちらにつきましては、教育委員会の運営に関する予算です。委員の報酬及び旅費、費用弁償、それから需用費につきましては、書籍や名刺の印刷費、負担金につきましては、県市町村教育委員会連合会の年負担金を計上しております。予算規模としては平年ベースでございます。

その下でございます。教育長給与費、教育長の給与を計上しております。平年ベースです。

その下、教育長活動費、教育長業務の執行に関する予算でございます。教育長の交際費、需用費については名刺の印刷、負担金については全国、関東、県の各協議会の負担金のほか、出席負担金を計上しております。平年ベースでございます。

その下、職員給与費（教委事務局）でございます。教育委員会事務局職員のうち10名分の給与、それから教育費に係る全職員、こちらについてはスポーツ都市推進課を含む52人分の退職手当を一括計上しております。前年比でマイナス1,513万1,000円、12.2%の減でございます。これにつきましては、給与改定に係る増要因はありますけれども、全体で2名の減になっておりますので、減額という状況です。

その下、学務事務費でございます。教育総務課が担う義務教育に係る事務処理に関する予算でございます。報酬、旅費、費用弁償につきましては、一般職非常勤職員2名に係るものです。

需用費につきましては、消耗品で書籍購入に加えまして、「こどもを守る110番の家」の看板の補充分。

役務費におきましては、火災保険料で小・中学生全員分の賠償補償保険料を計上いたしております。

145ページの上段になります。

補償、補填及び賠償金につきましては、学校災害に係る補償金及び賠償金を歳入と同額の定額計上とさせていただきます。

その下、児童生徒に係る重大事態調査委員会費でございます。当初予算としては新規計上でございます。児童生徒に係る重大事態調査委員会の運営に関する予算でございます。報酬、旅費、費用弁償については、調査委員会委員7名に係るものでございます。なお、現在調査審議中の事案がありますことから、予算につきましては、調査審議の進捗に応じて弾力的な執行に努めてまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

その下、奨学生援護事業でございます。こちらにつきましては、給付型奨学金の支給に関する予算であります。経済的な理由により、高等学校等への進学または就学が困難な者に、月額1万円の奨学金を支給するものでございます。前年度比で36万円、11.1%の増で

す。これにつきましては、これまで各学年10名程度を定員として考えてまいりましたが、本年度から各学年15名程度に定員を拡大するというものの初年度に当たるといふことで、増額になっております。

次に、教育の日推進事業であります。11月5日の龍ヶ崎教育の日、そして11月の龍ヶ崎の教育月間を制定しておりますが、市民に教育への関心と理解の真価を図り、学校、家庭、地域の役割を認識して、望ましい教育環境づくりに向けた連携促進のための事業予算であります。教育の日推進事業に対する交付金を計上しております。平年ベースです。

その下です。教育振興基金費でございます。教育振興基金積立金であります。歳入の利子相当額を積立金に計上いたしております。

その下、義務教育施設整備基金費でございます。こちらも歳入の利子相当額を積立金に計上いたしております。

その下です。職員給与費（教育指導）であります。県派遣指導主事5名の人件費を計上しております。職員手当には管理職手当相当額、そして負担金には管理職手当を除く給与相当額を計上しております。前年比で251万3,000円の減です。マイナス4.9%の減です。これにつきましては、年齢構成の変化に伴う減ということでございます。

その下です。学校指導費、こちらは小・中学校に対する教育内容の指導・助言等に関する予算でございます。

需用費では、新学習指導要領の解説書籍、学校運営関連書籍、その他教育関係図書等の購入費を計上しております。

使用料は、いばらきっ子郷土検定出場の際のバスの借り上げ料、高速道路通行料を計上しております。平年ベースでございます。

その下です。教職員研修費です。学校経営教員研修、その他教育活動に関する予算でございます。

負担金は、県の校長会、教頭会の年負担金、そして交付金では、学校経営や教育課程に関する研究及び発表に関し、校長、教頭、教務主任が共同で行う学校経営研究授業に関するもの、そして教科の指導・助言を行う教科指導委員研修事業に関するものを計上しております。平年ベースでございます。

その下、障がい児教育支援費でございます。特別な支援を要する児童・生徒の教育支援に関する予算でございます。報酬につきましては、教育支援委員会委員5名に係るもの、委託料は児童・生徒の学校生活上の介助に係る業務委託料を計上しております。前年度比877万3,000円、18.6%の増でございます。対象児童の増加を見込みまして、支援員を28名から34名、6名増員した予算計上としております。

その下、語学指導事業でございます。外国語の指導、外国語活動に関する予算でございます。報償費は、英語教育スーパーバイザー1名に対する謝礼でございます。

委託料は、外国語指導助手の人材派遣に関する予算を計上しております。前年比で957万6,000円、21.1%の増でございます。外国語指導助手を2名増員して12名体制として指導の充実を図るといふものでございます。

一番下でございます。

学習充実支援事業、こちらは児童・生徒一人一人に基礎・基本の学力の定着を図るための予算でございます。まず、報酬及び旅費、費用弁償につきましては、少人数指導及びチームティーチング指導に係る学習充実指導、非常勤講師17名に係るものでございます。報酬及び役務費につきましては、学びの広場サポーターに係る謝礼、それから保険料57名分を計上しております。

147ページに入っております。

就学前教育推進事業でございます。幼児期教育と義務教育の円滑な接続を目的に、中学校区ごとに保育園、幼稚園、認定こども園と小学校が共同して研修や交流会を行うための予算でございます。

交付金につきましては、幼保小接続のための就学前教育推進事業費を計上しております。

平年ベースでございます。

その下、小中一貫教育推進事業でございます。義務教育9年間の教育課程を編成し、小・中学校と地域社会が連携して系統的な学びを目指す龍ヶ崎版小中一貫教育、龍の子づくり学習を推進するための予算でございます。主な交付金でございます。小中一貫教育に係る実践研究に係るもので、4中学校区分を計上しております。同じく研究・推進に関するもの、6中学校、全中学校区分を計上しております。その他につきましては、事務費として旅費、需用費を計上しております。

その下、子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業です。児童・生徒を主役に、各学校の特色ある取り組みを、確かな学力を育む取り組み、学校・家庭・地域・流通経済大学等の連携による取り組み及び指定研究等の教職員の研修を通じた教育活動に関する予算でございます。

交付金につきましては、各校の取り組み及び指定研究に係るものを計上しております。平年ベースでございます。

その下、みんなで考える特色ある学校づくり事業であります。児童会、生徒会の体験活動を通して、児童・生徒が主体的に社会に参画する態度を育成するための予算であります。交付金といたしまして6校分の事業費を計上しております。八原小学校、駒柴小学校、松葉小学校、長山中学校、愛宕中学校、中根台中学校でございます。

その下です。職員給与費（教育センター）です。教育センター職員1名の給与を計上しております。平年ベースでございます。

その下、教育センター管理費でございます。こちらにつきましては、今年度臨時的な経費が非常に多くなっております。はじめに経常経費です。報酬及び旅費、費用弁償につきましては、用務嘱託職員1名に係るものです。需用費では、清掃用品や修繕料等でございます。役務費では、電話料などの通信運搬費、自動車損害保険料などを計上しております。委託料では、経常的なものとしては建物清掃業務を計上しております。使用料では、コピー機及びNHK受信料、公課費では自動車重量税を計上しております。

次に、臨時的な経費でございます。旧駒馬小学校の体育館及びプール解体に関する実施設計の委託、それから補償調査、それから工事請負費、さらには補償費を計上いたしております。これら臨時的な経費によりまして、対前年比で2,994万円、64.1%の増となっております。30年度では、長寿命化のための外壁塗装等がありましたが、それを大きく工事費が上回っている関係で、全体を大きく押し上げております。

その下です。教育センター活動費です。本市教育の課題や各種教育に関する調査・研究、教育関係資料及び情報の収集、提供、教育相談等総合的に推進するための予算でございます。講習につきましては、教育相談員8名及び学校教育相談員1名に係るものでございます。報償費は、市民カウンセリング講座等の講師謝礼です。旅費につきましては、各相談員の費用弁償のほか、普通旅費を計上しております。需用費では、書籍や事務用品のほか、知能検査に係るものなど、そして使用料では、適応指導教室夢ひろばのキャンプやハイキングなどの屋外活動時のバンガロー代金や駐車料金など、負担金では協議会の年負担金のほか、カウンセラーの養成講習負担金を計上しております。予算規模は平年ベースでございます。

一番下でございます。さわやか相談員派遣事業です。児童・生徒の健全育成のための市内小・中学校に龍の子さわやか相談員を派遣するための予算でございます。

報酬、それから次ページ、149ページの旅費費用弁償につきましては、龍の子さわやか相談員、小学校で16名、中学校で6名に係るものでございます。需用費は、紙類、筆記用具などの購入費を計上しております。予算規模としては平年ベースでございます。

その下、いじめ問題対策事業でございます。いじめ防止対策推進法に基づく龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会の運営及びいじめに関する相談等に関する予算でございます。

報償費でございます。いじめ問題対策連絡協議会委員の謝礼です。そして、14使用料及び賃借料66万円を計上しております。これにつきましては、スマートフォンなどからいじ

めなどに関する通報や相談を行うためのアプリケーションソフトなどの使用料でございます。対前年比で全体で53万円ほどふえておりますが、中学生を対象にストップイットというものの運用をこの4月から開始をするための予算でございます。中学生1人当たり単価300円、そして2,000名分の予算を計上させていただいております。

その下からは、小学校費になってまいります。はじめに、職員給与費（小学校）でございます。小学校用務職7名の給与を計上しております。前年度比1,607万4,000円、23.5%の減でございます。これにつきましては、予算比で2名の減員によるものです。なお、嘱託職員については増員をしているという状況です。

その下、小学校管理費でございます。小学校11校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための予算でございます。報酬につきましては、学校医、学校歯科医各17名、就学時健康診断医師34名、学校薬剤師11名、用務嘱託員6名に係るものでございます。

旅費は、用務嘱託員の費用弁償です。需用費につきましては、光熱水費が最も大きな額となっており、次に、施設・設備の修繕料の順となっております。

役務費では、電話料等の通信運搬費、水質検査や尿検査、結核検査などの手数料でございます。

委託料では、城ノ内小学校、龍ヶ崎西小学校のスクールバス運行をはじめ、教職員の定期健康診査、設備の保守点検などを計上しております。

使用料では、校務用パソコン及びサーバー、学校図書館用のパソコン等のリース料をはじめ、コピー機のリース料、チャージ料、それから土地借り上げ料として駒柴小、川原代小分を計上しております。

備品購入費では、児童用の机・椅子、それから各校への配分分、それからジェットヒーター、冷蔵庫などを計上しております。

負担金としましては、県・市の学校保健会年負担金をはじめ、学校管理下の児童のけが等に対応する日本スポーツ振興センター災害共済加入金を計上しております。

交付金でございます。交付金では、市教育研究事業を計上いたしております。前年比では124万7,000円、0.7%の微減でございます。これにつきましては、昨年度、平成30年度予算では、3年ごとに建築物定期調査報告業務がありましたが、これが皆減となる関係で、全体では微減となっております。

続きまして、151ページの小学校教育振興費でございます。教材備品その他の物品等を適正に配備し、学習環境の充実を図るための予算です。

需用費では、副読本その他教材の購入費や、学校経営概要、学校要覧その他の印刷製本費、教材備品やタブレット型コンピューターの修繕料を計上しております。

委託料では、ピアノの調律や楽器調整の手数料、卒業証書の筆耕翻訳料、そして委託料ではスポーツテストの集計に加えまして、ICT支援員の配置を計上しております。

使用料では、教育用コンピューターのリース料、各種バス借り上げ料など、そして備品購入費では、教材備品費を計上しております。前年度比では、1,155万4,000円、11.8%の減でございます。この理由でございます。タブレット型コンピューターを先行導入した駒柴小、川原代小については、継続してICT支援員を配置するための委託料が150万円ほど皆増になっております。一方で、平成26年度に導入しました教育用コンピューターでは、コンピューター室のコンピューターと考えていただければと思います。リース期間満了に伴いまして、再リースを予定しております。このため、当該リース料も大幅に減となるため、全体でも減額になっております。

続きまして、小学校読書活動推進事業でございます。学校図書館の運営に関する予算です。報酬及び旅費、費用弁償については、学校図書館司書嘱託員11名に係るものです。

需用費は、児童図書購入費及び学校図書館消耗品費を計上しております。平年ベースでございます。

次に、要保護・準要保護児童就学奨励費でございます。経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対する必要な援助を行うための予算でございます。需用費に学用品費、入

学準備金を含みます。通学用品費、それから郊外活動費、就学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費に係るものを計上しております。前年度比では、184万8,000円、6.7%の増、対象者の増加基調、それから単価改正を反映したものでございます。

その下、被災児童就学援助事業でございます。歳入の項目で説明したとおりでございます。来年度につきまして、平成31年度につきまして、対象者を1名見込んでおります。前年度は3名見込んでおりましたが、2名ほど減で計画しております。

その下でございます。

職員給与費（小学校施設整備）でございます。教育総務課職員のうち、小学校施設を担当する職員2名の給与を計上しております。前年度比では、マイナス397万2,000円、27.5%の減でございます。これにつきましては、定員は変わっておりません。年齢構成を反映したもの、若年層にシフトしているということの減でございます。

その下でございます。

小学校施設整備事業、小学校の施設設備等の改修等を計画的に行って、教育環境の整備、向上を図るための予算でございます。

委託料では、継続事業の2年目となります施設長寿命化計画の策定のほか、久保台小プール塗装改修工事の実施設計を計上しております。

工事請負費では、久保台小学校のプール塗装改修工事ほか7件を計上しております。前年度と比較しますと、マイナス1,306万3,000円、24%の減でございます。この理由でございます。平成31年度は比較的小規模な工事が多いことから、前年度を下回っているというようなものでございます。

そして、都市再生機構小学校償還費でございます。これはいわゆる5省協定に係る旧住宅・都市整備公団による建替執行に関する償還金でございます。前年度比マイナス3,469万4,000円、24%の減でございます。これにつきましては、償還が順次終了しているということに伴う減でございます。

次から中学校費になってまいります。

職員給与費（中学校）でございます。中学校用務手4名の給与を計上しております。前年度比で779万4,000円、62.8%の増でございます。これにつきましては、1名増による要因でございます。

その下、中学校管理費でございます。中学校6校を適正に管理し、教育環境を良好に保つための予算でございます。

報酬、それから次ページの報酬、旅費につきましては、学校医13名、学校歯科医11名、学校薬剤師6名、用務嘱託員4名に係るものです。

そして、次ページ、153ページに入っております。

需用費であります。光熱水費が最大であります。次で、施設・設備の修繕等の順になってまいります。

役務費では、電話料等の通信運搬費、水質検査や尿検査、結核検査などの手数料、そして委託料では、教職員の定期健康診査、設備の保守点検などを計上しております。

使用料では、公務用パソコンサーバー、それから学校図書館用パソコンなどのリース料をはじめ、コピー機のリース料、チャージ料、それからモップレンタル料などを計上いたしております。

備品購入費であります。生徒用の机・椅子、それから各校配分用の予算、加えてWi-Fiアクセスポイントなどの費用を計上しております。

負担金では、県中学校体育連盟の年負担金、学校管理下の生徒のけが等に対応する日本スポーツ振興センター災害共済加入金を計上しております。前年度比では、マイナス341万5,000円、3.3%の減でございます。こちらも小学校費と同様に、3年ごとに行う建築物定期調査報告が、皆減になっている関係で全体でも減になっているという状況です。

次に、中学校教育振興費でございます。教材備品その他の物品等を適正に配備し、学習環境の充実を図るための予算です。

需用費です。副読本やその他教材の購入費、それから学校経営概要や学校要覧、その他の印刷製本費です。

役務費では、ピアノの調律や楽器調整、その他の手数料、そして卒業証書の筆耕翻訳料などです。

委託料では、スポーツテストの集計を計上しております。

使用料では、教育用コンピューターのリース料、各種バス借り上げ料や高速料金。

そして、備品購入費では、教材備品や楽器の購入を計上しております。

補助金では、市中学校体育大会の開催及び部活動の大会出場に係るものに加えまして、新たに英語検定料助成金を計上いたしております。前年度比です。マイナス190万2,000円、3.1%の減でございます。この要因でございます。英語検定料助成金の新規導入による増要因、それから教育用コンピューターのうち、平成30年9月から使用しているタブレット型コンピューター等のリースの経年化による増要因がございます。

一方で、コンピューター教室のコンピューターなどのリース期間満了による再リースによって減要因がありまして、全体ではやや減というような状況になっております。

それから、次です。

中学校読書活動推進費でございます。学校図書館の運営に関する予算です。

報酬・旅費につきましては、学校図書館司書嘱託員6名に係るものです。

需用費は、生徒図書購入費及び学校図書館消耗品などを計上しております。平年ベースでございます。

その下、要保護・準要保護生徒就学奨励費でございます。経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対して必要な援助を行うためのもので、小学校費と同様でございます。前年度比で425万4,000円、16.2%の増でございます。対象者の増加基調及び単価改正を反映した増でございます。

その下、被災生徒就学援助費でございます。こちらも小学校費と同様でございます。こちら、1名分を計上しております。前年度と同額となっております。

その下、一番下です。職員給与費（中学校施設整備）でございます。

次ページ、155ページに続いております。

教育総務課職員のうち、中学校施設を担当する職員1名の給与でございます。平年ベースとなっております。

その下、中学校施設整備事業でございます。

委託料につきましては、2カ年継続事業の2年目となります施設長寿命化計画策定を計上しております。

工事請負費では、城ノ内中学校体育館の照明のLED化工事、その他4件を計上しております。前年度比では、マイナス7,020万5,000円、72.7%の減となっております。

委託料では、施設長寿命化計画策定を計上しておりますけれども、工事の実設計については皆減となっております。また、工事請負費自体も比較的小規模な工事にとどまっております。全体を大きく押し下げております。

その下です。都市再生機構中学校償還金でございます。小学校と同様でございます。前年比では、マイナス186万9,000円、1.2%の減でございます。中学校においても段階的に償還期間の満了を迎えていることから、減額となっております。

続きまして、幼稚園費です。

足立福祉部長

その前に、重ね重ね申しわけありません。歳入で1行抜けてしまったところがあります。41ページです。

雑入になりますが、中段から少し下の事業番号0044子育て短期支援事業利用者負担金です。こちらの負担金につきましては、親の病気等で子どもを養護施設等に一時的に入所させる、いわゆるショートステイ、その際の利用者負担金であります。これを抜かしてしま

いました。大変申しわけありません。

それでは、155ページにお戻りください。

幼稚園費です。幼稚園就園奨励事業です。所得状況に応じまして、保護者の経済的な負担の軽減を目的として交付する補助金です。子育て支援申請後に移行していない幼稚園に通学している児童が補助対象となります。

次に、幼稚園振興助成事業です。負担金、補助及び交付金の私立幼稚園等幼児教育費は、ただいま申し上げました子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園に対しまして、就園奨励費を補助するわけですが、それでも申請後の幼稚園との負担差額があるご家庭に対しまして、市が単独で補助をするものです。

その下の私立幼稚園障がい児保育費は、障がい児の保育を実施した園に対しまして補助するものでございます。子ども1人当たり月1万円の補助金です。

松尾教育部長

その下です。社会教育費になってまいります。

はじめに、職員給与費（社会教育総務）でございます。これは、文化生涯学習課職員9名の給与を計上しております。前年比では244万9,000円、3.3%の増でございます。減員・減給で計上しております。年齢構成の差異等が影響しているものかと思っております。

その下、生涯学習事務費でございます。生涯学習全般を担う社会教育委員に関する予算のほか、成人式に関する予算を計上しております。

報酬については、社会教育委員の報酬、需用費では、図書購入費、役務費では、社会教育委員及び成人席実行委員への郵送料、そして実行委員の傷害保険料を計上しております。

委託料は、社会教育施設長寿命化計画策定費を新規で計上しております。

負担金では、社会教育団体負担金、交付金では、成人式運営に係る実行委員会の負担金を計上しております。前年度比では、975万7,000円、431.7%の増となっております。

ただいま申し上げました社会教育施設長寿命化計画策定経費を新規計上したことによって、予算が大きく押し上げられております。

その次です。生涯学習推進費でございます。157ページになっています。

生涯学習情報の提供、それから人材バンクに関する予算でございます。

需用費では、文化プログラム推進事業に係る消耗品や、チラシ、ポスターの印刷製本費。それから、人権啓発に関するチラシの印刷製本費を計上しております。

通信運搬費では、人権啓発企画展の展示パネルの送料や、人材バンク登録者への郵送料を計上しております。平年ベースでございます。

その下、青少年育成事業でございます。青少年の健全育成及び非行防止に関する予算です。

報酬は、青少年センター運営協議会委員及び青少年相談員のものでございます。

報償費は、市こども会連合会作文集参加賞などでございます。

需用費は、青少年相談員が屋外で活動する際に着用するベストなど及び挨拶声かけ運動などの啓発用品でございます。

負担金は、関係団体に関するもの、そして補助金では、保護司会の龍ヶ崎分区の活動に係るもの、交付金では、子ども健全事業及び青少年非行防止健全育成推進事業に係るものを計上しております。平年ベースでございます。

子育て学習事業でございます。中学生以下の保護者を対象に、家庭教育や子育ての不安解消のための予算でございます。

報酬及び旅費、費用弁償は、家庭教育指導員2名に係るものです。

報償費は、セミナー講師の謝礼、需用費は、セミナー及び地域助成団体の子育てに関するものを計上しております。平年ベースでございます。

次に、子どもの居場所づくり事業です。龍ヶ岡公園たつのこやま管理棟を中心とした子どもの居場所づくりに関する予算です。

報償費は、休日イベントなどのプレリーダー謝礼です。

需用費は、たつのこやま管理棟に必要な消耗品、それから修繕料。役務費では、管理棟の電話料、傷害保険料を計上しております。

委託料では、管理棟で行っている本事業の運営業務でございます。

補償金は、本事業の管理下における見舞金を定額計上させていただいております。平年ベースでございます。

次、サタデースクール推進事業でございます。

小学校3年生以上を対象に、豊かで有意義な土曜日の教育環境の整備に関する予算です。3小学校、八原小、馴柴小、城ノ内小、計3クラスで実施する事業運営のための予算であります。需用費、消耗品、それから学習指導、その他の居場所づくり事業の委託料を計上しております。平年ベースでございます。

その下、アフタースクール推進事業です。

同じく、小学校3年生を一応対象として、放課後の学校施設を活用した学習支援等を行うための予算です。龍ヶ崎小、龍ヶ崎西小、大宮小、川原代小、松葉小、長山小、馴馬台小、久保台小で実施する事業のための需用費、それから委託料を計上しております。こちらも平年ベースでございます。

一番下です。

文化財保護費、文化財の保存及び活用、その他市民遺産等に関する予算でございます。報酬及び旅費、費用弁償は、文化財保護審議会委員6名分、そして埋蔵文化財専門職員1名に係るものでございます。

159ページに入っております。

委託料は、文化財等説明版4基分、それから絹本著色十六羅漢像複製4幅分、旧竹内農場、赤レンガ西洋館敷地の一部の樹木の伐採費を計上しております。

使用料では、埋蔵文化財の試掘調査用の重機の使用料、工事請負費では、西洋館の建物周りのフェンスの設置工事費、また、西洋館敷地内に仮設の駐車スペースを整備するための直営工事に要する砕石の購入費を原材料費に計上しております。前年度比では、651万6,000円、68.4%の増となっております。これにつきましては、旧竹内農場、赤レンガ西洋館に係る説明板、フェンス設置及び仮設駐車スペースの整備に要する臨時的経費によるものでございます。

その下、文化芸術普及事業でございます。文化芸術の普及に関する予算で、需用費では、書籍等の購入、展覧会等のチラシ印刷、役務費では、展覧会作品の動産保険料、交付金では、文化協会会員団体が行う文化事業に係る交付金を計上しております。平年ベースでございます。

1つ飛びまして、図書館管理運営費でございます。中央図書館の管理運営に関する予算です。報酬につきましては、図書館協議会委員11名分、子ども読書活動推進員7名分でございます。委託料では、指定管理者への管理運営委託料を計上しているほか、エレベーター老朽化に伴う更新工事実施設計費を計上しております。

使用料では、図書館情報システムの使用料、工事請負費では、エレベーターの更新工事及び1階和室を洋室化、フロア化するための改修工事、備品購入費では、1階和室の洋室フロア化をした後に対応した学習机閲覧席、その椅子の購入費を計上しております。

前年度比では、3,299万3,000円、31.2%の増でございます。エレベーターの更新及び和室の洋室化、それに伴う備品の購入が加わりまして、大きく予算を押し上げております。

その下です。歴史民俗資料館管理運営費でございます。歴史民俗資料館の管理運営に関する予算であります。

報償費につきましては、各種講座及び教室の講師謝礼などです。

需用費では、光熱水費が最大であります。このほか、管理用消耗品や修繕料、企画展に係る印刷製本費を計上しております。

役務費では、電話料等の通信運搬費です。

委託料では、施設清掃や警備、設備員の保守などを計上しております。

使用料では、コピーのリースなど、そして負担金では、博物館協会に関するものを計上しております。

前年度比ではマイナス3,080万1,000円、76.4%の減でございます。

歴史民俗資料館の管理運営方法の直営化に伴い、予算を組みかえております。従来人件費を含む管理運営に必要な経費は、指定管理料に一括計上されておりましたが、直営化後につきましては、予算科目ごとに所要経費を計上することとなります。このため、人件費については分別した上で、職員給与費に計上となりますことから、本事業費予算、名目上大きく減となっております。

161ページになってまいります。

161ページの文化会館管理運営費でございます。委託料では、指定管理者に対する管理運営委託料、そして映写設備の保守点検を計上しております。

使用料では、電話交換設備や映写設備などのリース料、それから駐車場用地の賃借料を計上しております。

工事請負費では、大ホールの非構造部材耐震改修工事、それから照明のLED化分を計上しております。

前年度と比較しまして、2,602万1,000円、14.9%の増でございます。継続費2年目となる大ホール関係の工事費の進捗に応じた年割額がふえているということでございます。なお、大ホールの工事につきましては、本年9月末の完成を予定しております。

石引健康づくり推進部長

続きまして、保健体育費になります。職員給与費（保健体育総務）です。スポーツ推進課、国体推進課の職員12人分の人件費になります。

その下、社会体育事務費です。主なものを申し上げます。報酬は、スポーツ推進委員とスポーツ推進計画審議会委員の会議や研修、教室開催等の際のものです。

委託料は、文部科学省インフラ長寿命化計画に基づき、平成32年（2020年）度までに策定養成されております体育施設長寿命化計画策定に係るもので、総合体育館ほか13施設を対象に、長寿命化計画を策定するものです。平成31年、32年（2020年）度の2カ年の継続事業です。

負担金は、記載の大会等への参加負担金となります。

その下、体育振興活動費です。

報償費は、全国スポーツ大会等への出場激励金等であります。

委託料は、マラソン大会開催準備業務の委託料です。この開催時期は、2020年の秋から2021年の春の間で、参加者数は5,000人規模、コースはハーフをメインに考えています。早々に実行委員会を立ち上げ、詳細を検討していく予定です。委託内容は、警備計画、実地競技計測、大会ホームページ立ち上げ、PRメール配信等の大会企画事前計画業務です。

使用料及び賃借料は、スポーツ少年団の大会参加時のバス借り上げ料です。

交付金で、スポーツフェスティバルやスポーツ・レクリエーションまつり、スポーツ大会・教室開催、中学校駅伝競走大会、スポーツ健康事業等を計上しております。

次ページ、163ページになりますが、一番最後です。スポーツ健幸事業では、昨年度のランニングクリニック、ポールウォーキング講座のほか、小学生対象の陸上記録会、直前合同練習会、小学生対象の部活動コンディショニングレクチャー事業を新しく追加しております。

松尾教育部長

1つ飛びまして、国体開催費でございます。いきいき茨城ゆめ国体、柔道競技開催などに関する予算です。

賃金につきましては、臨時職員1名分、役務費では、後催県、後に開催する鹿児島県へ

の資料等送付の通信運搬費、負担金では、国際開催経費を龍ヶ崎市実行委員会負担金として計上しております。なお、この負担金の中には、いきいき茨城ゆめ大会、全国障害者スポーツ大会のスポーツウェルネス吹矢の周知啓発経費なども含んでおります。

前年度比では8,517万6,000円、541%の増となっております。

開催経費の主な項目では、柔道競技会場の設営撤去費、そしてバスの運行費、役員などの旅費、宿泊費、タイマーや畳などの競技に必要なもののリース、それから識別用品費、その他事務費などとなっております。

石引健康づくり推進部長

1つ飛びまして、総合運動公園等管理運営費です。

報酬及び旅費は、スポーツ施設幼児一時預かり業務、嘱託員に係るものです。

需用費は主に修繕費で、たつのこアリーナプールの扉修繕、スタジアムのベンチラバーの修繕等です。

委託料は、総合体育館ほか13施設に係る指定管理料ほか各施設の保守・点検等です。

使用料及び賃借料は、有酸素系トレーニングマシンのリース料、アリーナ券売機のシステムリース料です。

工事請負費は、経年劣化に伴う空調設備等の改修や、フィールドのメインスタンド下の更衣室、空調設備の工事を予定しています。

備品購入費は、プールフロア、プール清掃ロボット、龍ヶ岡公園テニスコート内に設置するフットサルゴール、スタジアムの防球ネット、スポーツトラクター等を計上しております。

次ページ、165ページをお開きください。

負担金は、スポーツ施設予約システム運用の負担金であります。

その下、総合運動公園リニューアル事業です。工事請負費は、龍ヶ岡公園テニスコートの人工芝張替工事、及び照明設備設置工事です。現在、テニスコートは8面のうち、2面がオムニコート、人工芝のコートになっておりますが、今回6面のハードコートをオムニコートに変更します。8面全てがオムニコートとなります。また、コートを張り替える6面に照明灯を設置し、夜間利用も可能となります。さらに、6面のうち、2面についてはフットサルコートと兼用とし、フットサルボードを設置するものです。

松尾教育部長

その下から学校給食費になってまいります。

職員給与費（学校給食センター）であります。学校給食センター第1調理場及び第2調理場の人件費を計上しております。前年度比では1,035万8,000円、26.2%の増となっております。予算比で1名増となっております。

その下、学校給食運営費でございます。学校給食の調理、提供に関する予算です。報酬につきましては、給食センター運営委員会に加え、一般職非常勤嘱託職員1名分を計上しております。

賃金は、臨時職員1名、6カ月分でございます。

需用費は、給食食材の購入費用であります賄材料費の負担、第1・第2調理場の光熱水費、設備や機械器具の修繕料。

役務費では、給食費納付書の郵送料など、それから口座振替やコンビニ収納の手数料を計上しております。

委託料では、給食調理業務、配送業務、施設設備の保守点検、清掃警備などに加えまして、給食費管理システム改修費を計上しております。

使用料では、給食管理システム使用料等を新規に計上しております。

負担金では、学校給食関係団体の年負担金、研修会負担金を計上しております。

前年度比では476万5,000円、0.9%の増でございます。理由でございます。実績を反映

して、需用費では567万円の減となっております。修繕料や賄材料費が減となる一方で、平成31年度から学校給食費を直接徴収するため、給食費管理システムの賃貸借料金をはじめ、納付書等の郵送料、口座振替手数料などを新規に計上しているというようなことが増額の要因となっております。

一番下でございます。

新学校給食センター建設事業でございます。当初予算としては新規計上になります。

委託料につきましては、設計・施工の業者の選定に係る支援業務及び地質調査費を計上しております。

前年度比で1,457万円、皆増です。新学校給食センター建設予算を独立して計上したというものでございます。

説明については以上です。

大竹委員長

ありがとうございました。

休憩いたします。

午後1時再開の予定であります。よろしく申し上げます。

【休 憩】

大竹委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては、一問一答でお願いいたします。

また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

深沢委員。

深沢委員

では、よろしく願いいたします。

まず、81ページです。

81ページの生活困窮者自立支援事業のところの委託料の学習支援事業のことです。

無料塾ということですが、対象者というのはどういう人たちでしょうか。

大竹委員長

湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

学習支援事業、無料塾の対象者につきましては、生活保護世帯、準要保護世帯、その他、市長が認めた世帯ということで、ひとり親世帯などを対象としています。小学4年生から中学校3年生までの児童・生徒の方が対象となります。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

現在、何人ぐらい来ていますか。

大竹委員長
湯原生活支援課長。

湯原生活支援課長

1月末現在の利用登録人数をまずお話しいたします。
小学生が10人、中学生が27人の合計37人となっております。
補足して説明させていただきます。

無料塾につきましては、昨年11月から長山地区において、週に一度木曜日ということで、開催場所を増やして実施しておりますので、その方たちもいらっしゃいますので、あわせて説明させていただきます。

今、説明した方のうち、小学生につきましては、先ほど10人と言ったんですけども、長山地区分で内小学生が3人、中学生が内4人の合計7人の方が長山のほうには通っておられます。

平均参加人数につきましては、もともとやっていた本校のほうで14人が平均で1日当たり参加しております。長山地区につきましては、5人ということで参加をしております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

教えてくださっているボランティアの先生方の人数は足りているのでしょうか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

勉強を教えてくれている登録ボランティアさんの数ですけども、合計で登録で26人となっております。常時、全てのボランティアの方が参加してくれているというわけではありませんけれども、平均で、現在、今お話ししました本校のほうでは、平均で13人、長山地区のほうでは4人の方がボランティアさんで参加をしてくれております。

今、お話ししたように、子どもたちの参加人数が本校のほうで14人、長山地区が5人ということなんで、日によって変わりますけれども、基本的にはボランティアさんの参加人数と参加者がほぼ同数程度で、個別に対応をしている状況となっております。

また、スタッフの方が、本校のほうでは3人、長山地区では2人おりますので、参加人数に対しては、ほぼマンツーマンで指導を行えるような状況となっております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

学習の内容なんですけれども、宿題程度を一緒にやっているのか、それとも、もう中学生もいますし、受験なんかにも対応できるような、それをやっているのか教えてください。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

無料塾につきましては、参加されている児童・生徒の方が何かしらの問題を抱えているケースが多いため、基本的なスタンスとしましては、自主的、自発的学習のためのサポート、学校を円滑にするための促しなどを主に行っています。基本的には、参加する児童や生徒が教材を用意したものを利用して教えていますので、宿題であったり、自ら持ってきた教科書だったり、参考書だったりを基本で教えています。

ただ、参加者の希望とレベルに応じて、宿題から、あとは高校進学のための受験勉強まで行っているような状況にあります。

しかしながら、一般的な普通の進学塾のような、学校の授業より進んだということは行っておりませんので、基本的には復習的なものだったり、つまりいたところだったり、そういった分の支援を主体的に行っているような状況です。

以上です。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

困窮児ということで、生活保護だったり、ひとり親世帯だったりという話がありました。小学校4年生から中学3年。ここに来ている子もいますけれども、来られていない子もいると思うんです。そういう子をどういうふうに拾っていくかということが大事になると思うんですけれども、そういうところはどういうふうに考えていますか。

大竹委員長

湯原課長。

湯原生活支援課長

周知というようなことになると思います。周知としましては、基本的には委託先であるNPO法人のホームページの募集であったり、あとは、利用者の口コミが非常に多いと聞いております。あとまた、生活支援課のほうからの相談によるつながりであったり、また、こども家庭課へ相談あった方へのつながり、あとは、学校の先生からの紹介というような部分。あとは、本年度につきましては、教育委員会のほうと連携してもらいまして、対象となる児童・生徒に6月頃に、準要保護関係の書類と一緒に周知したような状況になっています。

以上です。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私、川口市のこども食堂に視察に行ったことがあります。その川口市では、困窮している家庭もそうですけれども、孤立していかないように、また、その子たちが希望を持てるように、専門家の人たちの、月に一遍とか、3カ月に一遍とか、いろんなお話をお願いしているんですよ。将来、自分がどういう職業につきたいかとか、そういう希望を与えるような、そういうことをしているのを見まして、勉強ももちろん大事なんですけれども、将来に対する希望を与えられるような、そういうことも可能であればやっていただきたいな

と思っているんですけれども、いかがですか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

現在のところ、学習支援事業としては、そのような形の実施ということは考えておりません。先ほどもお話ししたように、学校の範疇を越えるというか、そういった部分は考えていないような状況です。

しかしながら、無料塾のほうでは行っていないんですけれども、居場所づくり支援事業の中では、同様なことは実施しているような状況にありまして、本人の希望があれば、将来つきたいような希望の話を聞いた上で、その希望につながるよう努力しているような状況にあります。

一例を申しますと、児童の方が、競走馬の厩務員になりたいんだというようなお話だとか、神職、巫女さんとかになりたいなというようなお話があって、それに基づいて見学を行ったり、実際に体験を行ったりしたようなこともあるような形です。基本的には、あくまで本人の興味があることを、本人の望みによって対応しており、促しとか、こちらからの誘導とか、そういったことは行っていないような状況にあります。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。居場所づくり支援事業のほうでやっていただければ、それはそれでいいかなと思います。

それと、こういう子どもたちは、先ほどおっしゃっていたように、悩みを抱えたりとか、いろんな問題がある場合が多いですね。教育委員会との連携なんかはどんなふうにされているんでしょうか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

会議といったような形、あとはネットワークとか、そういったものを特段に設定しているわけではありませんけれども、状況に応じて連携し、対応等を行っているような状況にあります。居場所というか、無料塾からの話だと、準要保護の、先ほどもお話ししたように、通知を送る際に案内してもらったりだとかというようなことを行っているような状況です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

わかりました。

居場所づくり支援事業のほうなんですけれども、こども食堂ですよ。この対象者というのも、生活保護、ひとり親世帯というところなんだと思うんですけれども、子どもだけですか、今のところ。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

今、お話あったように、対象者につきましては、生活保護世帯、あと準要保護世帯、あと先ほどと同様に、ひとり親世帯などの市長が認めた世帯ということになっていまして、原則おおむね18歳までの方が対象となっています。

ただ、やはり保護者の方、同様に、平均すると1回当たり二、三人くらいは保護者の方もいらっしゃるって、一緒にお食事をとっているような状況だと伺っております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

今、利用者はどのぐらいみえていますか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

こども食堂の人数なんですけれども、1月末現在の利用登録人数につきましては、36人となっております。ご存じのとおり、週に2回、火曜日と木曜日にやっているんですけれども、平均ですと30人が利用しているような状況です。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

こちらの周知も、先ほどと同じ形で周知をさせていただいているんだと思いますので、そのことは大丈夫なんですけど、私どもがお訪ねした川口のところのこども食堂、困窮家族なんかにも食事に来ていたんです。その人たちには、100円とか200円とか、お金をいただいていた。本当に困っている子どもたちからはお金は取らないんでしょうけれども、そういうことも考えられるのかなと思うんです。そういうことはどんなふうに考えますか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

全国的な事例、県内でもほかのところとかを見ますと、目的とかいろいろ、困窮だけにとらわれないところとかだと、1食当たり、子どもももっている、大人ももっているというような状況のところもあります。

ただ、龍ヶ崎市の居場所づくりの支援事業につきましては、原則、来られる方は困窮世帯の方なので無料で、大人の方につきましても無料で食事を提供しているような状況にありまして、今後も変わらず続けるような形でいます。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

わかりました。たくさんいるというのにちょっとびっくりするんですけども、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。子どもたちが希望を持って生きられるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次です。93ページです。

93ページのたつの子育て応援の店設置促進事業の件です。

赤ちゃんの駅、今、何店舗になりましたか。

大竹委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

3月1日現在で申し上げますと、現在60店舗という状況でございます。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

大分増やしていただいて、ありがたく思っております。

この店舗拡充のために今していることを教えてください。

大竹委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

今年度につきましては、応援の店の拡充や周知を図るために、既存の店舗に対しまして、新たにのぼり旗を作成しました。それでそのポール、あるいは登録ステッカーをつくりまして、そちらのほうを登録店舗にお配りして、PRに努めていただきたいとお願ひをしたところでございます。また、登録店舗を増やすために、広報紙、あるいはホームページを活用して登録をお願ひしているところではあるんですが、本年度の新規の登録件数は1件という状況になっております。

そのようなことから、新年度につきましては、済生会病院の反対側、新たにオープンしましたたつのこまち龍ヶ崎モール、こちらのほうに伺って行って、店舗の参加、登録のほうお願ひしていききたいというふうを考えております。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ぜひ、課長、拡充のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう意味で、龍ヶ崎市は、子育て環境日本一、そんなふうにならうに向けて発信していますので、龍ヶ崎は本当に子育て環境日本一で、こういうふうにならうというように、どこに行っても安心して、ミルクや、それからおむつ交換もできるようなところもあるんですよというような、市民へのアピールをして、若い人たちを呼び込めるような、そういうことを考えたらどうかと思うんですが、いかがですか。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

ご指摘いただきましたように、市のアピールに関しては十分ではないなというふうに、今、認識をしているところでございます。

新年度につきましては、当市でもいきいき茨城ゆめ国体が開催されることもございます。そのような機会を捉えまして、市内外に子育てに関する取り組みの紹介をしてみたいというふうに思っております。

例えば、登録店舗のマップをつくったり、時期に合わせて登録店舗にのぼり旗の掲出をさらにお願するなど、いろいろ工夫をしていきたいなというふうに考えております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

よろしく申し上げます。

大会とかそういう大きいイベントのときものぼり旗をばつと出すというのも一つ、手かなと思いますので、よろしくお願したいと思います。

次に行きます。101ページです。

健幸マイレージ事業です。

健康意識がものすごく高くなってきていますし、健幸マイレージ事業、すばらしい事業だと思えます。こういうチラシも出しながら、健幸マイレージやっただいております。

現在、登録数はどれぐらいでしょうか。

大竹委員長
大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

健幸マイレージ事業につきましては、平成29年12月に始まったものでございまして、今、1年と数カ月が経過しておりますが、今年2月末現在の登録者数は1,139人を数えております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

実際の利用者の数と、景品交換された人の人数を教えてください。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

健幸マイレージのシステムといたしましては、1日6,000歩以上歩いた方にポイントが付与されるというシステムになっておりますけれども、6,000歩の場合に8ポイント、最

大で10ポイントなんですけど、今現在におきまして、まだポイントがゼロの方が約300人ほどございます。6,000歩以下というふうに私どもは理解しておりますけれども、あるいはスマホを持ち歩かなかつたりという、そういう状況が考えられますが、平成30年度、今年度におきまして景品を交換された方が、合わせて270人ほどでございます。30年度につきましては、300人以上は交換していただけるのかなというふうに理解しております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

もう、課長のおっしゃるように、スマホを持ち歩かない場合もありますし、登録だけの方もいらっしゃるでしょうし、300人もゼロポイントのまま。それから、270人しか景品交換をしていないというところを考えますと、その理由というのはどんなふうに考えられますか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

先ほど申しましたように、まだスタートして1年ちょっとということでございます。実は、このポイントの有効期間が2年間ということでございます。人によりましては、2年間ためて一気に交換しようと、そういう形で今年は大事にとっておいたという方も少なからずいらっしゃるというふうに考えております。

さらに、こちらにつきましては、私が直接、何人かの方からお伺いしたケースなんですけど、確かに景品交換、魅力だけども、それ以上に、私は自分の歩いたその実績がポイントとしてスマートフォンの上に積み重なる。これが非常にモチベーションにつながるんだというふうにおっしゃっていただいた方が、少なからずいらっしゃったことも事実です。ですから、もちろんポイントをためて景品交換することも一つの目標かもしれませんが、自分の頑張りがポイントとしてスマートフォンの中に積み重なるということに、非常に大きなモチベーションを感じているんだよという、そういうご意見、寄せられましたので、そういった方も少なからずいらっしゃるのかなというふうに考えております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

課長、2年間ということは、ポイントは2年間で切りかわる、ゼロになるということもあるんですか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

今のポイント、2年間有効でございますので、平成30年、31年度のポイントのトータルで決まるという形になります。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ポイントがゼロになるということはないんですね。3年目に入っても、4年目に入っても。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

全部ではありませんけれども、一定は繰り越せますので、できれば31年度には、皆さん、交換していただきたいなというふうに考えております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

私、機械が苦手で、パソコンなんかもすごく苦手なんですけれども、このアプリが難し過ぎて使いこなせない等々の意見は来ませんか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

おっしゃるとおり、どうしてもこの健幸マイレージのメインとなっておりますデバイスにつきましては、やはりスマートフォン、こちらがメインとなっております。アプリをインストールすることによって、スマートフォンの中でひもづけられて、もう何もしなくても自動的にポイントが積み重なる非常に便利なシステムなんですけど、やはりどうしてもスマートフォンを持っていない、あるいはそういったパソコンその他もっていないという方も少なからずいらっしゃることは事実でございます。

そういった方につきましては、もちろん電話とかの問い合わせにも対応しておりますし、一番、我々がお薦めしているのは、ウォーキングの途中で、ぜひ、市役所の健幸長寿課の窓口にお寄りくださいという形でご案内しております。その中で、スマートフォンの使い方その場で一緒に考えていたりとか、あるいは、自分で書いてきた歩数をその場で担当者が入力してさしあげるとか、そういうアナログ的な、お互いに息遣いが聞こえる、そういった取り組みを現在、続けているところでございます。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。私もやっただいているので大変助かりますし、ありがたい

と思います。

アナログ的な面もありがたいんですが、できればアプリをもっと簡単にさせていただいて、何回か押したらそこに行くみたいなものを考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

ありがとうございます。

アプリの開発業者とは、本当に綿密に連絡取り合っております。その上で、やはりこういった世界というのは日進月歩の世界でありますので、今現在、例えば1カ月後、2カ月後に新しいシステムが構築されて使いやすくなるというふうな、そういう見込みもございますので、それにつきましては、日々の課題として、我々、取り組みを続けていこうかなというふうに考えております。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。103ページです。

103ページの母子保健事業のところの扶助費の禁煙外来治療助成金のところです。

今回、新たに設けていただいたということで、妊婦や乳幼児が受動喫煙の影響を受けやすいことから、この事業を始めたということです。

対象者、その決めた理由、もう一度教えてください。

大竹委員長
岡澤健康増進課長。

岡澤健康増進課長

まず、対象者についてです。妊婦自身や、妊婦及び18歳以下の子どもと同居している喫煙者となります。禁煙外来治療を受けて、定められた治療過程を終了した人に助成をしていきたいと考えております。

この対象者を決めた理由としましては、平成28年度の当市の健やか親子21アンケートで、乳児のいる家庭の喫煙率を見ますと、父親が44%、母親が7.2%となっていることと、平成28年度の妊娠届から見る妊婦の喫煙率が3.7%という実態が浮き彫りとなってきております。今年度の妊娠届人数でいいますと、妊婦で17人の方が推計ですと喫煙をしていることとなります。こういった実態から子育て世代の問題に焦点を当てて、禁煙治療費の助成を行いたいと考えました。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

ということは、課長、外来を受診した後、申請するという形ですか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

外来治療を受診した後の助成となるんですけれども、12週間、およそ3カ月間の治療を終えた方が、領収書を持って助成の申請をすることとなります。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

回数としては1回限りでしょうか。それと最高の限度額というのは幾らぐらいなのでしょう。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

年度内1回限りの助成となります。限度額としましては1万円としておりまして、治療費のおよそ2分の1という考え方から上限を1万円としております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

指定する病院とかあるのでしょうか。また、市外の病院でもいいのでしょうか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

指定病院というのは特にありません。禁煙治療を行っている病院、診療所などで治療を行っている方に助成をしていきたいと思っております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

市外の病院もオーケーですか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

はい、市外の医療機関でも助成を受けられることとなります。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

次に行かせていただきます。

145ページです。奨学生援護事業のところですよ。

先ほど部長のほうから、今年から各学年10人から5人増やしたという話があって、15人になるというようなお話でした。

この増やした理由というのはどういうことでしょうか。

大竹委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

小学生の5人増加につきましては、これまで各学年順で、最大で3学年30人だったんですが、この対象者のほうが、例年、募集を行いますと、10人ちょっとぐらいの応募がございます。審査がありまして10人を切る場合もあるんですが、対象者のほうが準要保護世帯のほうの対象になる場合もありますので、60名ぐらいの中学3年生の対象者がありますので、そちらに集中すると、もう少し応募が増える可能性がありますので、そういう意味で拡大をいたしたところです。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。やっぱり行きたいところに行かせてあげたい、そういう要望もありますので、よろしく願いしたいと思います。やっぱりそういう子たちが増えてきたのかなという、そういう思いもあります。

そういった意味で、次の151ページの要保護・準要保護児童就学奨励費、それから、中学生のほうもありましたね。153ページ、要保護・準要保護生徒就学奨励費。

この具体的な人数を聞かせてください。

大竹委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

来年度の見込みですが、要保護・準要保護、小学生のほうですが、373人見込んでおります。新1年生、今度、小学校1年生に入る児童のうち要保護・準要保護に該当すると考えられる世帯、56人見込んでおります。

あと、このほかにも特別支援学級児童がいて、ちょっと認定基準が違いますが、こちらが約48名を想定しております。

中学生のほうですが、来年度の要保護・準要保護認定の予想としましては、210人を見込んでおりまして、新中学1年生、現6年生は10人を見込んでおります。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

来年の新1年生が56人というのは本当に驚きです。今、子どもたちが物すごく数が減っている中でこの人数というのは、大変だなというような、そんな思いもします。この子どもたちが、そういうことにとらわれないで元気に勉強できるように、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

153ページ、中学校教育振興費のところです。

その負担金の英語検定料助成金、実用英語技能検定ということですが、対象学年なんかはあるのでしょうか。

大竹委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

対象学年、中学校1年生から3年生までです。中学生を対象としております。

深沢委員

人数枠とかありますか。

大竹委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

特に人数の制限はございません。

ただ、助成を受けられる要件につきましては、年度に1回でございます。英語の検定は、年間に約3回検定の試験があります。そのうち1回につき複数の級の受験ができます。ただし、複数の級の受験をした場合には、上位の級、検定料の高いほうの検定料のほうを助成するというところでございます。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

助成額は一人幾らでしょうか。

大竹委員長

飯田課長。

飯田教育総務課長

日本英語検定協会の定める検定料ですが、中学生ですと、3年生学力レベル相当ですと3級が相当するんですが、3級だと3,800円。その下に4級が2,600円、3級より上の準2級が5,200円、その上の2級が5,800円、準1級が6,900円、1級が8,400円という検定料で、

この受けた級の全額を助成する仕組みでございます。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ということは、課長、年に3回あるということは、すごく意欲的な子は次々に受けていく場合がありますよね。それ、全部、助成してくださるということでしょうか。1回だけ。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

助成は年度で1回ということで、しております。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。すみません。年度で1回ということは、1人は1回なんですね。わかりました。ありがとうございました。

以上です。ありがとうございました。

大竹委員長
ほかにありませんか。
後藤光秀委員。

後藤（光）委員

よろしく願いいたします。

81ページです。

先ほど深沢委員のほうからも同じところがあったんですけども、生活困窮者自立支援事業について。

先ほど深沢委員のほうからいろいろご意見等、希望を持って生きられるように、もっともっとやってほしいというお言葉がありまして、私も本当にそのとおりで思っています。この内容について、無料塾のほうは先ほどお聞きしたので、居場所づくり支援事業のところ、先ほどの質疑の中で、お子様と保護者も一緒にお食事をされている方々がいらっしゃるというようなお話もありました。まず、こういった居場所づくり支援事業の内容なんですけれども、どのように周知をしているのか、お聞かせください。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

居場所づくり支援事業のほうの周知につきましては、開始当初につきましては、激安スーパー等、困窮者の方、結構行きますので、目につきやすいところ、激安のスーパーマーケットとか、ディスカウントストアとか、そういったところでチラシのほうを配布していました。

ただ、今現在は行っておりませんで、基本的には口コミ、もしくは、先ほどの学習支援

と同様、団体NPOのほうのホームページであつたりというのを主でやっております。あとは、先ほどと同様、私どものほうの生活支援課からの紹介であつたり、こども家庭課から、あとは教育委員会、あとは、やっぱり学校のほうでかなりその辺というのは把握しておりますので、学校の先生が連れてきてくれたりというようなのが、事例としては多いと聞いております。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
学校のほうでは何かお知らせを配っているとか、そういうことではないんですか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長
今現在、学校のほうにチラシをお願いしているとか、そういったことは現在のところは行っておりませんので、先生のほうで周知しており、こちらにつなげてもらっているというのが実態です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
ありがとうございます。
この学習支援ですとか、居場所づくり支援のところなんですけど、無料塾ですとか、こども食堂、こういったところに、逆に入りたくても入れないとか、申請の段階で駄目とか、そういった事例はありますか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長
先ほど申し上げたように、対象者につきましては、生活保護世帯であつたり、準要保護世帯、その他市長が認めた世帯、ひとり親世帯が主なんですけれども、そこが原則となつておりますので、それ以外で、ある程度の所得がある方とかそういった方については、基本的にはお断りしているような状況にあります。

以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
ありがとうございます。
私も深沢委員と本当に同じ気持ちで、この点についても質疑させていただいているんですけれども、本日、服部こども家庭課長とも朝、お話しさせていただいたとおりなんですけれども、少しだけご紹介させてください。

ある市民の方からお電話をいただきまして、その方がシングル家庭で、お母さんから電

話あったんですけれども、お子様を、児童相談員の方とこども家庭課の方が来て、連れていかれて離されてしまったと、要は施設に入れられてしまったという報告だったんです。その内容は、ちょっとプライバシーもありますので深くはあれなんですけれども、私もその方、一度、ご相談を受けたんです、電話で。お子様が、小学校5年生か、6年生ぐらいでしたよね。

ただ、今、先日の札野委員とか、後藤敦志委員からも一般質問でもありましたけれども、やっぱり児童虐待とか、そういった疑いですとか、いろいろ心配、懸念することはいっぱいあると思うんですけれども、その家庭は、私が知っている限り、そういった親子関係では、例えば何か不審な状況というのがあったというような報告は一切、私は聞いていないんですけれども、そのお母さんが、どれだけ生活弱者なのかちょっとわからないんですけれども、そのお子様とお母さんが離されてしまったという状況なんです。

こういった生活困窮者自立支援事業というタイトルどおりなので、もちろんお子様の安全・安心、そして、将来、未来を考えていくための支援事業だと思うんですけれども、やはり保護者が生活困窮者、弱者ですよ。そういったところを今後どういうふうに、今のお話で、なった事態のときに、お子様を離して、いつまで施設に預けるのか。かえってそのお母さんがメンタル的に弱ってしまっている。そういったところのケアというのはどういうふうに考えているのでしょうか。市の見解をお聞かせください。

大竹委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

このケースの場合なんですけれども、お子さんが学校へ行って、学校の先生に相談して、それでうちへ帰りたくないということで保護に至ったと。

やはりお母さんを、病院なり、なるべく早期に自覚していただいて更生していただくと。そういった支援をしていく必要があるのかなというふうには考えております。

大竹委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、ありがとうございました。

やっぱりそうだと思うんですけれども、先ほども、あくまでもこの事業内容として、基本的には口コミですとか、スーパーでチラシを当初は配っていたですとか、先生がお気付きのご家庭にお声かけしているですとか、そういった内容ですよ。となると、やっぱり事前に防ぐことができたんじゃないかなというふうに僕は思うんです。なので、そういった方々を、多分、きっと前から認識されていたんじゃないですか。ですから、そういったところも含めて、こういった事業自体はすごくいい事業ですから、一人でも多くの方々を救っていただけるよう、今後よろしく願いいたします。

次です。

91ページの真ん中からちょっと下の家庭児童相談事業についてです。

この家庭児童相談事業はどんな事業なのか、改めて詳細をお聞かせください。

大竹委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

お答えをいたします。

子どもに関する全ての分野で相談を受けております。家庭児童相談に関しましては、ちなみに、29年度の相談件数申し上げますと、163件というような状況になっております。内容は多岐にわたっておりまして、養育関係、あるいは虐待関係、障がいをお持ちの関係、非行、不登校、その他もろもろにわたるんですが、一般質問の際には、特に虐待に関していろいろご質問いただきまして、その取り組みについてお答えをさせていただいたという、ほんの一例でございますが、そういう幅広い分野において相談活動を行っているというところでございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
30年の件数はわかりますか。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長
30年度の12月までの件数で申し上げますと、今、手元にちょっと虐待の件数しかないんですけれども、44件という状況でございます。29年度につきましては57件。年度途中なので、比較してどうのこうのというのは、今現在でちょっと申し上げにくいです。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
これの事業内容として、報酬ですとか書いてあるんですが、これは相談員の方々のですよ。相談員、先ほど説明あったのか、ちょっとごめんなさい、聞きそびれちゃったんですけれども、何名いらっしゃって、その相談員の方々はこういったところで相談してるのか。この事業内容として、概要を教えてください。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長
家庭児童相談員、今2名おります。7時間勤務でありまして、9時から5時までというような勤務体制をとっております。

しかしながら、先ほどの事例もそうなんですけれども、最近は夜間に対応する事例も相当増えております。そのような関係で時間外の勤務も増加しているというようなところでございます。

相談経緯も様々ございまして、児童相談所から寄せられるケースが一番多いんですけれども、そのほか警察、学校、保育所、幼稚園、あと地元の民生委員、児童委員の方々とか、様々な場所から相談が寄せられまして、対応をしているということでございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

この相談員の方に相談がいっぱい行っているのは、例えば、児童から学校に相談して、学校から相談員の方というルートなんですか。窓口がちょっとわかりにくいですが。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

相談される経路みたいな話になるんでしょうけれども、本人の場合もちろんあります。ただ、知人から寄せられるケースもありますし、ご親戚の方から寄せられるケースもある。その上で家庭訪問を行ったりとかして、相談に乗っているというような形がほとんどです。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

2名ということですので少ないかなと思います。あとさっきの話にもちよつとつながってしまうんですけど、やはり学校側で、一番、担任の先生とかが近いですから、そういったところで少しでも気づいた点とかあったら、まず学校の先生から言うのが一番早いんでしょうけれども、それじゃなかなか相談できないお子さんもいるかもしれない。わからないですよ。そのクラスのことだったら。例えば、お友達のことだったらなかなか言いづらいのかもしれないというのものもあるかもしれないので、学校の先生が、もちろん一任する形になっちゃうのかもしれないんですけど、先生が何か気づいた点があったら、その相談員の方に行ってもらって、事情を聞いてもらうというようなことも、先ほどのケースも未然に防げるようなこともできたんじゃないかなとやっぱり思うってしまうので、その辺ちょっと、まず人数が少ないですから、できるだけ今後、こういった事業を強化していただけますようお願いいたします。

次です。

次のページの93ページの下から3番目のたつこの預かり保育利用助成事業。

一時保育、預かり保育、年間3万円限度と言ったんでしたっけ、さっき。ちょっともう一回、詳しくこの事業を教えてください。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

こちらの事業につきましては、例えば幼稚園で行っています預かり保育、そのほか一時保育、病児保育等々、いろいろな保育サービスがあるんですが、その保育サービスの利用料、こちらの2分の1を補助しようという事業になっております。議員からお話がありましたように、ただし上限が3万円というような内容になっております。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

では、さんさん館のところですよ。何件くらい、今、利用されているのかわかりますか。

あともう一点、時間帯です、預かる。その金額、何時から何時までとか。待機児童への

サポートということもつながるかと思いますので、ちょっとわかる範囲で構いません。お願いします。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

似たような事業がございまして、ファミリーサポートセンター、今ちょっとお話がありました事業と、あとお母さんの、例えば買い物に行ったときの場合の、リフレッシュするためのリフレッシュ保育というような事業もございまして。ちょっと似通っている部分があるんですけども。

まず最初に、リフレッシュ保育事業のほう、お話しさせていただきますと、これは月曜日から金曜日まで行っておりまして、9時から5時までという内容になっております。利用料につきましては、2時間まで500円、2時間を超えますと30分ごとに250円というような内容になっております。

続きまして、ファミリーサポートセンターのほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、1年中、事業を実施しております。年末年始も実施しているという状況でございます。それで時間につきましては、これも朝の6時から夜間の10時です。料金につきましては800円から900円。土曜日、日曜日、それから祝日、年末年始、こちらにつきましては、利用時間については同じなんですけども、料金が若干上がりまして900円から1,000円という状況になっております。

今年度、10連休というのが5月にあるんですけども、ファミリーサポートセンターのほうでは、休みなしで行っていくというようなことで、今現在、打ち合わせをしております。そちらのほうもPRしていきたいというふうに思っております。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

詳細ありがとうございます。

1点だけ、ここでもう一個お聞かせいただきたいんですけども、ファミリーサポートとリフレッシュサポート、その時間帯もどちらを見ても幅広く、普通に保育園と同じように、同様にできるじゃないですか。ただ、ここに預けたくても預けられないケースというのは、これまで近況としてどういう状況でしょうか。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

特にあんまりそういうケースはないんですが、登録サポーターの方も多くの方がおりますし、例えば保育士が足りないから預けられないというのも、そんなには発生しておりません。

ただ、当日お願いしますとか、そういった場合に、急遽、保育士が確保できないとか、そういった状況は時々発生しております。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

そんなに早々あんまりないよということだと思うので、ぜひ、こういったことをやっぱりもっともっと周知していただいて、こういった待機児童問題の課題に絶対つながることですから、やっぱりもっともっと、周りにもいらっしゃいますから、入れたくてもなかなか入れられないという状況が。ですから、ぜひ、情報のほうをもっと力を入れてください。次です。

ごめんなさい、あと何個かで終わりますので。

次のページの高等職業訓練促進費等事業。

先ほど説明であったのかどうかちょっとわからないんですけども、平成30年のは1,260万。今年860万というところなんですけれども、毎年そうなんでしょうけれども、看護師さんですとか、介護士さんとかになるための職業訓練促進ということですよ。以前にも一般質問でやらせてもらったと思うんですけども、それ以外への就労支援というのは、今後、検討はないのでしょうか。お考えは。

大竹委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

今、ご質問いただきました高等職業訓練なんですけれども、31年度については予算が若干減少しております。この給付金につきましては、給付できる年数が2年間というふうになっておりますので、平成30年度は9人の方、今現在9人の方が給付金を受けておられます。それで、平成31年度も継続して受けられるという方につきましては、4人というような状況になっております。

なお、新年度の予算につきましては、新規の方3人をさらに計上させていただいているところでございます。

就労支援としまして、ハローワークのほうとよく情報提供させていただきまして、ひとり親ということで、多くの方が児童扶養手当をもらっていらっしゃいます。その児童扶養手当をもらっていらっしゃる方は、年に1回、現況届というのを市役所のほうに出していただくようになるんですが、その際に、あわせて就職説明会というか、相談会、こちらのほうを毎年開催したりはしております。

今後も、ハローワークの情報を皆様になるべく広くお知らせしていければなというふうを考えております。

大竹委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

わかりました。

その下、行きます。

保育士等支援事業です。

これもちょっと詳しく教えてください。先ほどちょっと2万円から月3万円にとかが説明あったと思うんですけども、ごめんなさい、改めて詳しく教えてください。

大竹委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

こちらの事業につきましては、全国的な保育士不足の中、龍ヶ崎のほうでも多くの保育士さんに市内で就職していただくと、そういったことを目的として始まった事業でございます。補助金につきましては、家賃補助事業ということで載せさせていただいております。今現在につきましては、家賃補助上限が2万円となっております。こちらのほうを3万円に上限を引き上げさせていただく。それから、補助金の期間なんですけれども、これまでは1年限りでした。それを5年間、補助期間を延ばしていくというような事業に改正したところでございます。

それから、貸付金のほうなんですけれども、保育士等修学資金貸付金、こちらにつきましては、月額3万円ということで貸し付けのほう行っておりました。しかしながら、近隣自治体で保育士に対する処遇の状況も当市と違うといったことも踏まえまして、月額5万円に、内容を充実させていただいたということでございます。

参考までに、平成30年の方が2人、31年度も引き続き受けられると。30年の分、3万円だったんですけれども、31年もらう金額については5万を適用させていただくと。それから、新規の方の分としまして9人分、予算のほうを見込ませていただいております。これは5年間、龍ヶ崎の市内の保育所なり、幼稚園なりで働いていただいたときに、全て免除させていただくというような内容になっております。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

この保育士等修学資金貸付ということで、保育士不足から、先ほどの待機児童の問題にも、課題にもつなげようというようなことだと思うんですけれども。

ちなみに、例えば既に保育士の資格を持っている方への支援というのは、何かありますか。

何でこんなことをお聞きしているかという、市民の方からちょっとご意見いただきまして、待機児童の問題、もちろん保育士が不足しているというのはあると思うんですけれども、実は保育士の資格を持っていても働いていない人たちというのはいっぱいいるというふうにお聞きしました。龍ヶ崎市内です。やはりもっと市は働きやすい環境づくりをつくってほしいというふうに言われたんです。どこの保育園がどうというわけじゃないんですけれども、例えば、もちろん給料の面、パワハラ、モンスターペアレンツですとか。せっかく保育士の資格を持って、せっかく保育園に入って仕事を始めても、すぐやめてしまう人が、実は龍ヶ崎は多いですよというふうなお話をお聞きしました。

ですから、そういったところも含めて、これについてはご回答はいいので、ぜひ、今後こういった保育士資格を取った後の体制というか、保育士さんが働きやすいまちにしていくためにも、さっきのたつのご預かり保育ですとか、そういったところもやっぱりもっともっと、働きたくなるようなというか、そういった周知をぜひお願いいたします。

99ページです。

下から2番目の医療対策事業なんですけれども、小児救急輪番制病院運営費なんですけれども、これの内容をお聞かせください。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

こちらの事業につきましては、休日に小児救急医療体制を充実させるために、関係市町村で負担金を出し合って運営費補助をしているものです。

以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

そういったことだと思うんですけども、この526万円のお金というのはどういうふうに使われるんですか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

この部分に関しましては、休日診療等で使われる人件費等に充てられていると伺っております。

以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

休日の当番医ということですか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

はい、ご質問のとおり、休日の当番医ということになります。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

人件費に使われていると言われたらそれまでなんですけれども、医療対策事業の中の小児救急輪番制というところですので、24時間体制でどこか連絡できて、例えば夜中、朝方にお子さんが病気になって連絡したいというときは何か関係しますか、この運営費で。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

現在、24時間体制で行っている医療機関は、市内ではありませんで、取手の休日救急診療所が今、24時間体制で行っており、この運営費とはご関係がございません。

以上です。

大竹委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。ないですよ。

この運営費と関係ないのかもしれないんですけども、医療対策事業の中で休日緊急診療ですとか、小児救急輪番制ですとか書かれると、やっぱり小さい子どもが、夜中、病気になって病院探しているときに、龍ヶ崎はせっきゃくこういうふうなところで予算を使っているのに、何か弱いんじゃないかなという、窓口、連絡つなぐところでも、24時間体制何かできないかなと思いますので、今後の研究を要望とさせていただきます。研究課題としてぜひよろしくお願ひいたします。

最後です。

149ページです。

上から2番目のいじめ問題対策事業で、最後です。

この中で、先ほど説明の中で、スマホからの通報ができるアプリ、STOP i t, そういったものを4月から開始予定ですよというところだったと思うけれども、これの内容について詳細をお聞かせください。

大竹委員長

松谷教育センター所長。

松谷教育センター所長

お答えいたします。

このSTOP i tというのは、いじめを受けている、もしくは目撃した人が、匿名報告、相談できるアプリということが、まず一つの考え方です。

それで、このシステムというのは、その前に、まず、この中で大切にしているのは、いじめの報告だけではなくて、脱傍観者、いじめをしないという教育、ここに重きを置きまして、これをやった後にQRコードとか、そういうものを子どもたちに配付すると。そして、配付したものを子どもたちが、これはスマホだけではなく、パソコンやタブレット、あとゲームソフトでも、通信制ソフトでもできるようであります。そういうものでインストールをして、それで、例えば発見をしたとか、もしくはいじめられたということを伝えたいときに報告をしますが、この報告というのは、チャット、ラインみたいなありますよね。ああいう感じで画面表示されるんですが、そういう感じで子どもが、申請といいますか、報告をすると、相談をします。その中で、子どもが発見をして、発見というか、毎日確認をしております、それに答えて、カウンセリングをして答えていくというものであります。

さらに説明いたしますと、このアプリを中心にするというわけではなく、これを通じて、やっぱり大人に相談するということをすすめたりとか、思い詰めている心を少し静めてあげるとか、そういう役割の一つの方法として、今、新たに取り組もうと思っていることでございますし、方法でございます。よろしくお願ひいたします。

大竹委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

すばらしいです。以前、一般質問でこういうのを提案させていただきましたので、ぜひ。

もう一個聞きたいんですけども、このところで。相談できるよというやつなんですけれども、24時間体制ですか。

それともう一点、対象者なんですけれども、小・中学生なのか、高校生も入るのか、要

は市民全体なのか。ちょっとこの辺、対象と24時間体制か。

あと、このアプリ自体が有料か、無料か。この辺もお聞かせください。

大竹委員長
松谷所長。

松谷教育センター所長
お答えします。

まず、対象でございますが、現在、中学生を対象として考えております。

それと、24時間かということでございますけれども、これは現在、8時30分から17時30分ということで計画を立てておりますが、例えば時間外の場合には、24時間こどもSOSダイヤルだとか、県の相談ラインとか、そういうものにつなげるといいますか、急ぎの場合はそちらのほうに相談してということやっていきます。24時間ではなく、そのような形で、休日や、もしくは時間外の場合には、その次につながるツールに紹介していくということで計画を立てております。

これにつきましては、1人年間300円ということやっております。よろしく願いいたします。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

大絶賛しようと思ったんですけども、小学生はなぜ入らないんですかというのと、8時半から5時半というのは、回答するのがその時間帯なのか。要は、相談としてはピコッと入れられるのか、本人が。

大竹委員長
松谷所長。

松谷教育センター所長

受付については、24時間チャットに入れることはできます。もしくは、急ぎの場合は、そちらへ。答えはまた待つてもらえる場合には、翌日返すという形になっております。

それと、なぜ小学生かということでございますけれども、やはりスマホということで、携帯ということなので、小学生の使用率、ちょっとまだ低いようでありますし、中学生の使用率のほうが高いという状況の中から、小学生については今後、まだ様子を見ていくということで、今回、中学生ということやっております。よろしく願いいたします。

大竹委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

いずれにせよ、このSTOP i tはすごく期待できると思うので、ただ、今の8時半から5時半の、回答は例えば翌日だとか、すぐできますよということと、緊急であればそっちにリンクが、リンクというか窓口ありますよというところがわかるようになっていけば問題ないかと思うんですけども、ぜひ、やっぱり小学生、スマホ使用率は上がっていますよ、めちゃめちゃ。持っていますから。4年生、5年生なんていったらもうどんどんみ

んな持っていますから。学校ではじゃなくて、家で、もう持たせている家庭が多いと思うので。

また、先ほどタブレットやパソコンからでもできますよということだったじゃないですか。だったらやっぱり家庭に1個あってもいいかなというぐらいだと思いますので、ぜひ、その辺、様子見ていただいて、前向きにご検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

岡部委員

まず、101ページの健幸マイレージ事業で、先ほど深沢議員からもありまして、着実に登録数も増えてきていてということだと思いますが、今回もまた、健康マイレージウォーキングイベント開催ということで入っていますが、先月の開催したイベントでの参加者の声とか、検証した結果があれば、ちょっとお聞きしたいんですが。

大竹委員長

大野課長。

大野健幸長寿課長

ありがとうございます。

先月17日になりますけれども、たつのごフィールドを会場に健幸マイレージのイベントを開催いたしまして、一般参加者で約300人、お子さんで100人、あと保護者の方とか、我々関係者含めて、およそ五、六百人規模のイベントになったのかなというふうに考えております。

参加者の声ということで、私もいろんな方とお話しさせていただいたけれども、やはりこういったイベントは、ぜひ通年でやってほしいと。私たちは歩くことにすごく生きがいを見出していると。こういった公的なイベントがあれば、モチベーションも高まるし、自分がそこに参加することによって、自分の立ち位置というのが自分で明らかになるので、ぜひ毎年やっていただきたいという声が多数寄せられております。

アンケートもとりまして、今現在、集計を行っておりますので、まもなくその集計がまとまるんじゃないかなというふうに思っております。

おおむね好評に受けとめられて、皆さんの、ウォーキングということに対してモチベーションを高める一つのよすがになったのかなというふうに考えております。

以上です。

大竹委員長

岡部委員。

岡部委員

結構多く的人数で、ぜひ続けてほしいというようなことで、こういう事業自体やっぱり継続していくことで、多分、効果が出てくるので、実際、どれだけ健康になったかという検証は、なかなかちょっとできないとは思いますが、長期的に恐らく影響の出るものだと思います。

31年度としては、例えば何か目標の登録人数とか、そういうところまであるんでしょうか。

大竹委員長

大野課長。

大野健幸長寿課長

今、岡部議員おっしゃったように、数値的な効果というのはなかなか検証しづらいんですが、例えば国土交通省が出しているガイドラインによりますと、人間が1人1日1,500歩余計に、1,500歩歩くじゃなく1,500歩余計に歩くと、年間でおよそ3万円以上の医療費の削減につながるという、筑波大の先生の研究結果らしいんですけども、そういったデータがございますので、ぜひ、この1,500というのを我々も一つの目安に置きまして、たくさんの方に今まで以上に歩いていただきたい。そのためには何が必要なのか、どうするべきなのかというのを、利用者目線のほうで考えていきたいと思っております。

来年度につきましても、実際、登録されている方、今1,139人いらっしゃいますが、市外に引っ越したとか、そういうことがない限り、ずっと登録は続けていただけているものと思っております。

今後は、できれば若い世代にいかん登録していただくか。若い世代というのは30代、40代です。なかなかこの30代、40代の登録者が非常に少ないというデータがございますので、若い世代の登録についてどういう仕掛けができるのかということを中心に、31年度は取り組んでいければなというふうに考えております。

以上です。

大竹委員長
岡部委員。

岡部委員

筑波大の専門の方の研究で、1,500歩で3万円以上という、何か結構大きな効果だと思うんですけども、私の感覚からいくと、若い人のほうがスマートフォンを持っているし、多分、周知とか関心さえ持ってもらえれば、登録者はどんどん増えるのかなんていうふうには思っています。実際、私も使わせてもらっていて、確かにモチベーションというところでは有効かなというふうに感じています。

やはり若い人も含めて登録人数増やしていったら、継続していったらどうなるかという事業だと思いますので、引き続きその辺の努力を、ぜひ、期待しておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。

151ページの小学校教育振興費で、ICT支援員配置というところで、何年かかけてというところの教育の推進ということだと思いますが、今、この支援員さんは、どんな委託内容であって、どういうふうに今、進めている状況なんですか。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

このICT支援員なんですけど、こちらタブレットのリースとあわせて、その中で支援員を配置しております。タブレットの機器は5年間のリースでやっているんですけども、この中で支援員の配置は2年と7カ月で、ちょっと期間を短く設定しております。

今回、一番最初にやりました馴染小学校と川原代小学校のほうで、28年9月からタブレットのリースをやっています。支援員が今月で2年7カ月がたちますので、切れますので、学校のほうからも、もう少し支援員の配置をお願いしたいというのがありましたので、それを受けまして、来年度から2年5カ月間の支援員配置をする予算でございまして、内容としましては、これまで、28年9月からは月に3回程度、小学校に行き、先生方のほうと協力して、タブレットを使ってみたい授業の資料をつくったりするような支援を行っております。

来年度、31年度からの延長の分につきましては、月に2回程度の派遣ということで、今、

考えております。

大竹委員長
岡部委員。

岡部委員

わかりました。

今後、そのリースの支援員の期限が切れた後は、月2回ぐらいだけでも、それで足りるだろうということなんではないでしょうか。学校の先生の要望が出ているところでありましたので、引き続き、また何年かかけてほかの学校もどんどん追加で入れていくということだと思いますので、毎年そういったところちょっと検証しながら、今後の事業につなげていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問です。

161ページの文化会館管理運営費で、9月末に工事完了予定ということで、使用できるのは10月からということでしょうか。

大竹委員長
梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

先ほども部長からありましたとおり、9月末で工事は完了予定になっておりますが、今のところ工事の業者からは、そこまで継続せずとも完了する見込みということですので、実際は9月末ということではなくて、それより前に前倒しで使用が可能になるかなということでございます。

以上です。

大竹委員長
岡部委員。

岡部委員

そうしますと、一般の方々が借りたいという場合も、一応10月以降は予約入れられるということでしょうか。

大竹委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

今のところ大きな、市全体でやる事業については、確固たることが言えないものですが、大きな事業に対しては利用していただくような状況にはなっておりますが、10月1日以降については、一般にも開放するというところでございます。

大竹委員長
岡部委員。

岡部委員

わかりました。

10月以降とか、結構イベントごとが多いと思うので、この9月末完了より延びちゃうと困るんじゃないかなと思っていたので、それはなさそうだとということで、ぜひ、9月前に

はきっちり終わられて使えるように進めていただきたいと思います。

次、最後の質問項目です。

165ページの総合運動公園リニューアル事業の龍ヶ岡公園テニスコート人工芝張替工事ということですが、今、全面、ハードコートであるのを、全てオムニコートにするという理由は何でしょうか。

大竹委員長

足立スポーツ都市推進課長。

足立スポーツ都市推進課長

ハードコートと人工芝のオムニコートを比較した場合、非常に人気、それと利用率が高いというものがございます。そして、また利用団体の関係者からヒアリングを行いまして、ハードコートからオムニコートすることに関しては、特に問題ないという意見もいただいたところでございます。

大竹委員長

岡部委員。

岡部委員

利用団体さんからのヒアリングでというところでありました。実際の利用の状況は。例えば車椅子テニスだとか、そういう団体とか、個人でも利用があったりするのか、その辺の使用状況、もしわかれば教えてください。

大竹委員長

足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

車椅子等の障がい者の方の利用状況に関しては、すみません、今、持ち合わせておりません。ただ、圧倒的に休日の午前中の時間帯ですとかは、健常者の割合が非常に高いということとなっております。

以上です。

大竹委員長

岡部委員。

岡部委員

圧倒的に健常者の利用が高いということですが、公共の施設でオリンピック・パラリンピックを来年、開催するというような状況で、車椅子テニスだとか、そういうバリアフリー化、そういう対応も考えていただけるといいかなというふうには思っていて、特に龍ヶ岡テニスコートに関して、そういうバリアフリー化の状況はどういう状況か把握しているのでしょうか。

大竹委員長

足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

龍ヶ岡テニス公園につきましては、車での移動ということで、八代庄兵衛新田線から、たつのこアリーナの真下にあります龍ヶ岡の河川敷になるんですけれども、そちらに移動

していただいて、車椅子でも対応できるような形にはなっております。

ここ河川敷というところの規制もございまして、バリアフリーを全面に押し出して、そこをきちんとした施設にするというのは、非常に難しいのかなというふうに感じております。

以上です。

大竹委員長
岡部委員。

岡部委員

河川敷というところでいろいろ難しさもあるという話ですが、実際に車椅子テニス、オムニコートでもできないわけではないんですけども、ハードコートを理想とするというような話をよく聞いていまして、そういう中で、これから公共施設が、ぜひ、そういうバリアフリーとかユニバーサルデザイン、そういうところを視野に入れて、いろんな方が使える施設にしていくべきかなというふうに私は考えていまして、今回はいろいろそういう場所の問題というのもあったかとは思いますが、今後、そういう公共施設の改修だとか、新たにつくるという場合には、そういうユニバーサルデザインという意識をぜひ持ってやっていただきたいなというところの要望で、以上です。

大竹委員長
山宮委員。

山宮委員

2点ほどお聞きいたします。

99ページ、01040200保健衛生事務費の19番、負担金の骨髄移植ドナー支援事業助成金のことなんですけれども、昨年も同じ金額の提示をされていたんですが、これについての実績というのはどれぐらいありますでしょうか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

平成29年度が実績ゼロなんですけど、30年度は、今月に入りまして1件出ております。

大竹委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

テレビでニュースを聞いた方々からの問い合わせ等もあるのかなと思うんですけども、これについては、やっぱり献血推進事業の中でそういう問い合わせ等というのは、今までにもあったんでしょうか。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

骨髄移植ドナーにつきましては、今回申請があった方1件の問い合わせが今年度もござ

いました。
以上です。

大竹委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。今後増えていくかもしれませんので、どうぞよろしくお願
いいたします。

もう一点、161ページ、下の欄の01106200体育振興活動費の委託料、（仮称）龍ヶ崎マ
ラソン大会開催準備のことでちょっとお聞きしたいんですけども、これの詳しい概要を
もう一度お知らせください。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

（仮称）龍ヶ崎マラソン大会開催準備の委託業務の内容でございます。内容につきまし
ては、警備計画、ランナーの誘導施設配置計画、ボランティア配置計画、給水ポイントの
設定、コースの実地距離の計測、会場のレイアウトの検討、大会ホームページの作成の立
ち上げ、PRメール配信料等のマラソン大会企画運営に係る事前計画の業務でございます。
以上です。

大竹委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。

基本的には最初から42キロは難しいというふうにはお聞きしたんですけども、コース
の長さというのはどのぐらいになるんでしょうか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

コースの選定につきましては、今現在、（仮称）龍ヶ崎マラソン大会コース選定検討委
員会を昨年12月に発足しまして、そちらで検討をしているところでございます。安定した
参加者数が見込めるハーフマラソンをメインに、10キロ、5キロ、中学生の3キロ、小学
生、小学生親子ペアの2キロの6種目を想定しておりまして、それぞれのコースを選定し
たところでございます。

しかしながら、ハーフマラソン以外の競技種目につきましては、大会運営上の円滑な運
営ができるのかですとか、道路の規制時間、それらを考慮して、採用する距離のものにつ
いては検討する必要がございます。

以上です。

大竹委員長
山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

すごく楽しみなんですけれども、先ほども健幸マイレージのお話もありまして、1,139人が登録されているということなんですけど、いきなり走れと言われてもなかなか走れませんので、歩ける人たちのコースもあると、このイベントがあわさってできると、この健幸マイレージで頑張っている登録されている方、あとはさらに歩ける人も参加できますよみたいな宣伝をしていただけると、ここにいる議員全員が、皆さん方も一緒に出られるんじゃないかなと。いや、俺は走るんだという方はどうぞ好きに走っていただきたいと思うんですが、そういうご検討はいかがでしょうか。

大竹委員長

足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

設定時間というのを設けておりまして、その中で歩くことは自由にできると思われまして。基本的にはランニングということで考えておりまして、当市のほうではランニングクリニックというような事業もやっております。昨年度は谷川真理さんが来ていただいて、そういったランニングの教室、基本的なランニングの仕方ですとか、そういうのもやっております。ということで、基本的にはランニングなんですけれども、時間の許す限り歩いても結構ですというようなPRでさせていただきたいと思っております。

大竹委員長

山宮委員。

山宮委員

自由に歩くのは結構と言われても、邪魔になったりすると大変ですので、やっぱり歩く方は歩く方の、たつのごアリーナの中の何か競技場を使って歩けるコースをぜひ考えていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。なるべく多くの方に参加していただけて、龍ヶ崎が一つになるようなマラソン大会になったらいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

では、お願いします。

はじめに、81ページの01031100の地域福祉推進事業のところのふれあいのまちづくり事業のところなんですけれども、これの中に、先ほどの説明で、新しくできる社協の西口支店、仮称ですけれども、ここの予算が含まれているということでしたけれども、ここの予算については、予算の概要書のほうに1,268万4,000円ということが書かれていますので、その中身だと思っておりますけれども、ただ、ここはまだできていない施設でもあるので、いつ頃開設の見込みで、予算としてはどういう組み方というか。あとこの1,268万4,000円の中身というのはどんなものなのか、お聞きします。

下沼社会福祉課長

(仮称)社会福祉協議会佐貫西口支所に関する予算額2,219万1,000円のうち1,268万4,000円となっておりますが、その内訳でございます。

嘱託員の人件費，そちらで約338万円，消耗品や光熱水費等の需用費として約57万円，通信運搬費，火災保険料などの役務費として約19万円，備品購入費として120万円，建設費の借入金返済費として約657万円，その他機械警備，利用者駐車場料金などとして約75万円となっております。

なお，この金額につきましては，新年度予算査定時点での見込み額となっておりますので，建築工事等の進捗状況に応じて内容の精査を行った上で，実際の予算の執行は行う予定でおります。

開設予定についてでございますけれども，ちょうど4日前の3月3日日曜日，そちらの上棟式が行われております。現時点のスケジュールでは，建物の竣工が6月上旬を予定しております。したがって，6月中のオープンを目指して準備を進めていく，そのような予定となっております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

建設費は，これは一緒でしょうけれども，そうすると，そのほかの人件費，その他は6月以降の期間を見ての予算ということになりますか。

大竹委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長
そういうような形となっております。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
ここはわかりました。
次，行きます。

同じページのところの一番下のふれあいゾーン管理運営費の中の委託料のふるさとふれあい公園管理運営のところなんですけれども，昨年度と比較すると，この運営費は約320万円ほどアップをしています。ちょっとこの中身についてお聞きいたします。

大竹委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長
この委託料につきましては，ふるさとふれあい公園の管理運営にかかわる指定管理料となっております。今年度と対比して約390万円ほど増額となっておりますが，その主な理由についてでございます。

ふるさとふれあい公園の管理体制強化のため，職員の配置を，現在の嘱託員2名体制から，正職員1名及び嘱託職員1名体制と変更したことによるものですが，そのほか，職員の定期昇給及び2%の地域手当導入，そのような理由による増額となっております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
次に行きます。

85ページのほうの、これは前ページから続いている障がい者地域生活支援事業（補助分）の扶助費のところですけども、この中に障がい者移動支援費というのがあります。これは予算も増額されたので、中身的にちょっと増加させるんだと思うんですけども、その辺の内容についてお願いします。

大竹委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長

この扶助費の中で、障がい者移動支援費、こちらに大きく今回予算のほうを計上しております。障がい者移動支援費が増えている理由でございますけれども、移動支援事業は、屋外での移動が困難な方、障がいをお持ちの方に対して、外出のための支援を実施しているサービスとなっております。

現時点での利用者は4人となっておりますけれども、今年度、新規利用された方の中で、人工透析を伴う通院介助、あるいは院内介助の利用があったことにより、大きく利用件数が伸びたこともあります。

参考といたしまして、平成28年度以降の利用者及び利用回数の推移を見てみますと、平成28年度が5人で延べ64回、29年度が4人で延べ52回、今年度が、昨年12月までの実績となりますが、5人で104回、そのような推移となっております。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

これでいくと、ここの部分が利用者の人数が増えたということで、今まで月何回とかありました回数の制限を増やすということではないんですか。

大竹委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長

回数の制限を増やすというわけではなく、単純に利用者の増加が増えたことによりまして、その旨、今年度の利用実績を見込んで、新年度の予算に計上をしたということになっております。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

同じページのところの真ん中辺にある障がい者福祉計画等改定費について伺います。

委託料で130万4,000円が今回計上されて、先ほどでいくとアンケート調査をやるというお話もあって、2年継続の事業ですけれども、特に今年度というか、2019年度でやる策定に向けての内容についてお聞きします。

大竹委員長
下沼課長。

下沼社会福祉課長

今年度の実施内容でございますけれども、部長のほうからもお話がありましたけれども、平成32年、2020年度中に次期の計画を策定することになっておりますので、障がい者の方の実情やニーズを把握するとともに、市民サービスの提供、事業者からの意見、あるいは要望、それらを伺うためのアンケート調査及びその集計作業、そちらを委託で実施をしようとするものでございます。

アンケート調査の時期につきましては、11月から12月、その時期を予定しているところでございます。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

同じところなんですけれども、次のページに行きまして、真ん中のところにある高齢者福祉計画等改定費、これも似通ったところがあるんですけれども、こちらのほうについては、この2019年度でやる内容、それについてお聞きします。

大竹委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

委託料の内容につきまして、アンケート調査の実施を通しまして、本市における高齢者福祉サービスや、介護サービスニーズと現状を的確に把握するため、施策の検討及び計画期間中における事業量推計を行うことで、平成33年（2021年）度から平成35年（2023年）度を計画期間とする次期計画でございます龍ヶ崎市高齢者福祉計画、龍ヶ崎市第8期介護保険事業計画の策定業務を行うものでございます。

次に、改定時期につきましては、当初より2カ年の継続事業といたすところでございます。現計画でございます第7期事業計画の最終年に当たります平成32年（2020年）度の計画素案の作成時期に合わせることから、当該予算ではアンケート調査票の設計、作成、印刷、そして発送及び回収を、四つの日常生活圏域ごとに対象者を抽出し、行うこととなります。

なお、次年度におきましては、それらの調査結果等から、人口、介護保険料の推計、計画素案作成業務を行うこととなりますが、調査対象者としては、郵送、配布、回収により、2種類の区分で実施することといたします。

まず、一つ目でございます。

一般高齢者、いわゆる65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者、そして、要支援認定者として、要支援1、2の高齢者を対象とした介護予防日常生活圏域ニーズ調査、2,100件。

二つ目といたしましては、在宅要介護認定者を対象といたしました在宅介護実態調査700件。

合計ですと2,800件を予定しております。

そして、アンケートの時期ですが、年度が変わりましてなるべく早い時期に、社会福祉課とあわせるような形で実施できればと考えております。

また、現計画でございます第7期介護保険事業計画策定時に、国が示しております同等規模のアンケート調査を想定しておるところでございますが、後者の在宅介護実態調査では、前回と同様に、介護者に対しての説明項目といたしまして、家族、親族の介護を主な理由とした介護離職の質問項目を設定したいと考えております。

以上です。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、このアンケート調査で、従来のこの計画つくるときにはアンケート調査というのは行われていたんですけれども、今、聞くと、いろんな形で、いろんな方にアンケートをされるということで、新しく入った項目というのは、先ほど介護離職の件がありましたけれども、そのほかにありますか。

大竹委員長

中嶋課長。

中嶋介護福祉課長

アンケートの項目なんですが、現在、国から実施してもいいと言われておりますのは、在宅介護実態調査の部分でございまして、この計画の中で市独自で設定した項目が3項目ありまして、まだ実際にはその項目については決めておりません。

今後、運協の中等で諮って、その項目を決めていきたいと考えております。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。お願いします。

次、行きます。

93ページのところの子ども・子育て支援事業（単独分）のところなんですけれども、これも同じように子ども・子育て支援事業計画策定のところなんですけれども、これも同じく継続事業のところなんですけれども、こちらについては今年度やる項目というか、それについてお聞きします。

大竹委員長

服部課長。

服部こども家庭課長

この計画につきましては、平成31年度で期間満了を迎えることから、策定に向けまして、現在、ニーズ調査を実施しているところでございます。新年度につきましては、ニーズ調査の分析を踏まえ、保育需要や保育サービスのあり方など、子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けまして計画、策定をしていきたいというふうに考えております。

なお、策定に当たりましては、庁内のワーキングチームで検討を行うとともに、子ども・子育て会議では6回程度審議会を開催して、様々な視点からご意見を伺いながら、策定してまいりたいと考えております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

一般質問でもありましたように、無償化となった場合に、またいろんな需要内容が変わるということもあるわけで、その辺というのは多少考慮されているところがありますか。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

今回のニーズ調査におきましては、無償化に関する制度の概要を周知するとともに、設問の中に、無償化に関する設問も設けております。したがって、それらを慎重に分析を行いながら、適正な保育ニーズを把握していきたいというふうに考えております。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

委託料のその下を書いてある児童福祉システム修正、これについてもちょっと説明をお願いします。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

今、委員からお話がありましたように、今年の10月から幼児教育の無償化がスタートすることになります。それに伴いシステム修正を行うものであります。現時点では、詳細が不明なところもございますが、少なくとも保育料に関するシステム、それから、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設の対応、さらに国、県の負担金の申請等に関しますシステムの変更が必要になってくるものというふうに考えております。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

次へ行きます。

97ページの一冊下のところの生活保護扶助費のところですけれども、先ほど全体としては、1月現在で818人が766人になって、52名減ったという中身だったわけですけれども、これはトータル、全体だと思えますけれども、生活扶助費、その他いろいろ扶助費がある

わけですけれども、これはかなり見込みもあると思うんですけれども、それぞれ該当するか、または予算化している人数というのはわかりますか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

お答えします。

予算措置の段階の人数ではないんですけれども、最新の状況でお答えさせていただきたいと思うんですけれども、先ほど1月末現在ということで部長のほうからは説明があったと思うんですけれども、今、手元に最新のものがありますので、2月末現在の支給人数ということで、こちらでお答えさせていただきたいと思います。

まず、生活扶助についてですけれども、生活扶助につきましては、567世帯、682名。医療扶助、558世帯、639名、住宅扶助、543世帯、652名、教育扶助、14世帯、23名、出産費の扶助はございません。それから生業扶助、8世帯の9名、あと葬祭扶助が、お亡くなりになられた方の費用ですけれども、こちらが2世帯、2名ということでございます。それから介護扶助が119世帯、120名、あとはその他の扶助ということで、こちら鹿嶋市に保護施設があるんですけれども、そこへの事務費が2世帯、2人というような内訳になっております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

それと、あと全体で減ったという中身なんですけれども、実際には申請される方がいて、それから受給開始になった人がいて、あと生活扶助から外れた人、これはいろんな形で外れた人と、または亡くなった人と両方あるかと思うんですけれども、そういう内訳でいくとどんな形になりますか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

平成31年2月末現在の申請件数につきましてお答えします。

申請件数につきましては81件、81世帯となっています。申請のうち保護開始となったのは68件でございます。

また、廃止につきましては、同じく2月末現在で廃止件数は86件、86世帯というような状況になっています。

廃止の内訳としましては、やはり死亡が多く、そのほか、ほかの管内への転出であったり、失踪、あとはその他ということで、稼働収入が増えたり、年金が増えたり、あとは辞退というようなことで続いております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、今の回答は件数だったわけですが、これは世帯ですか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長
件数であり、世帯です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

世帯が、受給開始が68件の廃止が86件なんで、廃止のほうが多いわけですけども、人数で見ると、この世帯にどのように使っているのかわからないですけども、人数のほうが多くなると。

そのうち、廃止になった部分で正確な数字じゃなくてもいいんですけども、死亡によって廃止になった割合というのはどのくらいあるんですか。

大竹委員長
湯原課長。

湯原生活支援課長

廃止の86件の内訳ということですね。

先ほど申し上げた死亡につきましては、件数で申し上げますと86件中26件、ほかの管内に転出したのが14件、失踪が14件、その他、収入が増えたりとか、他法他施策とかの活用によって保護辞退であるとか、保護廃止になったケースというのも、その他で32件です。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

そうすると、いろいろ内訳はあるけれども、死亡というよりも、実際に生活保護から外れるような生活実態になったというのが一番多くて、その次に死亡というぐあいになるかと思うんですけども、減ったということは単純にいいのかどうかという点もあるし、生活保護の本来の目的に従って、申請から受給開始に至るところではいろいろ要件に当てはまらない人もいると思うので、仕方ないと思うんですけども、引き続き、申請に対しては、審査した上で受給開始に結びつけていただきたいと思うところです。

次へ行きます。

次が、101ページの一番上のところの(仮称)まいん「元気」サポートセンター管理運営費なんですけれども、この中で一番大きな予算を占めている健幸講座開催の437万8,000円。ただ、この施設もまだでき上がっていない施設であるわけで、ここで見られた予算というのは、やはりいつ頃オープンで何カ月分くらい見た予算なんでしょうか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

今おっしゃいましたように、まだ工事も始まっておりませんので、工事がある程度埋め合わせがついた段階で稼働の時期が見えてくるかと思いますが、今現在は9カ月程度見込んで考えております。

以上です。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、このまいん「元気」サポートセンターの、これで見ると、健幸講座というのが一番大きなわけで、これがメインに運営されるというふうに、これでいくと思われるわけですが、この中身についてちょっとお聞きいたします。

大竹委員長

大野課長。

大野健幸長寿課長

仮称なんですけれども、まいん「元気」サポートセンターの初期目的、我々が想定しておりますのは、いわゆる健康寿命です。こちらのほうできるだけ長く保っていただきたい、そのために効果的なプログラムなどを、ここで表示しておりますように健康講座として定期的に、なおかつ継続的に提供したいというふうに考えております。

実は、こうした流れにつきましても全国的なトレンドとなっておりまして、民間においては、介護予防、あるいは認知機能、運動機能の低下防止、こういったものに効果的とされるプログラム、レッスンなどが次々と研究、開発されております。まいん「元気」サポートセンターにおきましても、高齢者の市民を主たる対象といたしまして、文字どおり元気を将来にわたってサポートするためのプログラム、こういったものを定期的、かつ継続的に提供したいというふうに考えております。

今回、委託料として計上しましたが、こちらにつきましても、ノウハウ、スキルを有する民間事業者への業務委託、これを想定したものでございます。

以上です。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

民間委託で委託料になっているわけですが、まだ決まっていらないかと思うんですけど、そういう候補というのはどういうところを考えられているんですか。

大竹委員長

大野課長。

大野健幸長寿課長

今現在、龍ヶ崎市内にも幾つかの事業者が、例えばルネサンスとか、AXIAとか、あるいはたつのこアリーナを指定管理しておりますコナミ、そういったところもございまして、そういったところがターゲットになろうかなというふうに考えています。契約その

他につきましては、今後の検討になります。
以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
次へ行きます。

163ページの一番上のほうのところですけども、これは体育振興活動費の中の上のところの一番下のスポーツ健幸事業で347万というのがあります。

これは、いろいろ幾つか考えられている事業があるというお話でしたので、この辺、ちょっと詳しくお願いいたします。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

スポーツ健幸事業につきましては、総合型地域スポーツクラブ、NPO法人クラブドラゴンズへの交付金事業として実施を考えております。内容としましては、昨年度から継続事業として、ランニングクリニック、ウォーキング教室のほか、平成31年度新規事業として、小学生陸上競技会合同練習会、それと、中学生部活動コンディショニングレクチャー事業を予定しております。

この新規事業の小学生陸上競技会合同練習会につきましては、これまで、龍・流連携事業の一環として、陸上記録会前に、流通経済大学陸上部の関係者が、各小学校へ出向いて指導に当たっております。しかしながら、各小学校からの要望が多いことなどもありまして、各学校の期待に沿えない状況でもございました。

そこでこの事業は、陸上記録会前に、小学生5、6年生を対象に、たつのこフィールドに一堂に会していただいて、陸上記録会の競技種目を専門的に練習する事業でございます。

もう一つの中学校部活動コンディショニングレクチャーにつきましては、中学校の部活動の現状として、担当部の活動の競技経験の少ない教員の割合が多いことから、中学校運動部活動に専門的知識を有する指導者を派遣する事業でございます。

平成31年度においては、競技種目にとらわれないけがの応急手当てですとか、テーピング、ウォーミングアップ、クールダウン、体幹トレーニング、中学生向け筋肉トレーニングなどの指導を考えております。

以上でございます。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

小学生、中学生のそういう部活動も対象にされたということで、お願いしたいと思えます。

次に、同じページの一番下の総合運動公園等管理運営費の中の備品購入費で1,000万円ほどの予算が計上されて、これはいろいろなものがあると思えますけれども、ちょっと金額の大きいだけ、何点か、どういうものかというのと金額をお願いいたします。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長
備品の内訳でございます。

たつのこアリーナプール、深さ調整用の赤台のプールフロアの購入、24台分で468万2,000円、プール清掃ロボットが108万9,000円、スタジアム用のスポーツトラクター279万2,000円、そのほか会議用のテーブル10台と、龍ヶ岡公園のフットサルゴールのポスト、スタジアム用の防球ネットでございます。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

最後の質問で、次のページの総合運動公園リニューアル事業の龍ヶ岡公園のテニスコートの話で、先ほども岡部委員からも出ましたけれども、まず、この人工芝の張り替えは、6面、今回実施をするということでしたけれども、全体とすると、これは8面あって、そのうち6面を人工芝にするという工事ですか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

龍ヶ岡公園のテニスコートは、全部で8面ございまして、一番西側に2コート、真ん中に4コート、一番東側に2コートと3分割されておりまして、今回は、真ん中の四つのコートと一番東側の二つのコート、このコートについて改修をする予定です。

なお、一番西側のコートにつきましては、平成29年度に改修をしております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。

それで全部人工芝になるということだと思いますけれども、あと今回、照明設備も一緒に工事費で計上されているわけですが、この照明装置ができると、夜間はいつまでというか、どういう時間帯まで使用できるようになりますか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

照明灯の設置によりまして、現在のたつのこフィールド、たつのこスタジアム同様、午後9時までは利用可能と考えております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。
私のほうからは以上です。ありがとうございました。

大竹委員長
休憩いたします。
午後3時20分再開の予定であります。

【休 憩】

大竹委員長
休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ほかにありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員
まず、99ページの01040200、保健衛生事務費、委託料の健康管理システム修正があるんですけども、この修正の内容を教えてください。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長
健康管理システムの修正については4項目の修正でございます。
まず、1つ目なんですけど、乳児健診データ取り込み対応でございます。現在、医療機関で実施している乳児健診において、手入力している受診結果を国保連合会の電子データとひもづけて、一括取り込みできるように改修を行うものです。
2つ目は、平成31年度に新たに賃貸借するウィンドウズ10の端末に健康管理システムを使えるように設定を行うものです。
3つ目は、現在健康管理システムのサーバーで使用しているオフィスがサポート切れになることから、OSの更新をするものです。
4つ目は、来年6月からのマイナンバー連携項目に乳幼児健康診査が追加される予定であり、この登録対応の準備のため、システム改修や連携確認作業を行うものです。
これらを合わせて360万8,000円を要求したものです。
以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員
次は、103ページの01040900、母子保健事業の禁煙外来治療助成金なんですけど、深沢委員より質問もあったんですけども、私も子育て中というか、お母さんが結構たばこを吸っているのに驚いたんですけども、これは1年に1回ということなんですけども、禁煙は本当に難しいと思うんですけども、うちの夫なんかもなかなかできなくて、だから、大変かなと思うんですけども、これが1年に1回限りだということなんですけども、1

年たてば、もう1回頑張ろうかなという人ができるのかどうか、お伺いします。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

先ほど、同一年度内に1回利用できるということでお答えしたところなんですが、年度が明けますと、また、利用はできるということになります。ただし、1回限りということ
です。

以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

どうしても再度挑戦したいという人のために、できるといいかなと思ったところです。

それと、この治療費というのは全体で大体幾らぐらいかかるのかということと、市民への周知はどんなふうにするかお伺いします。

大竹委員長
岡澤課長。

岡澤健康増進課長

治療費についてです。

12週間で5回の診療を受ける体制の中で、3割負担の方で1万3,000円から2万円ほどになるかと思われ
ます。なお、妊婦の場合には薬を使用できないため、認知行動療法などを行いながら治療してま
いりますので、おおよそ1万円ほどの治療費がかかるようになるかと思われ
ます。

周知に関しましては、市公式ホームページ、広報紙、メール配信だけでなく、公共機関、医療機関、それ
からスーパーマーケットなどへのポスター掲示を行っていきたいと思っ
ております。さらに、プレパパ教室やプレママ教室、乳幼児健診、特定保健指導などの場
面で禁煙を希望する方がいらした場合には、禁煙治療医療機関一覧表や助成制度の概要がわ
かるチラシなどを渡し、周知していきたいと考えております。

以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひよろしくお願ひします。

次です。ちょっと戻ります。91ページです。

01034300、駅前子どもステーション管理運営費です。これは約700万円増となっている
んですけれども、その内容と現在の利用者数はどうなんでしょうか。

大竹委員長
服部課長。

服部こども家庭課長

現在、送迎ステーションの送迎バスは朝1便、夕方2便という形で運行しております。

しかしながら、本年度は利用者がふえまして、24人という状況になっております。そのため、朝のバスの乗車時間なのですが、約1時間30分を要するような状況となっているため、新年度におきましては朝のバスを2便に増便いたしまして、児童の負担軽減と利用者の受け入れ態勢の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

子どもの1時間半というのはちょっと、小さい子もいますので大変だなと思うので、それはよかったなと思いますけれども、これは1便ふやすことで時間はどれぐらい縮まるのでしょうか。

大竹委員長
服部課長。

服部子ども家庭課長

現在、大体1時間半、90分ですから、約半分程度にはなるのかなというふうに想定しております。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ありがとうございます。

次は、同じ91ページのその下です。01034600、児童扶養手当支給事業の委託料の児童福祉システム修正の内容をお願いします。

大竹委員長
服部課長。

服部子ども家庭課長

現在、児童扶養手当につきましては、4月、8月、12月、年3回の支払いが定期払いとなっております。

今回の制度改正がありまして、平成31年11月支払い分から隔月、2カ月に1回の支払いをすることとなります。あわせて、国から全国一斉に児童扶養手当の標準レイアウトを改定し、マイナンバー制度を活用した情報連携を図ることとされております。

以上2点のシステム改修を行うものでございます。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

2カ月に1回払われるということでは、本当によかったんじゃないかなと思うところです。

次にいきます。ごめんなさい、また、戻ります。91ページです。

[発言する者あり]

伊藤委員

同じページね、ごめんなさい。

01034400, 放課後児童健全育成事業に委託料の放課後児童支援員派遣というのがあるんですけども、この具体的な内容をお伺いします。

大竹委員長

梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

こちらにつきましては、昨年の実績に基づきまして要求させていただいたところですよ。

具体には、平成30年度の夏季休業時の支援員確保のため27名募集をかけたところ、21人の応募にとどまりまして、不足の状態です。夏休みの児童のお世話をしたということで、こういった状況が続きますと、慢性的な人員不足のまま児童のお世話をすることになりますので、人材派遣業者から10人を20日間、1日当たり7時間と想定しまして、人材派遣をしていただこうというものでございます。

大竹委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

若干補足させていただければと思います。

この学童保育の支援員については、やはりなかなか人材確保が容易ではないという状況にあります。そういった中で、予定の人材が確保できなかった場合に、ただいま担当課長が話したように、緊急的に派遣を受けるといようなものでございます。今、夏休みの派遣の想定という話をしましたが、措置する児童の数によっては、クラス数をふやさなければならぬというようなことも今後想定されますので、弾力的な運用をさせていただければと思います。

以上です。

大竹委員長

伊藤委員。

伊藤委員

なかなか大変なんだなというのを改めて感じました。

私はいろいろ採り方というか、採用の仕方があると思うんですけども、やはり学童保育も大事なことですよね。そもそもがお給料が安いのかなんていうふうには感じているところですけども、緊急なところではやむを得ないかなというふうに思います。

それで、今、市のほうでは一定程度の資格がある人を雇用していると思うんですけども、やはりそのところは十分に確保できるというふうに考えているのかどうかだけお伺いします。

大竹委員長

梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

今のは、人材派遣のほうでの確保ということですか。夏休みとか休業中の状況というこ

とに限定すれば、補助員等を、支援員ではなくて、支援員の補助員ということで短期間お願いするということになるかと思いますので、必ずしも支援員の資格を持っている方とは限らないということでございます。

以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

人数も多いので、人員配置によるんでしょうけれども、希望としては、やはり支援員と同等の人を私としてはお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次です。159ページです。01105700、図書館管理運営費、1階の和室の改修工事をするということなんですけれども、机を入れたりとかということなんですけれども、工事期間と、机を入れることによって、どれぐらいの利用ができるのかということをお伺いします。

大竹委員長
梁取課長。

梁取文化・生涯学習課長

現在、図書館の閲覧、読書スペースにつきましては、1階がソファ、それから学習机、そして、ただいまの和室が大きく分けてございます。ただ、和室につきましては、12名程度が座れるようなスペースになっておりますが、靴を脱いで上がること、また、学習机のようにパーソナルスペースが余らないということで、利用率が学習机に比べると少ないかということがございます。ここで、和室をフロア化しまして、その際全体のスペースの見直しも行いますけれども、結果的には16席を一回改修をしてなくして、改めて16席を確保するということですので、増減についてはないということですが、書架のレイアウトですとか、その辺を検討していきながら配置をしていくということを予定しております。

以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

私も和室はなかなか、そういうところでは使いづらいので、机が入ってこういう形になるのはいいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後になります。

151ページと153ページの小学生の要保護・準要保護児童就学奨励金、中学生の同じ要保護・準要保護生徒就学奨励金なんですけれども、これは金額が前年度より上がったということがありまして、対象者がふえたということなんですけれども、そのほかに内容的な変更はなかったのかどうかということをお伺いします。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

小中学生の要保護・準要保護につきましては、昨年の10月に生活保護費の基準額改定と合わせまして、就学援助費の単価も改定されております。これは2019年度からの適用なん

ですが、入学準備金については、今年度は窓口支給になるんですけれども、改定の単価で今回支給しております。

その他の費目、全ての費目で単価改定がありました。改定については数十円から数百円なんですけど、全ての費目で現状に合わせて改定されておまして、こちらは2019年度から適用するように考えております。

以上です。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

具体的に大きい金額では何があるのかということと、あと、改定された中身で龍ヶ崎市が扱っていないけれども、新たになったというものがあるのかどうかをお伺いします。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

改定単価ですが、一番大きいのは入学準備金で、小学生、中学ともに1万円ずつ増額になっております。そのほか市で適用している学用品費は小学生が100円、中学生が190円の増、あとは大きいのは修学旅行費で小学生が180円、中学生が2,710円の増、それから通常に通学費が小学生が330円、中学生が660円の増でございます。

就学援助の費目にある中で、龍ヶ崎市で支給していないものについては、クラブ活動費と生徒会費、あと、卒業アルバム代、この3つについては龍ヶ崎市では就学援助の費目に入れておりません。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

それで、せめて子どもに自分の好きなことができるように、クラブ活動費について、私以前にも言ったんですけれども、今回、検討しなかったのかどうかだけお伺いします。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長

クラブ活動費につきましても、従来から出ていないものですから、今回検討はしておりません。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

国でも始めていますので、ぜひ検討していただきたいと強く要望しておきます。

すみません。それと、もう1点ありましたので、これが最後です。

同じ153ページの01103700、中学校教育振興費の英語検定料助成金ですけれども、中学

生に英語検定の費用を全額負担するという事なんですけれども、私立中学に行っている子どももいると思うんですが、その扱いについてはどうでしょうか。

大竹委員長
飯田課長。

飯田教育総務課長
この助成の対象ですが、市内の中学校、もしくは市に住所があって、市外の中学に行っている場合も対象となります。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員
ありがとうございます。
以上です。

大竹委員長
ほかにありませんか。
後藤委員。

後藤委員
2点だけ、最後にお聞きします。
テニスコートのところをお聞きしたいんですけども、165ページの01106610、総合運動公園リニューアル事業ということで、テニスコートを人工芝、オムニコートに変えるということでした。その際にフットサルも兼用にするということで、このフットサルの利用形態というのがどのようになるのか教えていただけますでしょうか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長
フットサルにつきましては、一番東側の2つのコートは、テニスコートもできるフットサルもできるようにするという事で、整備費用的には全く変わりませんで、ラインを引く工事と、あと、ゴールポストを設置する。それだけになります。
以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員
ちなみにそのフットサルコートの広さというんですかね、面積というのはもう決まっていますか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

フットサルにつきましては、正式には縦横20メートル、40メートルというのが公式な広さでございます。ただ、遊ぶ分にはどのような広さでも、例えば、テニスコートの1面を使っているようなスポーツでもございます。

以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

おっしゃるとおりフットサルコート、日本全国見てみると15メートル、25メートルみたいなすごい小さいのもあって、利用されている方から聞くと、やっぱり小さいフットサルコートは余り嬉しくないというようなお話がありましたので、テニスコート2面のところを使うのであれば十分に公式の20、40というのはとれると思いますので、その辺を配慮していただければと思うのと、あとは利用形態というところで、基本的にはやっぱりテニスコートだけれども、フットサルも利用できるよということで、テニスがないときにフットサルをお貸しするのか、それともフットサルもテニスも申請順といたしますか、公平に利用できるようなものなんでしょうか。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

申請に当たりましては、同じ時期に受け付けまして、早い者順といたしますか、通常の受け付けどおりということになります。

以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

はい、わかりました。

そうしますと、わかれば結構なんですけれども、龍ヶ岡公園のテニスコートはかなり利用率が高いのかなとも感じるんですけれども、稼働率なんかがわかればと、せっかくオムニコートにして、さらに利用者がふえるんじゃないかなとも予想されるんですけれども、その上でフットサルもできるとなると、当然フットサルやりたい方も多くいらっしゃるの、奪い合いとまではいかない……、まあ、稼働率が上がるのはいいことなんですけれども、その辺、今、稼働率がどれぐらいなのか、わかれば教えてください。

大竹委員長
足立課長。

足立スポーツ都市推進課長

稼働率につきましては、龍ヶ岡公園のテニスコート、6時から5時、夏の期間ですと6時で、冬季期間ですと5時ということで、非常に長い時間ありまして、全体をならしますと非常に低くなってしまっているのが現実でございます。全体を見ますと、早朝方はほとんどありませんので、その辺を全部加味しますと、稼働率的には20%程度というふうになってしまっているんですけれども、ざっと昼間の時間帯、休日の午前中ですと、午前中の一番高い時間ですとオムニコートで80%程度で、ハードコートでは50%から60%というような数字にな

っております。
以上です。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

はい、わかりました。

全体にならずとかなり低いんですね。ただ、やっぱり休日の昼間というところに利用者が殺到するというので、ナイター施設もできるということですので、利用時間も延びるということですので、その辺の心配はないのかなとちょっと感じました。

ありがとうございます。この点は以上です。

最後です。その下の01106900、新学校給食センター建設事業についてお聞きをしたいと思えます。

この点について、昨年11月26日の全協でもご説明をいただいたところですが、その中で、新たに第1調理場近くに用地を購入して、9,200平米を購入して建築するというような方針であるということのご説明があったわけですが、その中でやはり学校給食衛生管理基準に従ったということ、施設が大型化してしまうというお話があったんですけど、なので6,000平米ほどは最低でも必要だろうと、一団の整形地で6,000平米、そうでなければ8,000平米以上必要だというお話があったんですけど、今回、総調理食数ですかね、総調理食数を何食ぐらいと想定をされて、給食センター自体の延べ床面積、建物の延べ床面積はどれぐらいの施設を想定されてお考えになっているのでしょうか。

大竹委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

延べ床面積等につきましては、現在、平成30年の12月補正で、学校給食センター整備基本計画修正ということで出させていただきました。その中で基本修正につきまして、今後用地交渉を進める上で、用地取得に向けてめどがつき次第、現在ある基本計画の修正箇所、必要箇所などを加えながら、最終的な整備基本計画を完成させる予定でございます。

以上でございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

具体的な数字はこれからということだと思えますけれども、そこでお聞きしたいのは、学校給食衛生管理基準を見ますと、必要食数に応じた施設の広さを確保するように努めなさいというようなことが書かれているんですけども、具体的に例えば、5,000食であればこれぐらいの施設の面積が必要だよとか、6,000食であればこれぐらいの施設の面積が必要だよというような基準というのはあるのでしょうか。

大竹委員長
神永所長。

神永学校給食センター所長

大変申しわけございません。今、基準の面積等につきましては資料を持っていませんので、ただ、今の基準で動きますと、調理に関しましてもご飯を炊くとか、いろんな部分も発生しますので、そういう部分での面積がふえたり、減ったりしますので、先ほども申し上げましたように、基本計画修正の中で、現在、用地交渉なども今後進めていきますので、その中で形状に合わせて面積等を修正していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

基準については、後ほどわかれば教えていただきたいと思うんですけれども、最初はやはり市有地であるとか、既存の施設の利用ができないかということでご検討いただいたということ、その中で、さまざま検討した中で全て難しいという判断で、新たに土地を購入して新設するんだというような方針というご説明を昨年11月にいただいたわけですが、そこでちょっとお聞きしたいのが、白羽4丁目についてもやはり検討したけれども、難しいだろうというようなお話があったと思うんです。こちらなんですけれども、難しいと考えた理由が、児童・生徒の通学時間帯に食材の搬入が活発に行われることから、通学上の危険性が高まる。こういったようなお話があったんですけれども、具体的に今現在、食材の搬入というのは大体どれぐらいの、トラックでいうとどれぐらいの台数の交通量の増加になるんでしょうか。

大竹委員長
神永所長。

神永学校給食センター所長

第1、第2合わせまして、朝の時間帯は食材など結構、台数的にはいろんな食材が入ってきますので10台ぐらいは入ってくるというふうに、第1、第2合わせますと、今、小中学校が一緒になりますので、10台から20台ぐらいのトラックが搬入されるというふうに考えております。

また、午後の生徒などの下校時刻に関しましても、いろんな食材が午後の便もありますので、それで10台から同じく20台前後のトラックが搬送されるというふうに考えております。

以上でございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

はい、わかりました。

10台、20台ということであれば、そこまで交通に、児童の通学時の交通安全という観点で言えばそこまで問題はないのかなと。現状、第2もそういったようなお話は私はお聞きはしていませんので、その点は余り心配する必要はないかなと思うんですけれども、あと、そのほかに臭気、騒音、においややっぱり音が、工場だから、近隣住民に迷惑になるんじゃないかなということが白羽4丁目の断念の大きな理由だったと思うんですけれども、現状の第1、第2も住宅地ではないですけれども、近隣に住宅もございますので、こういった臭気や騒音というのの苦情といいますか、ご意見というのはあるんでしょうか。

大竹委員長
神永所長。

神永学校給食センター所長

現在、第1調理場につきましては、住宅地は直線距離で約50メートルぐらい離れているところがございます。特に臭気などにはクレームは来ませんが、ボイラー室の蒸気関係で困るねというお話を承っております。

第2調理場につきましては、近くにやはり直線距離で30メートル前後に住宅がございますが、特に問題があるようなことは承っておりません。

以上でございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

そうしますと、ちなみに龍ヶ崎市白羽4丁目の土地に仮に建設した場合、一番近い住宅までの、敷地内の工場の配置もあると思うんですけども、一番近い民家というのは何メートルぐらいの距離になるのでしょうか。

大竹委員長
神永所長。

神永学校給食センター所長

すみません、想定になりますが、大体5メートルから10メートル前後だというふうには、図面も引いておりませんので何とも言えませんが、5メートルから10メートル前後というふうには考えております。直線距離でということでございます。

大竹委員長
後藤委員。

後藤委員

やはり白羽4丁目はかなり住宅に近くなってしまうんだなというのはわかりました。

そこで、やはり全協のときにも、地域の理解が得られないものと考えておりますと、このようなご説明があったんですけども、この点について白羽4丁目の地元の住民の方にご意見をお伺いして、説明などをして、理解は得られないということで判断をされたのか、それとも通学にトラックが通るから危ないだろう、臭気がするから理解得られないだろうということで行政側で判断をした。これはどちらなのでしょう。

大竹委員長
神永所長。

神永学校給食センター所長

住民の方々の説明は実施しておりませんが、やはり児童・生徒の安全・安心など、通学の安心、また、異臭などによる地域のことを考えまして、地域住民の方々の思いがあるだろうということで、行政のほうで判断した次第でございます。

以上でございます。

大竹委員長

後藤委員。

後藤委員

ということであれば、やはり近隣にお住まいの方、当然できてほしくないと思う方もいらっしゃると思いますが、確認していないということであれば、白羽4丁目の活用というのを最初から除外してしまうのは、私はちょっとどうなのかなという気持ちもするんですけども、そのほかにも、学校跡地については、上下水道、都市ガスなどのインフラに難があるということで断念したということだったんですけども、仮に上下水道、都市ガスなどのインフラを整備すると、どれぐらいの費用がかかってしまうのでしょうか。

大竹委員長

神永所長。

神永学校給食センター所長

現在、長戸、北文間に小学校跡地があると思うんですけども、大変申しわけございませんが、インフラの設備の距離などもちょっと把握しておりませんので、以前に福祉関係で長戸小学校のほうをいろいろと調査させていただいたときに、建築基準を考えますと、長戸小学校の出入り口のところから一部道路の幅員がとれないということで、新たな建設はできないということが以前に確認されております。そういうことから、長戸小学校は無理ではないかなというふうに考えております。

また、北文間小学校につきましては、インフラの関係で、まず県南水道、下水、東京ガスなども、どちらのほうから引っ張るのかちょっと不明でございますので、金額等が不明ということで、現在のところわかっておりません。

以上でございます。

大竹委員長

後藤委員。

後藤委員

やはり新学校給食センターは、今アクションプランに載っている中で一番大きな投資になると思います。そういった大きな投資をする上で、もう少し慎重にさまざまな検討をしていただきたいなど。用地を新たに買うのより、学校跡地のインフラ整備のほうが多く済むのであれば、やはりそちらのほうを選択していただきたいと思います。地元の方の意向というのもあると思うので、給食センターだけの考えで進めることはできないと思うんですけども、やはりそういった観点でもう少し調査をしていただきたい。学校跡地の活用というのは可能性はあるのではないのでしょうか。

あと、もう1点、それで言いますと、本会議、今定例会終了後に、愛宕中と城南中の統合のお話のご説明があると思います。内容はまだ分からないですけども、以前のご説明を聞いた限りでは、私は愛宕中が残って、城南中が廃止になるのではないかなというようなご説明で印象を受けたんですけども、2022年度になりますけれども、少し先延ばしになってしまうんですけども、城南中跡地の活用というような可能性がすごくあるのではないかなとも考えているんです。インフラや道路の接道であるとか、そういった点で言えば、城南中の活用はすごく大いに検討の価値もあると思うんですけども、その辺の検討というのはいかがでしょうか。

大竹委員長

神永所長。

神永学校給食センター所長

すみません。その点につきましては、今、後藤委員からお話があったようなどちらかの学校が廃校になるかどうかは、時期的にもちょっと不明でございますが、現在事業を、なるべく早く新学校給食センターの建設に向けて進めていきたいというふうに考えておりますので、そちらのほうにつきましては、現在のところ考えないでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

大竹委員長

後藤委員。

後藤委員

確かにおっしゃるように、第1についてはもう30年経過しているということで、一刻も早くという思いもわかりますし、もう本当に以前からウェット方式で、ドライ方式でやるためにすごく苦勞しているというようなお話もお聞きしていましたので、すぐに取りかかりたいという気持ちもわかるんですけども、やはりこれだけ大きな投資ですので、だましましとは言いませんけれども、現状はだましましやってきているわけですね。何とか先延ばしして、機器を更新してやっているわけです。

一般質問でもお話しさせていただきましたけれども、やはり児童・生徒が本当に急速に減っていくわけですね。そういった中で、当然それを見据えての施設希望ということなんでしょうけれども、そういったことも勘案すると、あと、城南中、こっちはまだ決まっていないでしょうけれども、その辺の跡地利用なども含めて3年ぐらいの猶予は、何とか先延ばしにしてより費用のかからないような形で、給食センターの計画というのはもう少し慎重にやっていただきたいなど。全協のご説明を聞いたときに、何か必死に新しい場所、新しい土地でありきみたいなど、ほかの場所ではできない理由をご説明いただいているような印象をすごく受けましたので、もう少しほかの活用方法、学校跡地であるとか、白羽4丁目、そういった可能性というのをもう少し追及していただいた上で、慎重に新給食センターの建設については進めていただきたいなと思います。

以上です。

大竹委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

大竹委員長

質疑なしと認めます。

この後、特別会計の審査に入りますが、教育委員会につきましては関連がございませんので退席していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大竹委員長

ご異議がありませんので、教育委員会の皆様は退席していただいて結構です。

続きまして、議案第19号 平成31年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

予算書の197ページになります。

議案第 19 号 平成 31 年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計予算の説明をいたします。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 75 億 700 万円と定めるものです。204, 205 ページをお願いいたします。

まず初めに、被保険者の状況についてです。

平成 31 年 1 月末現在の被保険者数は 1 万 8,938 人となっております。過去 5 間で平均 650 人ずつ減少している状況であります。減少の主な理由は、後期高齢者医療保険への加入や、平成 28 年度より実施された被用者保険の短時間労働者への適用拡大などが影響していると思われま

す。それでは、歳入から説明いたします。

最初に国民健康保険税です。一番上の枠になります。

収納率については、それぞれの区分ごと前年度と同率で見えております。一般被保険者現年課税分については、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの区分ごとに収納率 93.7%、滞納繰越分ではそれぞれ 45%、また、退職被保険者等医療給付費現年課税分についてはそれぞれの区分ごとに 97.4%、滞納繰越分ではそれぞれの区分ごとに 45%となっており、総額で 16 億 5,487 万 4,000 円を計上し、前年度比約 3.5%の減となっております。

続きまして、その下の枠です。

一部負担金になります。これは医療機関で徴収できないものを保険者が徴収権をもって徴収するもので、ここでは科目設定としております。

その下の使用料及び手数料は、国民健康保険税督促手数料 150 万円の計上であります。

その下の枠です。国庫支出金です。災害臨時特例補助金は、福島原発事故により避難区域からの転入者に係る保険税及び一部負担金の減免措置に対する補助金です。

その下の県支出金、県補助金です。右側のほうで一番下になりますが、普通交付金になります。これは療養給付費等に対する県の交付金です。

その下の保険者努力支援分は、保険者としての努力を行う市町村に対して交付されるもので、特定健診、特定保健指導の実施状況、ジェネリック医薬品の使用割合や、収納率など、客観的な指標に基づき算定されるものです。

その下の特別調整交付金分（市町村分）は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合に、財政難の不均衡調整をするために交付されるものです。

次のページをお願いいたします。

一番上の都道府県繰入金（2号分）は、都道府県レベルで行うべき医療費、所得等の格差の調整や災害等に交付されるものです。

その下の特定健康診査等負担金は、市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の3分の2相当分の額となっております。

その下の財政安定化基金交付金です。これは市町村において、災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じて、都道府県から示された国保事業費納付金を納付できない場合、都道府県に設置されます財政安定化基金からの貸付交付を受けるための科目設定であります。

その下の財産収入です。国民健康保険支払準備基金利子として 18 万 4,000 円を計上しております。

次に繰入金です。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）については、低所得者の軽減として、7割、5割、2割の軽減措置を行っていますが、それに対して、県が4分の3、市が4分の1の合計額を一般会計から繰り入れるものです。

その下の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）についても、国保税軽減の被保険者数の数に応じて、国が2分の1、県・市が4分の1ずつを一般会計から繰り入れるものです。

その下の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は、総務費相当分の繰り入れです。

その下の出産育児一時金等繰入金は、3分の2相当分を市が負担するというルール分です。

その下、財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、もしくは高齢被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことができないような特別な事情に対し、交付税の措置がされるものです。

その下、その他、一般会計繰入金は、マルフク波及分及び予備費として一般会計から繰り入れるものです。なお、保険税緩和分赤字繰入は行わないことなどから、前年度より減額となっています。

その下の枠です。基金繰入金は31年度基金取り崩しが無いため、科目を排除します。

その下の繰越金です。こちらも科目設定になります。

その下の一番下の枠です。諸収入になります。一般被保険者延滞金として2,000万円を計上し、その下の退職被保険者等延滞金から、次のページ、209ページになりますが、209ページの上から3番目の退職被保険者等過料まで科目設定をしております。

その次の枠になります。市預金利子です。国民健康保険事業歳計現金運用利子についても科目設定になります。

その下、雑入になります。一般被保険者第三者納付金現物分以下4件ですが、これは交通事故に係る保険給付の賠償金です。一般被保険者分及び退職被保険者分を計上しております。

その下の一般被保険者返納金現物分から、退職被保険者等返納金現金分までは、資格喪失後に国保で受診した際など、他の保険で支払うべき治療費を返納いただくものです。

その下です。前期高齢者指定公費です。これは現金給付をした療養費の1割相当分で、国の負担分となります。

その下、特定健康診査受診者負担金は、基本健診自己負担金、1人1,180円の約2,600人分を見込んでおります。

その下、生活習慣病健康診査受診者負担金は、18歳から39歳までの被保険者の基本健診自己負担金です。85人分を見込んでいます。

その下、特定保健指導教室受講者等負担金は、調理実習材料代1人当たり250円の自己負担分です。受講者20人で4回の講習を予定しております。

その下の療養給付費等負担金、療養給付費等交付金及び特定健康診査等負担金は、平成30年度からの広域化に伴い科目を排除しております。

以上が歳入になります。

次のページをお願いいたします。211ページになります。

歳出になります。

職員給与費（国民健康保険総務管理）は、保険年金課職員11人分の人件費です。

その下の国民健康保険事務費です。報酬は、レセプト点検員、一般職非常勤職員の報酬です。役務費は、保険証の発送経費の郵送料等です。委託料は、システムの保守業務のほか、レセプト電算処理は医療機関からのレセプトのデータ管理システムの保守経費で、国保連に委託しています。使用料及び賃借料は、国民健康保険システムの賃借料になります。

次に、その下の国民健康保険団体連合会負担金です。連合会の事務、共通経費の市負担分となります。

その下です。国民健康保険賦課事務費です。納税通知書の印刷、郵送料の経費のほか、旧被扶養者減免期間見直しのためのシステム修正になります。なお、システム修正に伴う経費37万8,000円については県より全額補助となります。

その下の国民健康保険徴収事務費です。市民生活部納税課にて所管をしておりますが、内容としまして、督促状、催告状の作成、発送の経費、そして役務費は手数料として、口座振替手数料、コンビニ収納手数料となっています。なお、委託料として督促状作成を計上しております。

一番下の枠です。国民健康保険運営協議会費です。運営協議会委員の報酬や、県国民健

康保険運営協議会長会への負担金等です。

次のページをお願いいたします。213 ページになります。

その次の段です。こちらのほうは、保険給付費の枠になってまいります。この枠全体で支出が45億2,701万8,000円で、前年度比で約1.5%の増となっております。

まず、上の2つの段であります。上2つは療養給付費です。これは保険証を持って医療機関にかかった際に、窓口負担分以外の医療費部分となります。

一番上の一般被保険者療養給付費は、前年度比約3.46%の増、その下の退職被保険者等療養給付費は前年度比で86.74%の減となっております。

その下、2つの枠は療養費になります。こちらは、医師の指示に基づいたコルセット、ギプス、はり、きゅう、マッサージ等の費用で、自己負担分を除いた部分であります。

一般被保険者療養費は、前年度比で約4.44%の減、退職については、前年度比で約30.75%の減となっております。

その下の国民健康保険診査支払手数料は、診療報酬の診査手数料として国保連に支払うものです。

次にその下の枠になります。こちらは高額療養費の枠となります。高額療養費は、医療費の自己負担分が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものであります。

一般被保険者高額療養費は前年度比で約9.18%の増、その下の退職については、前年比で約89.47%の減となっております。

下2つの段です。一般被保険者高額介護合算療養費及び退職被保険者等高額介護合算療養費は、同一世帯の中で介護保険、国保のそれぞれの自己負担分の合計額が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものです。

次のページをお願いいたします。215 ページになります。

こちらの枠は移送費になります。移送費は療養の給付を受けるために、医師の指示のもと、緊急やむを得ない理由により病院等に移送された際の費用を支給するものです。一般、退職それぞれ前年度と同額を見込んでおります。

次に、その下の枠になります。出産育児諸費です。出産育児一時金は1人42万円、80件分を計上しております。その下の出産育児一時金支払手数料は、直接払い制度の手数料で、国保連への支出となります。

その下、葬祭諸費になります。葬祭費、これは1件5万円、105件を計上しております。

一番下の枠になります。国民健康保険事業費納付金です。一般被保険者医療費給付費分から次ページの上から2つ目の枠の介護納付金分までが県に納付することとなる国保事業費納付金です。これらの納付金は県より示された数値になりますが、平成31年度の納付金は、医療給付費が一般、退職合わせて2億4,905万3,000円の減、後期高齢者支援金等分が、退職、一般合わせて947万6,000円の減となっております。これは近年の被保険者数の減少傾向を反映させるため、保険給付費の推計方法を変更したことに伴うものです。

3つ目の枠になります。真ん中になりますが、共同事業拠出金です。これは年金記録により退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費であります。

その下、こちらの枠は保険事業費になります。医療費通知費です。年に6回の通知にかかる経費を計上しております。

その下、人間ドック助成費は、市と契約している医療機関の健診額の2分の1、上限2万円を補助するものです。

一番下の特定健康診査等事業です。これについては、次のページをお願いいたします。219 ページです。

主なものとして、委託料の医療情報データ化及び対象者リスト作成や、データヘルス計画に基づく保険事業を実施するための委託費です。

その下の特定健康診査は、集団健診及び医師会加盟の医療機関による医療機関健診に係る委託費で、特定保健指導は済生会病院及びJAとりで総合医療センターへの委託費です。

また、備品購入費では、新たに健診データ分析支援ソフトと国保連の端末更新に伴いノ

ートパソコン1台を購入いたします。

その下の基金積立金です。国民健康保険支払準備基金費です。これは基金利子分及び平成30年度の基金取り崩し分の一部戻し分の合計額となっております。

その下の諸支出金になります。一般被保険者保険税還付金と、その下の退職被保険者等保険税還付金は、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付金です。

その下の一般被保険者保険税還付加算金と、その下の退職被保険者等保険税還付加算金は、過誤納付となった国保税を還付する際に一定の割合を乗じて加算するものです。

その下の保険給付費等交付金償還金は、県支出金返還金として科目設定をしております。

次に、一番下の枠になります。指定公費になります。前期高齢者指定公費です。自己負1割凍結による公費負担分です。

次のページ、221ページをお願いいたします。

2つ目の枠になります。予備費です。これは臨時的な支出に対応するため計上をしております。

説明は以上です。

大竹委員長

それでは、質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

まず、207ページです。

繰入金のところのその他一般会計繰入金の内容について、赤字繰入はなかったと言うんですけれども、ほかの部分でどんなことがあったのか教えてください。

大竹委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

その他一般会計繰入金3,323万円の内容でございます。地方単独事業給付費波及分、いわゆるマルフク波及分としまして2,921万1,000円、予備費としまして401万9,000円の合計額となっております。なお、保険事業費としての繰り入れは、平成30年度に引き続き繰り入れはなく、また、あわせて保険税負担激減緩和分、いわゆる赤字分につきましては、平成30年度では3,406万6,000円の繰り入れをしておりましたが、平成31年度では一般会計からの繰り入れを行わないといった予算編成をしております。

以上でございます。

大竹委員長

伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

多少とも入れて、保険料を下げたという思いがあるんですけれども。

次です。211ページ、02010400の国民健康保険システム修正があるんですけれども、その内容について、この修正に当たっての経緯はどんなものだったのかお伺いします。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

システムの内容につきましては、先ほど部長からご答弁をさせていただきましたので、ここでは経緯についてご説明させていただきます。

ご存じのとおり後期高齢者医療制度におきましては、制度の持続性を高めるため、世代間、世代以外の負担の公平性を図り、負担能力に応じたご負担を求める観点から、元被扶養者に行っていた特例措置の9割軽減を平成29年度より3年かけて段階的に見直しをなされ、平成31年4月からは、応益割に係る保険料軽減措置について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り5割軽減とされております。このような中、国保についても同様の見直しを行うとし、平成31年4月以降急速に戻すこととなりました。

このように応益割減免見直しは、平成31年度以降の保険税に適用されますが、既に資格取得している方にも適用され、例えば、平成29年4月以前に資格を取得している方には、平成31年度以降の応益割保険税減免は適用されない。ただ、応能保険税、いわゆる所得割、資産割は、平成31年度以降も当分の間は従来どおりの形で減免が継続されるといったことになっております。

以上でございます。

大竹委員長

伊藤委員。

伊藤委員

後期高齢者であったから国保にも適用するというのは、私はなかなか理解できないんですけども、それでは、この対象者数と軽減前の金額は幾らになるのかをお伺いします。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

平成29年4月1日以前に資格取得をした旧被扶養者の方32人、この32人の方は平成30年度末をもって減免の適用がなくなります。また、平成29年4月2日から平成31年2月末までの間に資格を取得した方が53人おり、この53人の方につきましては、適用日から2年後に減免の適用がなくなります。2月末現在、均等割減免対象者が85人、平等割減免対象世帯が80世帯、金額としまして約216万円と試算しております。

以上でございます。

大竹委員長

伊藤委員。

伊藤委員

なかなか、減免がなくなっちゃうので大変だなというふうに思うんですけども、それでは対象者の方々への周知の方法はどんなふうになるのかお伺いします。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

今月、平成 31 年 3 月発行予定の「りゅうほー」後半号に掲載しますとともに、平成 31 年度に入りまして、7 月中旬ごろに被保険者の方に郵送予定の平成 31 年度国保税納税通知書にも変更となります通知文を同封し、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大竹委員長
伊藤委員。

伊藤委員

わかりました。

次です。219 ページ、02050400 の特定健康診査等事業の備品購入費がありますけれども、その内容についてお伺いします。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

備品購入費として計上しました 160 万 6,000 円でございます。これは国保連合会端末用パソコン 1 台 24 万 4,530 円と、特定健診データ分析のためのソフト代 136 万 8,000 円の合計額となっております。

以上でございます。

大竹委員長
ほかにご覧いませんか。
深沢委員。

深沢委員

よろしく申し上げます。

211 ページの国民健康保険事務費のところの委託料のジェネリック医薬品差額通知書作成及び封印封緘の通知の内容を教えてください。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

平成 31 年度におきましても、生活習慣病との関連性が強いと思われす血圧降下剤、高脂血症用剤、糖尿病用剤を初め、平成 30 年度より新たに対象としましたアレルギー用剤の 4 種類の医薬品を対象に、8 月ごろと来年年明けの平成 32 年（2020 年）1 月ごろの 2 回に分けて通知していきたいと考えております。

以上でございます。

大竹委員長
はい。

深沢委員

対象年齢等は変わりますか。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長
お答えします。

平成 31 年度におきましては、これまでの 40 歳以上 75 歳未満といった対象年齢の下限年齢を見直し、現在の 40 歳を 30 歳に引き下げ、30 歳以上 75 歳未満に拡大することで、ジェネリック医薬品への切りかえを促進し、被保険者の方の医療費負担の軽減はもとより、市の保険財政の健全化にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

アレルギーの方もかなり多いと思いますし、年齢を下げていただいたということで、もっともっとジェネリックが広がっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。

同じところの負担金のところで、国民健康保険第三者行為求償事務費について内容を教えてください。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長
お答えします。

こちらのほうは、国保に加入している被保険者は交通事故などにより第三者から傷病を受けた場合、第三者行為による被害届を市に届け出ること、保険診療として医療機関を受診することができることとなっています。その場合、保険者、市が負担した治療費の部分、7割あるいは8割、9割について、交通事故等の免責割合に応じて求償するための事務、いわゆる賠償請求事務になりますが、2万2,000円は事務負担金として委託先である国保連合会に支払うための予算となっております。

以上でございます。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

交通事故等の把握はどのようにするのでしょうか。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

把握方法についてでございます。

主なものを申し上げますと、1つは被保険者等がみずから保険者、市へ届け出る方法で

す。被保険者が属する世帯主，または組合員の方は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは，国民健康保険施行規則第 36 の 6 に基づき，被害の状況などを保険者に届け出ることとなっております。なお，届け出ることの周知につきましては，保険年金課窓口や被保険者証の更新時などでご案内しているところでございます。

2 つには，損害保険会社が代行し，届け出る方法です。新たな取り組みとして平成 28 年 3 月，国保連合会と損害保険関係団体との間で覚書が締結され，損害保険会社が加入している事案における傷病届の提出の枠組みが整えられました。これにより，被保険者等による自主的傷病届での漏れによる把握が可能となったところでございます。

このほか，レセプト，診療報酬明細書の治療内容や，国保連合会あるいは医療機関からの情報提供などにより把握する方法がございます。

以上でございます。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

平等性からいけば漏れがあってはならないと思いますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。

次です。217 ページ，人間ドック助成費のところです。

人間ドック及び脳ドックの人数を教えてください。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

対象人数でございます。平成 31 年度は過去の実績を考慮しまして，人間ドック 1,110 人，脳ドック 80 人を助成対象人数として見込んでおります。なお，平成 31 年 1 月までの受診者数は人間ドックが 873 人，脳ドックが 40 人となっております。

以上でございます。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ご存じのように病気は早期発見，早期治療と言われておりますよね。その中で，この人間ドックと脳ドックの助成費，両方を出すということを検討されたことはありませんか。

大竹委員長
吉田課長。

吉田保険年金課長

当市におきましては，人間ドック，脳ドックいずれかを受診した場合，ドック料金の 2 分の 1，上限 2 万円を助成しており，去年の状況を見ますと，結城市を除く 43 市町村で当市同様，助成額は 1 万円から 3 万円の範囲と異なりますが，人間ドック，脳ドックのいずれかを対象に助成している状況でございます。

このような中，当市におきましても人間ドックや脳ドックの受診者がふえていることを考慮しますと，集団健診や人間ドックなどを利用しやすいように努めていきますことは，

保険者として責務であると認識しており、現在のところ具体から検討までは至っておりませんが、今後ともさまざま視点から模索していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

大竹委員

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

発病後の治療費を考えれば、両方出したほうがいいんじゃないかなというようなことも思いますので、これからの検討課題としていただければと思います。

以上です。

大竹委員長

金剛寺委員

金剛寺委員

すみません。1点だけお聞きします。

国保の資格証明書の発行なんですけれども、この間の一般質問の中で、担当部門努力されて最終的には今6世帯、6人になったという答弁があったんですけれども、6世帯6人なんで、果たしてこの人たちはどのような実態なのかというのをちょっとお聞きしようかと思って、住民票はあるということなんですけれども、実際に人がいるのかいないのかとか、ちょっと状況についてお伺いします。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。

資格証明書の交付対象世帯への訪問状況についてご説明いたします。具体的な状況といたしましては、居住している様子がうかがえますが、留守中で面会ができない方が4世帯おり、平日はもちろん、お仕事の関係も考慮しまして午前中のなるべく早い時期や夕方など、また土日とか休日も訪問するも面会できない状況となっております。

このほか、住所地には親戚の方などが居住し、その方に連絡を依頼していますが、住所を置いたまま音信不通になられる方が2世帯2人となっております。

今年度に入りまして、資格証明書の交付解消のために2カ月に1度のペースで訪問するなどしていますが、引き続き資格書解消のために根気よく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。6世帯6人ということなんで、当然おひとり暮らしの世帯だと思いますので、これ以上なかなか難しい点もありますので、かなり努力されたということで評価したいと思います。

以上です。

大竹委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

大竹委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 平成31年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計予算についてご説明願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

予算書の285ページです。

議案第22号 平成31年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計の歳入歳出予算についてご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,200万円と定めるものでございます。

292, 293ページをお願いいたします。

初めに、第1号被保険者の加入数について申し上げます。つまり65歳以上です。龍ヶ崎市の65歳以上の数につきまして、平成30年10月末で2万1,266人でございます。高齢化率にしますと龍ヶ崎市27%、全国レベルでございます。同じようなレベルです。平成29年の10月末で2万600人、平成28年10月では2万人でしたので、年々600人増加しているという状況です。率にしますと、1年で1%ずつ高齢化が進んでいるという状況です。歳出の全体決算で見ますと、ざっくり言いますと、平成29年度が48億円、平成28年度が47億円でしたので、今回が49億円ということで、1億円ずつこちらも上昇しているという状況でございます。

それでは、歳入です。

一番上の保険料第1号被保険者の介護保険料でございます。滞納繰越分と合わせまして、左側のページにもありますように本年度全体額13億3,552万2,000円です。前年度対比で約2.5%の増で計上しております。

現年賦課分普通徴収につきましては、収納率92%を見込んでおります。前年度も92%でした。滞納繰越分につきましては、収納率15%で計上しております。前年度も同様に15%でした。

その下の使用料及び手数料です。介護保険料督促手数料は22万円を計上しております。

その下の国庫支出金の介護給付費負担金です。介護給付費現年度分、約8億400万円ですが、前年度比約0.7%の減でございます。介護給付費に対して施設で15%、それ以外20%という国の負担割合により交付されます。一番下の過年度分については、科目設定です。

次に、普通調整交付金です。865万円、前年度比82.5%の減です。これは市町村の責めによらない保険料収入不足と、給付費増を調整するため交付されます。平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分が細分化されました。その結果、交付割合及び調整率は変更、引き下げになり、前年度比で大幅な減少となっております。

その下、地域支援介護予防日常生活支援総合事業交付金現年度分です。これは、総合事業及び一般介護予防事業に係る国の負担分で、対象経費の25%を計上しています。

その下の過年度分については、科目設定となります。

その下の段、地域支援介護予防日常生活支援総合事業以外交付金現年度分です。これは、

地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業に係る国負担分で、対象経費の38.5%を計上しています。過年度分については科目設定です。

一番下の介護保険事業費補助金における保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年4月から新たな交付金として創設されたもので、高齢者の自立支援、重度化防止等の介護保険の理念に関する取り組みを支援することを目的に財政的インセンティブとして制度化されたものです。

次のページをお願いいたします。

左側の大きなくくりで、支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。まず、介護給付費現年度分につきましては、介護給付費の27%という負担割合により交付されます。その下の0002介護給付費過年度分については科目設定です。

その下、地域支援事業支援交付金限年度分です。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金になりますが、総合事業及び一般介護予防事業に係る対象経費の27%相当を計上しています。過年度分については科目設定です。

次に、県支出金、公費負担の県負担分です。まず、介護給付費現年度分は介護給付費に対して施設が17.5%、それ以外は12.5%という県の負担割合により交付されます。その下の過年度分については、同様に科目設定でございます。

その下です。地域支援介護予防・日常生活支援総合事業交付金現年度分です。これは、総合事業及び一般介護予防事業に係る県負担分で、対象経費の12.5%です。過年度分については科目設定です。

その下、地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金現年度分です。これは、地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業に係る県負担分で、対象経費の19.25%です。過年度分については科目設定です。

次ページ、297ページをお開きください。

一番上の財産収入ですが、介護保険支払準備基金に係る利子分の33万7,000円を計上しております。

次に、一般会計繰入金です。

介護給付費繰入金は、介護給付費に対しての市の負担割合分12.5%の繰り入れとなります。前年度比で約380万円の減です。

その下、地域支援介護予防日常生活支援総合事業繰入金です。これは総合事業及び一般介護予防事業に係る一般会計からの繰り入れで、対象経費の12.5%を計上しています。

その下、地域支援介護予防日常生活支援総合事業以外繰入金です。これは、地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業に係る一般会計からの繰り入れで、対象経費の19.25%を計上しています。

次に、低所得者保険料軽減負担繰入金です。これは、所得段階が第1段階の方の基準額掛ける0.5のところを、0.45に軽減する部分に対する0.05分の軽減額の繰り入れとなります。

その下の4件、一般会計繰入金でございます。

まず、介護保険事業職員給与費等繰入金、総務費相当分の繰り入れです。

その下の認定審査会事務費繰入金は、介護認定審査会事務費分の繰り入れです。

その下の認定調査等事務費繰入金は、認定調査等事務費分の繰り入れでございます。

次のその他一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費、賦課徴収事務費趣旨普及費などの経費の繰り入れです。次の介護保険事業繰越金につきましては、科目設定でございます。

次に、諸収入です。第1号被保険者延滞金は、21万円を計上しております。以下、3件の加算金及び過料につきましては、科目設定でございます。

次の介護保険事業歳計現金運用利子につきましては、科目設定でございます。

次に、介護保険事業第三者納付金です。これは、交通事故等に係る保険給付分の賠償金

として計上しております。その下の介護保険事業返納金、介護保険被保険者返納金につきましては、それぞれ科目設定でございます。

その下、成年後見申立手数料返納金ですが、これは市長申し立て費用について、一時的に立てかえたものを、成年後見人選任後、被後見人の資産から返納を受けるもので、科目設定です。

次に、雑入です。情報公開文書複写料は、ケアマネージャーに対するケアプラン作成を目的とした介護認定審査会の資料として主治医意見書等の情報提供に係る複写料です。

一番下になります。健康教室等参加者負担金ですが、元気アップ体操教室で使用するゴムチューブ代です。

次ページをお開きください。

298、299ページ、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金です。これはGPS端末機の貸与に係る費用を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出です。

次のページをお願いいたします。

まず、総務費です。職員給与費（介護保険総務管理）は、介護福祉課4名分の人件費です。

次に、介護保険事務費です。保険証等の交付をはじめ、システム改修及び保守使用料での介護保険業務全般の共通経費であります。報酬は、高齢者福祉介護保険事業運営協議会の委員への報酬です。委託料はシステム保守です。使用料及び賃借料については、介護保険システムのリース料です。

続きまして、徴収費です。職員給与費（介護保険徴収）は介護福祉課2名分の人件費です。

次、介護保険賦課徴収事務費です。介護保険料の賦課徴収に要する経費で、納入通知書の発行、送付などの経費です。役務費は特別徴収に係る国保連への手数料、口座振替に係る銀行への手数料です。

次に、介護認定審査会事務費です。こちらは、認定審査会開催に係る事務経費です。審査会については、3合議体で行われ、委員数合計21人です。報酬は当審査会の委員報酬です。

次の職員給与費（介護認定調査）は、介護福祉課3名分の人件費です。

次に、認定調査等事務費です。これは、認定審査会開催に係る事務経費でございます。報酬は、介護認定調査嘱託員4人分の報酬です。一番下の役務費は、主治医意見書の作成手数料が主なものです。

次のページをお願いいたします。

この委託料2件につきましては、要介護認定調査の外部委託費でございます。

次の介護保険趣旨普及費は、介護保険制度周知のためのパンフレットの作成、印刷に係る経費です。

続きまして、保険給付費です。介護サービス等諸費、全体額は41億2,493万8,000円で、対前年度比0.4%の増です。要介護1から5の方へ各種介護サービスに係る給付でございます。

まず、居宅介護サービス給付費です。これは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス等、居宅サービスに係る給付です。

次の地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型、地域密着型通所介護施設への給付です。

次の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院への給付です。

次の居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助用具等の購入に対する助成です。

次の居宅介護住宅改修費は、手すり設置、段差解消等の住宅改修に対する助成です。

次の居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成費の給付です。

続きまして、介護予防サービス等諸費です。全体額は8,667万3,000円、対前年度比8.1%の減となっております。こちらは、要支援1、2の方への各種予防サービスに係る経費です。

まず、一番下の介護予防サービス給付費です。これは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス、居宅サービスに係る給付です。

次のページをお願いいたします。305ページです。

大竹委員長

本日の会議時間を延長いたします。

足立福祉部長

引き続き、305ページです。

地域密着型介護予防サービス給付費です。こちらは、認知症高齢者グループホーム利用者に対する給付です。

次に、介護予防福祉用具購入費です。これは、ポータブルトイレ、入浴補助用具等の購入に対する助成です。

次に、介護予防住宅改修費です。こちらは、手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成です。

次の介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1、2の方のケアプラン作成費の給付です。

続きまして、介護保険審査支払手数料です。これは、介護報酬の審査手数料で、国保連への支払い分です。

次に、高額介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、その下の高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方のそれぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものでございます。

続きまして、一番下の高額医療サービス費です。高額医療合算介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、そして一番下の高額医療合算予防サービス費につきましては、要支援1、2の方のそれぞれ1年分の自己負担額の合計が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものでございます。

次の特定入所者介護サービス費、その下の特定入所者介護予防サービス費につきましても同様に、要介護、要支援それぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費・食費について、所得に応じて自己負担額の限度額が設けられております。その限度額を超えた部分について給付するものです。

石引健康づくり推進部長

続いて、地域支援事業費です。第1号事業支給費です。総合事業に係る訪問型及び通所型サービスの利用に係る自己負担分以外の給付です。また、高額第1号事業給付費は、総合事業において限度額以上の自己負担に対し、超過分を還付するものです。

その下、介護予防ケアマネジメント事業です。総合事業のケアプラン作成に係る民間居宅介護支援事業所への介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務に係る委託料です。

その下、通所型介護予防事業です。総合事業の一般介護予防事業におけるスポーツクラブ施設を活用した介護予防講座、認知症予防を目的とした脳トレの認知症認知機能低下予防講座、カラオケクラブ施設を活用した認知症予防講座などを委託しております。

一番下、介護予防普及啓発事業です。

次ページ、309ページをお開きください。

元気サロン松葉館運営、龍・流連携による健幸ウォーキング、シルバーリハビリ体操等、

市民活動等推進に係る事業を行っています。委託料、健康マイレージウォーキングイベント開催は、イベント参加者のうち65歳以上を70%とし、介護保険事業として特別会計で計上しています。残り30%分は一般会計で計上しております。

次の高齢者いきいき活動支援事業は、元気サロン松葉館の運営委託費ですが、65歳以上の利用を85%ととして計上しております。残り15%分は一般会計にて計上しております。

その下、地域介護予防活動支援事業です。シルバーリハビリ体操、3級養成等、市民活動の担い手育成や、生活管理短期宿泊事業のほか、市民の自主的な介護予防活動を支援する高齢者地域ふれあいサロン活動支援事業等に係る経費を計上しています。

その下、げんきあっぷ！応援事業です。元気アップ体操の推進に係る経費を計上しております。

その下になります。職員給与費（介護包括支援）は地域包括支援センター職員8名分の人件費です。

その下、地域包括支援センター運営費です。介護保険法に規定する地域包括支援センター運営に係る経費を計上しています。主なものとして、介護支援専門員等3人分の人件費、元気サロン松葉館の緊急的な施設修繕費、地域包括支援センターシステムと、訪問用軽自動車2台のリース料などです。

足立福祉部長

次に、総合相談事業です。こちらは、在宅介護支援センター運営事業を3法人、竜成園と涼風園と牛尾病院に委託しており、地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っております。

石引健康づくり推進部長

その下、権利擁護事業です。介護保険法に規定する地域支援事業の項目であり、主に成年後見人選任の市長申し立てに係る経費等を計上しています。

足立福祉部長

次に、一番下の家族介護支援事業です。内容は次のページでご説明いたします。311ページです。

この事業は、在宅で要介護者を介護する方に対し支援をするものです。報償費は、介護慰労金として2名分を想定しております。委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、GPS端末機を利用した徘徊高齢者家族支援サービス事務に係る委託料です。

扶助費の介護用品購入費助成金は、紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金です。

次に、自立生活支援事業です。委託料の食の自立支援事業は、食生活改善による健康保持や、定期訪問による安否確認を目的として、配食サービスを実施するもので、調理、配達業務を委託するものです。

補助金の住宅改修支援事業につきましては、利用者の住宅改修に係る理由書をケアマネージャーによらず、みずから作成した事業者に対し補助するものです。

次に、介護給付等費用適正化事業です。介護給付費の適正化に向けたシステム活用で、この3件の委託料では、その支援システムの保守・運用支援のための経費を計上しております。

石引健康づくり推進部長

その下、在宅医療・介護連携費です。地域包括ケアシステム構築のための龍ヶ崎市在宅医療・介護連携推進会議に係る委員への謝金及び研修会講師謝礼と、竜ヶ崎市・牛久市医師会の協力により設置した在宅医療連携相談室の運営経費です。

その下、生活支援体制整備事業です。生活支援サポーター、通称、家事サポの養成に係る経費と、施設や住民活動など地域の社会資源情報を市民や事業所へ情報を提供し、また、

新たなサービスの創出を検討・推進するためにデータベース化するシステムの構築と運用の経費を計上しています。

その下、認知症総合支援事業です。市オレンジプラン推進のため、認知症講演会、初期集中支援チーム運営、認知症カフェ等に係る経費を計上しています。報償費は、認知症講演会講師謝礼及び認知症初期集中支援チーム謝金です。事業費は、認知症ケアパス作成等です。

その下、地域ケア会議事業です。地域包括ケアシステム構築のため、他職種の専門職で個別支援の課題から協議し、地域課題への解決へとつなげていく地域ケア会議運営に係る経費を計上しています。主に、地域ケア会議参加者謝金です。

その下、介護予防日常生活支援総合事業審査支払手数料です。総合事業における自己負担分以外の給付については、毎月国保連を経由して提供事業者を支払われており、それに係る審査支払手数料です。

足立福祉部長

次ページをお開きください。

基金積立金として、一番上の介護保険支払準備基金費です。これは、第1号被保険者保険料歳入の余剰分として介護保険支払準備基金に積み増しをするものです。

次に、諸支出金です。第1号被保険者保険料還付金は、死亡、転出、所得構成等による還付金です。

その下の国庫支出金等返還金は、平成29年度概算交付されていた補助金等について、精算による返還金に対応するものです。次の介護保険事業一般会計繰出金につきましては、科目設定でございます。

次の介護保険事業予備費につきましては、不測の事態に対応して計上したものです。

以上でございます。

大竹委員長

休憩いたします。

午後5時10分再開の予定であります。

【休 憩】

大竹委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、質疑ありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

309ページの地域支援事業費のところで数点お聞きします。

1点目はこの309ページの地域包括支援センター運営費のところですがけれども、地域包括支援センターの人的強化を望むところですがけれども、今回の予算を見ると、報酬のところ、大分予算額が増えていますので、人的補強があるのかと思うんですがけれども、あれば人員等、あと、どういう資格の人が増員されるのかについて、お聞きします。

大竹委員長

大野健幸長寿課長。

大野健幸長寿課長

それでは、現在との比較で申し上げます。

現在おりますいわゆる専門3職種と言われる職種ですがけれども、まず、保健師が3名、

社会福祉士及び準ずる者が3名、あと、介護支援専門員が1名でございますけれども、このうち介護支援専門員を2名増員いたしまして、主任介護支援専門員でございます。失礼しました。センター長を除いては現在の7名体制から9名体制に、増やそうというものでございます。これによりまして、専門職のバランスが一定程度は保たれる見込みになるのかなというふうに理解しております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

さらに強化を望むところですが、一応3、3、3で揃って、3チームできるみたいなことになると思いますので、これはよかったです。

あと、同じページのところに、下のほうにある成年後見制度支援事業ですが、これは実際にこれを適用して、申し立てをされた方がいるかどうか、ちょっと実績あればお伺いします。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

実績ベースで申し上げます。

平成30年度、本年度におきましては現在のところ、1案件を処理しております。

ただ、処理した1案件なんですが、相談や問い合わせなど窓口での対応などは逐次行っているのは現状であります。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、次のページのところで、真ん中辺の05031400の介護給付等費用適正化事業のところの委託料で、介護給付等費用適正化支援総合システム運用サポートで、これは昨年度の予算になるわけですが、今年度これは大きく予算額が増えています。その点では中身が違うんだと思うんですが、その辺についてお聞きします。

大竹委員長
中嶋介護福祉課長。

中嶋介護福祉課長

はじめに、予算の内容でございますが、トリトンモニター運用修理及びケアプラン点検新サービスの費用となります。

このトリトンモニターにつきましては、介護認定調査におけます認定情報と給付情報を突合せ、確認が必要な給付を抽出するシステムとなります。

次に、実施する内容でございますが、現在、介護福祉課の職員と健幸長寿課に所属するケアマネージャーが実施しておりますケアプラン点検を民間事業者へ委託するものであり、居宅サービス計画等の書類に基づきまして、該当事業所の担当ケアマネージャーにヒアリングを行い、利用者の自由の選択を阻害していないか、自立支援する者として十分な内容と

なっているか、真に必要なサービスが適切に位置づけられているかなどの視点でケアプラン点検を行うものとなります。

なお、当該事業の委託料につきましては、今年度から創設されました保健所機能強化推進交付金を原資としているところでございます。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ケアプランをチェックされるということで、ケアプランナーも適正にされているかどうかということを民間に委託して、それをチェックするというようなことになると思うので、その委託料の部分が増えているということになりますか。

大竹委員長
中嶋課長。

中嶋介護福祉課長
はい、そのとおりです。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、最後に1個だけ聞きます。

その下の下に、生活支援体制整備事業というのがあって、この中に委託料で地域資源データベースシステム構築というのがあります。これは、昨年度はなかった項目で、新たに設定されたものなんですけれども、これはどういう内容なのか、お聞きします。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

お答えします。

ここで言うところの地域資源でございますけれども、いわゆる高齢者、もしくはその家族などが日常的に必要なとする、例えば、病院、薬局、老人施設とか事業所、あるいは地域住民の活動の実例とかそういったものを定義してございます。

そういったいわゆる地域資源と言われる情報を各担当部署間において、個別に保有し、その内容、保存形式など今までは様々でございました。それを新しく、いわゆる最新の正確な情報として集約、一元化することによって、利用したいという方にはスムーズにわかりやすく伝える。あとは、我々にとっては情報の共有化が図られるという、そういったことを目的としたシステム構築を予定してございます。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると、このデータはいろんな形で集めるんだと思うんですけれども、主にどういう過程を通じて、コミュニティデータというのが集まってくるものなんですか。

大竹委員長
大野課長。

大野健幸長寿課長

当然のことながら、今現在ネット上にあるデータもありますけれども、やはりそうしますと、審議のこととか新しいもの、古いものとか混在してございますので、そういったものを見きわめながら構築していくという、そういう形になろうかと思えます。

いずれにしても、データの取り扱いにつきましては、慎重を期すべきなのかなと思っております。

それを踏まえて、正確なデータが一元化されるということで、時間とかはかなりかかるんではないかと考えております。

以上です。

大竹委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

私の質問は以上です。

ありがとうございました。

大竹委員長
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大竹委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第23号 平成31年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計予算について、ご説明願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

それでは、予算書の325ページをお願いいたします。

議案第23号 平成31年度龍ヶ崎市障害児支援サービス事業特別会計の歳入歳出予算について、ご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,600万円と定めるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

333ページをお願いいたします。

はじめに、当会計は障がい児通所支援事業所つばみ園の運営に関する特別会計です。

まず、つばみ園の現況、登録児童数の推移を3年間にさかのぼり順に申し上げます。

平成28年3月は126人でした。29年3月が138人、30年3月が138人、そして、本年3月1日現在で152人が在籍しており、昨年度予算は同数であったんですが、年々増えている状況でございます。

それでは、まず、サービス事業収入の障がい児通所支援事業収入です。

当事業につきましては、1割が自己負担、9割が公費負担です。その公費負担分でございます。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金（現年度分）につきましては、1割分でございます。その下の過年度分については科目設定です。

次に、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金です。こちらは歳入と歳出の差額、主に人件費への充当で一般会計からの繰り入れになります。

次の障がい児支援サービス事業繰越金及びその下の歳計現金運用利子につきましては、科目設定です。

次の障がい児園外活動負担金は、スポーツ安全保険への加入負担金です。1人当たり800円、60人分計上しております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）は、つぼみ園職員3人分の人件費です。

次に、障がい児通所支援事業です。

主なものとしまして、報酬は療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士など非常勤職員の報酬及び嘱託医師の報酬、そして、保育指導員の報酬です。

その他の費目につきましては、つぼみ園の運営に係る事務的経費でございます。

最後の障がい児支援サービス事業予備費につきましては、不測の事態の対応として計上したものです。

以上でございます。

大竹委員長

それでは、質疑ありませんか。

深沢委員。

深沢委員

つぼみ園の通所時の現在の状況ということで、障がい認定のある子と、それから障がいの可能性が疑われる子、それぞれの人数を教えてください。全体では152人ということでしたけれども、よろしくお願いします。

大竹委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

障がいのある児童と可能性が疑われる児童数について、お答えをいたします。

つぼみ園は心身の発達に何らかの不安がある子どもたちが利用する施設ですが、その利用に際しましては、障害者手帳や診断書の提出を必要とはしておりません。その他に障がいがある児童数につきましては、保護者からの聞き取りや医療機関からの情報提供、それらを受けた数により承認や確認できたその人数で返事やお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、部長のほうから直近の登録児童数としまして152人というご説明がありました。その152人の中で、障がいを確認できている子どもたち、児童の数は68人となっております。残り82人につきましては、言語や運動機能などの発達におくれや偏りがある児童という認識をしていますが、障がいの可能性が疑われる児童はこの82人の中に含まれているのであろうと思っております。

以上です。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

つぼみ園があることで、この障がいの可能性が疑われる子たちが入って、療育をしていただくということはとてもいいことじゃないかなと思います。

療育というのは物すごく御存じのように早く始めなければ、もう効き目がない。先生方もいつときでも早くやりたいというような考え方ですので、ぜひ、またこれからどんどんもしかしたら増えるかもしれませんけれども、療育のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、理学・言語・作業療法の平均的な回数とはどれぐらいやっぺいらっしやるのでしょうか。

大竹委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

ひと月当たりの平均療育実施回数につきましては、理学療法が2回、言語療法が7回、作業療法が4回となっております。

以上です。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

その頼む先生方というのはもう足りているのでしょうか。

大竹委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

現在は病院をはじめNPO法人等の委託をもとにスタッフの確保を行ってござりまして、現時点においてもスタッフは十分足りているということで認識はしてござります。

大竹委員長

深沢委員。

深沢委員

発達性協調運動障害の療育はされてござりますか。

大竹委員長

下沼課長。

下沼社会福祉課長

発達性協調運動障害、いわゆるDCDと診断された児童につきましては、現在通所はしてござりません。

もし、今後DCDと診断された児童の利用があつた際には作業療法士などの専門職と連携を行ひながら、児童個々に障がい特性に応じた療育を提供していきたくいと、そのように考えてござります。

以上です。

大竹委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

D C Dと診断がついていなくても、運動機能のほうに障がいのある子というのがあると思います。親御さんがそんなふうを考えていない場合もある、障がいの可能性が疑われる子の中にいるかもしれませんので、その辺のところをよく見ていただいて、療育のほうできちんとしていただきたいと思います。

今後、増えてくるかもしれませんので、そのときに対応を今から考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

大竹委員長
ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大竹委員長

続きまして、議案第24号 平成31年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

予算書の345ページになります。

議案第24号 平成31年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計予算です。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,400万円と定めるものです。

75歳以上が医療に係る後期高齢者医療は県単位で広域連合が保険者となり、医療保険事業を行ってまいります。

最初に、被保険者の状況についてです。

平成31年1月末現在の被保険者数は9,630人となっております。過去5年間で平均して400人強ずつ増加している状況であります。

それでは、歳入からご説明をいたします。

352ページ、353ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料です。

全体で前年度比11%の増となっております。普通徴収現年度分については収納率99.4%、滞納繰越分については収納率45%で計上しています。

次に、2つ目の枠の使用料及び手数料です。

督促手数料を13万円計上しております。

その下の繰入金です。

後期高齢者医療費等繰入金は、療養給付費の12分の1が市の負担分となっております。

その下の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減に対する県補助4分の3の補助率を一般会計で受け入れ、これに市の負担分4分の1を加えた額を繰り入れるものです。

その下の繰越金については科目設定です。

その下、諸収入のうち、延滞金、加算金及び過料です。

後期高齢者医療被保険者延滞金として11万6,000円を計上し、その下の過料分については科目設定となっています。

その下、償還金及び還付加算金です。

後期高齢者医療保険料還付金は保険料の構成に伴う広域連合からの歳入で、その下の還付加算金は科目設定となります。

次に、一番下の市預金利子です。

歳計現金運用利子についての科目設定になります。

次のページをお願いいたします。

355ページになります。

一番上の枠、受託事業収入です。

後期高齢者健康診査受託料です。これは75歳以上の検診実施について広域連合から委託されるもので、集団検診、医療機関検診にかかる経費及び事務費についての広域連合からの歳入です。

その下の枠、雑入です。

後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は人間ドック、脳ドックに対しての補助分です。

その下の後期高齢者医療広域連合納付金精算金及びその下の後期高齢者医療事業雑入はいずれも科目設定です。

一番下の後期高齢者医療制度円滑運営事業費は廃除科目となっております。

次のページをお願いいたします。

357ページです。

こちらから歳出になります。

最初に、総務費です。総務管理費になります。

一番上の職員給与費（後期高齢者医療総務管理）は保険年金課職員2人分の人件費です。

その下の後期高齢者医療事務費です。

主なものとして、報酬、共済費及び賃金は臨時職員、年度途中からの一般職非常勤職員としての身分がえに伴い、雇用する経費で役務費や保険証等の郵送費になります。

その下の枠、徴収費になります。

職員給与費（後期高齢者医療保険料徴収）は保険年金課職員1人分の人件費です。

次に、後期高齢者医療保険料徴収事務費です。

主なものとしまして、役務費は納付書、郵送料及び口座振替の手数料です。

次に、その下の枠になります。

後期高齢者医療広域連合納付金です。このうち、事務費納付金は広域連合事務費の共通経費に掛かる市負担分です。

その下の保険料等納付金は、歳入の保険料や保険基盤安定の分です。

その下の療養給付費納付金は、市が負担する療養給付費の12分の1になります。

1番下の枠になります。

保険事業費です。

後期高齢者健康診査事業です。これは広域連合からの受託事業になります。

次のページをお願いいたします。

359ページになります。

上から2つ目の後期高齢者健康診査これらの集団検診及び医師会加盟の医療機関検診に係る委託費となっております。

その下の人間ドック助成費です。これは市と契約しています医療機関での人間ドック、脳ドック健診費用の2分の1、上限2万円を補助するものです。

次に、その下の枠、諸支出金です。

後期高齢者医療保険料還付金は各被保険者へ広域連合から市を經由して還付するものです。その下の後期高齢者医療保険料還付加算金は科目設定です。

最後に、予備費です。

110万4,000円を不測の事態に備え、計上しております。
説明は以上です。

大竹委員長

それでは、質疑ありませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

1点だけお聞きします。
後期高齢者保険で、現在も短期保険証となっている方は何人いらっしゃいますか。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。
短期証の交付人数でございます。平成31年1月末現在、30人の方に交付しております。
以上でございます。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今、後期高齢者保険が広域連合となっていますので、この短期保険証になるのは滞納分がどういうことになった場合になるのか、そういう統一基準的なものはありますか。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

お答えします。
交付基準になります。
茨城県後期高齢者医療広域連合での基準を参考にしまして、毎年度6月1日を基準日として、納期限より6カ月を経過している保険料の滞納。具体的には前年度の第5期11月末までの保険料に未納がある場合になりますが、かつ保険料の納付率が75%未満の場合には有効期限6カ月の短期証を交付しているところでございます。
以上でございます。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。
今のですと、ずっとたまった場合には75%で、あと毎月というか、ところどころで抜けたりする場合もあるかと思うんですけども、そういう場合には6カ月で、これどちらも適用したんですか。その6カ月とその75%という数字は。

大竹委員長

吉田課長。

吉田保険年金課長

こちらのほうはかつということで、どちらもというような形になります。
以上でございます。

大竹委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

以上です。ありがとうございます。

大竹委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大竹委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第25号 平成31年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算について、ご説明願います。

石引健康づくり推進部長。

石引健康づくり推進部長

議案書369ページをお開きください。

議案第25号 平成31年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ960万円と定めるものです。

まず、介護サービス事業特別会計について、ご説明いたします。

この会計は介護保険上の居宅介護予防支援事業所としての地域包括支援センターの介護予防支援に係る収支を管理するものです。

それでは、予算の説明に入ります。

377ページをお開きください。

歳入になります。

まず、介護予防サービス計画費収入です。これは要支援1、2と認定された方が介護保険の介護予防給付を利用するに当たり、要支援者の状態に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防サービス計画作成に対する給付です。

その下、介護サービス事務費等繰入金は一般会計からの繰り入れで17万1,000円を計上しています。

次に、介護サービス事業繰越金は前年度からの繰越金の受け皿です。科目設定になります。

次に、介護サービス事業歳計現金運用利子です。会計に係る預金利子でございます。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、379ページお開きください。

歳出になります。

居宅介護予防支援サービス費です。

非常勤嘱託員である介護支援専門員の人件費と民間居宅介護支援事業所へのケアプラン作成委託の経費を計上しております。

最後に、予備費として、介護サービス事業予備費として17万3,000円を計上しています。
以上が、介護サービス事業特別会計に係る説明です。

大竹委員長

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大竹委員長

質疑なしと認めます。

以上をもちまして文教福祉委員会所管事項について、説明と質疑を終了いたします。

本日の予算審査特別委員会はこの程度にとどめ、3月8日午前10時に予算審査特別委員会を再開し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行いまして、環境生活委員会所管、質疑
終結後、討論、採決を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。